

令和7年 第4回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和7年第4回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和7年12月9日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和7年12月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年12月9日 午後 2時59分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君 書記 坂本 愛子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教育 長 村上 悦郎 君
総務課 長 松本 徳幸 君	教委事務局長 後藤 栄二 君
情報政策課長 田邊 国昭 君	産業課 長 穴井 徹 君
税務住民課長 中島 高宏 君	建設課 長 谷口 正浩 君
福祉課 長 宮崎 智幸 君	福祉課保育園長 室原 由美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 高村 祝次 君

6番 松崎 俊一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月9日から12月15日までの7日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7.12.9)

議長（熊谷博行君） 皆様、おはようございます。

昨日の午後11時15分頃、北海道・三陸沖後発地震が発生いたしました。私は被害の状況は把握していませんが、被災者の方々には心よりお見舞い申し上げたいと思います。

年末になりました。火災等にはくれぐれも皆様注意していただきたいと思います。小国町は十数年前、町内全家庭に火災報知器を配布設置したと思いますが、疑問に思うのがその後のメンテナンスはどのようになっているのでしょうか。もう一度、町は周知する必要があると思います。一般質問ではございませんので、この辺でやめますが。先月ぐらいからイベント等が文化祭、人権フェスティバル、昨日おとといロードレース大会、金婚式、ダイヤモンド婚、もろもろありました。議員の方々もかなり参加していただいていたようですが、全員ということはなかなかなかったように思われます。

早速ではございますが、令和7年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま議長のほうからも御挨拶の中でありましたように昨晚、震度6強ということでございますけれども青森県そして東北地方を中心に広範囲に地震がございました。報道で皆様方もお聞きになられたと思います。私からも改めて被災された方々にお見舞いを申し上げたいというふうになっております。まだ揺れのほうも続いているというような報道もありますので、現地の人たちにおきましては早く揺れが収まるのが一番だというふうになっております。私も心からお祈りを申し上げたいというふうになります。

さて、本日は12月定例会ということでございます。12月の師走の中また先ほど議長が言われたとおりイベントも様々にまだ続いていくと思われましても、そのような中にも関わらずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また議員各位におかれましては率先して地域の活動、地域の活性化に御尽力を賜り、改めてお礼を申し上げたいというふうになります。議員の皆様方の前でも何回もお話をしておりますけれども11月5日に町の職員の逮捕、そして先日起訴されたということでございます。町民の皆様、関係者の皆様に御迷惑と御心配をおかけすることになり誠に申し訳ないというふうになっております。心より深くおわびを申し上げます。詳細につきましては現在のところ捜査中というところもあります。慎重に対応しなければならないというところもありますけれども、町民の皆様には御不安と御心配をおかけしているというところはもう間違いのないと思います。改めて深くおわびを申し上げたいというふうになります。

今後も引き続きでありますけれども必要な各関係機関と事実確認をしっかりとまいりまして、厳正に適切に対応、対処してまいりたいというふうに思います。

さて、本日の議案につきましては御手元に配付してあるとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。また、11日、12日に皆様方において一般質問を受けさせていただきたいと思っておりますけれども、様々な御意見を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げたいというふうに思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程につきましては、御手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 高村祝次君

6番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る12月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月9日から12月15日までの7日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月9日から12月15日までの7日間と決定いたしました。

本会議は、本日と11日、12日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より順次ご報告をお願いいたします。

小国郷公立病院組合議員、高村議員より報告をお願いします。

3番（高村祝次君） 令和7年9月29日午後3時から、おぐに老人保健施設会議室で公立病院組合定例会が行われました。議事は1番、当組合の病院事業の設置等に関する条例の一部改正。一般病床を70床から65床。2番、令和6年度当組合病院事業会計決算認定について。16億5千800万円の収益、18億700万円の費用の審議でありました。いずれも原案のとおり決定

されました。なお、決算認定でありますので決算採決の前に古賀代表監査から監査報告が行われました。一般質問では児玉議員から、病院事業者の辞任について、給食についての質問が行われました。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） 阿蘇広域行政事務組合議員、松本議員より報告をお願いします。

7番（松本明雄君） 阿蘇広域行政事務組合のほうから報告します。

平成7年10月23日にリサイクルプラザのほうで会議をしました。決算議会ですので令和6年度の阿蘇広域行政事務組合一般会計決算認定について、次は特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘の特別会計の歳入歳出の決算について、その次に養護老人ホーム湯の里荘の特別会計の歳入歳出決算認定について行われました。途中一般質問がありましたが、これは後から述べます。日程第10は補正予算の件で阿蘇広域行政事務組合、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘、養護老人ホーム湯の里荘から特別会計があり問題なく終わりました。一般会計のほうですが、これは今度あった一般質問が皆様に非常に関係があると思いますので報告したいと思います。1人の方が今、リチウムイオン電池の火災が多いのでこの取扱いについてどのようにするか問われました。それで今後町のほうにも広域からいろいろ文書が来るといいますので、それをまた家庭のほうに配っていただきたいと思います。もう1件は阿蘇広域の中で観光に来られる方が非常に多いと。それで、ごみやら救急車を使う件が多いので今後有料化にするとかそういう話も出ておりました。阿蘇郡内の方々の人口が減ってくるので収入をどのようにするかという話も出ましたが、これは東京に久野議員も行っていると思いますが占用料、うちの議会の中でも一般質問の中で出たと思うのですけど、この占用料をもらってはどうかというような話が出ましたので今後こういう話が出てくるといいます。

阿蘇広域のほうは以上で終わります。

議長（熊谷博行君） 両議員、御報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第37号 小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第37号 小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、条例について説明させていただきます。条例は条例議案集の右肩に37と書かれているものです。説明は総務課資料（1）で行いますので併せて御覧ください。まず、1. 長期継続契約についてを御説明いたします。資料（1）の枠の中に地方自治法と地方自治法施行令の抜粋を掲載しておりますが、上段の地方自治法第234条の3には<長期継続契約>についてうたわれています。この中で予算で債務負担行為として定めずに長期的に契約できるものとしまして、電気、ガス、水道、電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約とその他政令で定める契約とされています。その他政令で定める契約としましては、枠内下段の地方自治法施行令第167条の17の<長期継続契約を締結することができる契約>として規定されています。物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされております。今回の条例の制定は、この長期継続契約を締結することができる契約を定めるために制定するものです。

資料の2番として条例の第2条に定めております長期継続契約ができる契約とその例を記載させていただいております。第1号には物品の賃貸借契約において、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるものです。例としましては、コピー機や電子計算機などのリース契約やこの契約に係る保守業務委託などです。次に第2号では、役務の提供を受ける契約において、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるものです。例としましては、庁舎、施設等における機械、設備等の借受けや、この契約に係る保守業務委託また庁舎等の警備又は清掃に関する業務委託の契約です。今回この2号の規定において役場及び町民センターの機械警備に関する契約を長期継続契約として行うものです。

この条例の施行日は公布の日となっております。

以上で、小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の説明をさせていただきました。御審議よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。おはようございます。

今回、長期継続契約の締結ということで新規条例ですので、少し確認の意味で質問質疑させていただきたいと思います。これまでいわゆる債務負担行為で行っていた部分と別に契約を結ぶ条例が制定されるということですので、例えばこれまで行ってきた予算措置における債務負担行為

と、この条例に基づく契約とは並行というか、例えばこの契約を結べば債務負担行為も起こす、あるいは債務負担行為だけで済む。そこら辺りの使い分けはどのようになるのでしょうか。規則で定めると書いてありますので具体的な部分が少し分かりませんので、これまで行ってきた債務負担行為とこの契約の違いがあれば御説明いただきたいと思います。

総務課長（松本徳幸君） おっしゃられているとおり今までは予算の審議の中で債務負担行為というかたちで長期的に契約が発生するものについては予算審議の際に議決を経て、それを翌年度以降に再度予算化して契約させていただくという方法をとっておりました。今回のこの条例の制定につきましては、今まで債務負担行為を起こしておりました軽微なリース機器、例えばパソコンとか公用車とかそういうものにつきましては基本的に債務負担行為を起こさずに翌年度以降の予算内の金額をもって支払うことで契約を行うというかたちで考えております。ですので、今までどおり高額な機器のリース契約等については、債務負担行為を起こしてすべきものだと考えております。その線引きにつきましてはガイドライン等をよく確認しながら適切に運用していきたいと考えております。

以上です。

9番（久野達也君） これからの運用の部分もあるでしょうけれども少し思ったのが規則で定めるとなってきた場合、例えば規則に定めてない契約は長期契約ができないのか。あるいは規則そのものが例えば個別に表示するのではなくひっくるめた例えば備品のリースとかではなく、何かを製作するために長期間を要するだとか、そういったような表現で規則で定めるのか、少しそこが規則の部分ですので分からない部分がありますのでお尋ねしたい部分です。それと併せて従来どおり債務負担行為だけで契約として成立するもの、それからこの長期継続契約の締結についてに基づいて成立する契約と今後は2通りの契約が存在するようなかたちになるのですか。そこがポイントだと思うのですけど。

総務課長（松本徳幸君） 規則の中身についてでございますけれども基本的にはある程度絞ったかたちで制定することを予定しております。例えばソフトウェアを含んだ電子計算機、その他情報処理に関する機器、その機器類のリース料とか保守運用業務の委託料というふうに明記してございます。又は公用車と複写機、コピー機等の事務機器の借受けと保守業務に関する業務委託、それから先ほど言いましたように庁舎、施設等における警備とか設備等の借受けというふうなことで明記されておりますので今考えられる部分につきましてはパソコン、公用車、コピー機と庁舎の管理とそれに付随する情報処理関係の部分がございましたら、それも該当するのかなというふうに考えております。また債務負担行為とこの長期継続契約につきましては、債務負担行為で今現在予算化されているものについては、リース期間が終了するまではそのまま債務負担行為で行われるものと思っております。来年予算化して新規に契約する分また先ほど申し上げましたように庁舎の警備に関する部分につきましては、公布の日からとなつてございますのでこの後手続を

とって来年4月から長期継続契約とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（久野達也君） はい、了解しました。この条例制定後は長期間にわたるものは条例に基づいて契約し、なおかつ予算措置としては債務負担行為を起こしていくというふうに解釈していけばよろしいですね。終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 全員協議会でも確認したところ、この条例の制定のきっかけとなったのが役場庁舎の機械警備の業務委託が既に今年度からもう始まっているということでありました。それで、そもそも論で言うと今同僚議員とのやりとりを聞いていても、この条例がなくても特別長期にわたるリース契約なんか問題なく債務負担行為というかたちで行われていたというふうに思うわけです。機械警備で言えば何も役場庁舎が初めてではなくて学校であったりあるいは鍋ヶ滝公園なんかでも機械警備の業務委託というのは行われていたわけです。そう考えるとあえて今回この長期継続契約を締結することができるようにやり方を変える理由というのは何なのでしょう。

町長（渡邊誠次君） 全員協議会のときにも総務課長お答えしたと思いますけれども、先ほどの債務負担行為と今回の条例によって長期継続契約を締結することができる条例を定めるということでございますけれども、債務負担行為につきましては翌年度以降にわたる支出を議会の皆様に御承認いただく制度でありまして大規模事業や工事等々には不可欠でございます。一方、今日上がっている長期継続契約につきましては、先ほど総務課長がお答えになられたように清掃とか警備とか日常的な業務を安定的に継続するための仕組みでございますので、債務負担行為を毎年度設定させていただく煩雑さを避けるために認められている制度でございますので両者は目的は異なりますけれども、いずれも複数年度にわたる契約を適正に行うための制度であって議会の皆様の承認と行政の効率性を両立させるというところで今回お願いしたということでございます。またこういった長期にわたる継続契約が全体的に増えてきているというのと、そういったことを毎回議会の皆様にどちらかという債務負担行為よりは簡易的なところを長期継続契約でお願いするといったふうに私は理解しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 債務負担行為ということが行われれば今度の庁舎の機械警備の契約5年間でするのかなと思いますけど、少なくとも5年間は継続するわけですから「この庁舎警備にはこれだけのお金がかかるのか」というふうに多分来年度の債務負担行為でやるのであれば3月議会で我々が「5年間でこれだけの額がかかるのか」と審議するわけです。それを「いいですよ」と議決するわけですけど。結局この条例ができれば来年度、令和8年度に「これだけの額を執行します」という予算の歳出部分での議決しかできなくなるわけです。ということは予算の透明性というかたちで言えば軽微な継続契約であったとしても債務負担行為でやったほうがより民主的だし

透明性が高いというふうに思うわけです。それを今までもこんな機械警備なんていうのは庁舎以外の部分ではやってきていたのに何で今初めて出すのかというふうに思うわけです。この長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というのは、もちろん地方自治法に根拠があるわけですから初めから制定している自治体というのがあります。しかしその上で長期継続契約でも「何十年でもいいです」なんていうのはないわけです。やっぱりある程度期間が長くなるなら債務負担行為でやらないといけなくなるのでしょうから。標準的な条例で見ると上限を基本的に5年以内だというふうに定めているわけですが、しかし小国町は条例には定めずに規則に委任するというかたちにするわけです。せめて条例を制定するにしても、今までは債務負担行為で議会で議決していたものをその議決権を奪うわけですから、今回この条例を制定するにあたっては議会で「5年間」というものは議決させていただくべきだと思うのです。それを議決の必要のない規則等に委任してしまうというのは非常に行政の透明性も私は担保できていないのではないかと思います。標準的な条例では5年という上限を規定しているのに、なぜそれを規則のほうに書いてしまうのですか。私は債務負担行為というのは財政、予算の透明性というものを担保する上で必要だからそういう制度があるわけです。ですからそれをある程度の5年以内の継続契約であれば債務負担行為も必要としないと。「煩雑だから」というふうに言われました。要するに債務負担行為の手続自体が行政の事務として面倒くさいからもうやめたいというのが本音だと思います。理由は何にせよ、そういうふうにするのであればある程度この条例に上限の期間というのを書き込んで、その部分も含めて議会で議決するというのが私は筋だと思います。何で上限を条例には規定していないのですか。

総務課長（松本徳幸君） 御質問ありがとうございます。

まず今まで施設のほうで警備していたのに何で今なのかということにつきましては、ほかの施設につきましては侵入したら警報が鳴るとかある程度簡易的な警備でしたので単年度契約で行っても支障がなかったというふうに認識してございます。役場と町民センターということですのでかなり大がかりな機械警備になってございますので、それなりの費用もかかってございます。そこで警備をする事業者の方にもある程度の期間、長期的な契約を結びたいということで今回の条例の提案になりました。また年数について規則で定めているのはなぜかということでございますけれども、長期継続契約の期間につきましては先ほど言っていますように地方自治法第234条の3においては標準的な例では示されているものの法令等では年数の基準は示されていないものと認識しております。ですので契約内容の性質や今後の技術変化などによって最適な期間が異なってくるとお考えしますので、条例においては基本的な枠組みのみとして定めさせていただいて具体的な契約の期間については規則で定めることが適当であると判断させていただきました。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第5、「議案第38号 小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第38号 小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された児童福祉法の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉課長(宮崎智幸君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。条例集の2ページ右肩に38と表示してあるものが条例本文となります。また福祉課資料(1)で乳児等通園支援事業と条例制定についての説明資料を用意させていただいております。制定内容に関しましては、こちらの資料で御説明申し上げます。

まず最初に条例制定の目的についてでございます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法

律の施行により、令和8年4月から全ての自治体で乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が実施されます。この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形態での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能額の中で就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となります。

本事業を実施するためには児童福祉法に基づき、園の設備・運営に関する基準を町の条例で定める必要があります。また、これに併せて子ども・子育て支援法では、給付認定を受けた子どもに対して給付費を支払う「特定乳児等通園支援事業」が規定されており、事業者が遵守すべき運営上の基準も条例で定める必要があります。

次に事業の概要について説明します。利用対象者は保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満となります。次に利用時間は、上限が子ども1人当たり月10時間となっております。続いて利用料負担については、1時間当たり300円を予定しております。続いて利用方法ですが、まず利用者は町に認定申請を行います。その後、町が審査を行い認定を行います。実施場所については、宮原保育園と小国幼稚園で実施する方向で考えております。次に利用対象の年齢を表で示してあります。この表は既存の教育保育の制度と新設される「こども誰でも通園制度」との関係を表しております。新制度は表下段の【新たな制度】と書かれている部分となります。0歳6か月から3歳未満で就労要件なく一定時間利用できる点が大きな特徴となります。

続いて、条例の内容について説明します。2ページをお開きください。小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、乳児等通園支援事業を実施する事業者が遵守すべき設備の基準及び運営の基準を定めています。この条例は児童福祉法において町による認可事業として位置づけられ、事業実施に当たり設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされております。以下の表に、条の番号、見出し、内容について整理いたしております。

主な内容は、第1条 趣旨、第2条 定義、第3条・第4条で最低基準について、第5条 乳児等通園支援事業者の一般原則、第7条 安全計画の策定等、第9条 乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件、第13条 虐待等の禁止、第14条 衛生管理等、第16条 乳児等通園支援事業所内部の規程、第19条 苦情への対応、第20条 乳児等通園支援事業の区分、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について、第21条 設備の基準、第22条 職員、第25条 設備及び職員の基準などを規定しております。一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業という名称が出てきましたが、これは乳幼児等通園支援事業の実施方法のことで、一般型とは保育所における利用定員とは別に本制度の定員を設定し専任職員を配置して児童の受入れを行うものです。一方で余裕活用型ですが、これは保育所等における空き定員の枠を利用して受入れを行うものです。既存の利用定員内で行うことから専任の職

員は要さず既存の職員配置で対応するものであります。小国町ではこの余裕活用型での実施を予定しております。

本条例は公布の日から施行となります。

説明は以上となります。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第38号について質疑に入ります。

4番（児玉智博君） 動議。

本議案は、次の議案第39号と非常に関連しますので、一括して審議することの動議を提出します。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第39号 小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

議案第39号 小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） 小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。条例集の10ページ右肩に39と表示してあるものが条例本文となります。先ほど福祉課資料（1）で乳児等通園支援事業と条例制定についての説明をさせていただいております。今回は制定内容についてのみ、こちらの資料で御説明申し上げます。福祉課資料（1）の4ページをお開きください。

本条例は、特定乳児等通園支援事業を適切に実施するため、事業者が提供すべき支援の内容や手続、安全確保、記録・報告などの運営上のルールを定めるものです。利用申込時の面談や受入、支給認定の確認、支援の記録、安全対策、苦情対応等、事業者が遵守すべき事項を整理し、適切で円滑な支援提供を行うための体制を整えることを目的としています。この条例は確認基準となっており子ども・子育て支援法において本事業を実施する事業者は事業の運営について町の確認を受けることで要した費用について国が定める公定価格に基づき乳児等支援給付として給付が受

けられることとなります。その基準は町が条例で定めることになっております。以下の表に、条の番号、見出し、内容について整理いたしております。

主な内容は、第1条 趣旨、第2条 一般原則、第3条 利用定員、第4条 面談、第8条 乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第9条 心身の状況等の把握、第12条 支払、第16条 相談及び援助、第19条 運営規程、第20条 勤務体制の確保等、第21条 利用定員の遵守、第24条 虐待等の禁止、第28条 苦情解決などが規定されております。

本条例は、令和8年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第38号及び議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

今回の条例制定につきまして0歳から3歳ぐらいまでのお子さんについては私も今回一般質問で質問させていただきますが、人数がかなり減っているというような状況も私は把握している中で、大体想定される対象となる方がどのくらいいらっしゃるか、ある程度把握されているのか。これは専業主婦の方が子どもを保育園に預けられないといった場合に臨時的に預けられるようになるようなものにもなるかなと思いますし、その辺りについてどのように想定されているか。また予約の方法について、まずは申請をするのだと思いますが、申請をした方がどのような手続を踏んで預けることができるのか、前日でもいいのか、当日でもいいのか、何日前なのか。どういう方法なのかというのをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） まず本事業を活用される人数の想定ですが、対象年齢が0歳6か月から満3歳未満ということで対象年齢の人数を絞っていきますと、その中で保育園、幼稚園に通っていない方が大体3名から5名程度の方が利用対象者として上がってくるのではないかとというふうに考えております。

それから予約の方法ですが、先ほど御説明申し上げましたが、まず町のほうにこの給付を受けるための認定申請を行います。認定されましたら今度は事業者、保育園であったり幼稚園のほうに申込みを行って、その後面談を行い、その後に利用が開始されるということです。いつまでという部分がありましたが、今回の事業につきましてはどちらかといえば親の都合というより子どもたちに保育園であったり幼稚園の中で体験させるというような目的が大きな目的となっておりますので、急な部分での申込みについてはではなく計画的な利用ということで考えておりますので、ある程度前もって事前に申込みをしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） そういった答弁である程度理解できました。

次にお金の面についてですけれども食事について給食を食べる可能性もあるかなと思うのです

が、そういった場合は給食費などの負担がどのように考えられているのか。それから利用料が300円保護者の負担が必要だと思うのですが、その辺りについては国からの財政措置などがあるのかどうか、そちらについてもお尋ねしたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） まず給食の件ですが現在のところ給食費を別で取るということは考えておりません。利用料の300円の中で対応したいというふうに考えております。それからこの事業につきましては、国のほうから4分の3の補助金がきます。それから、その残り分を県と町で負担ということになります。県が8分の1、町が8分の1ということで給付に対しては補助金がくるということになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今、同僚議員が聞かれましたが、そのほかのことについて聞きたいと思います。人数については3名から5名とお伺いしましたが、この3名から5名の方が申請したときに特に小さい子どもさんですので保育園で預かっていればどういう病気にかかっているとか、どういう反応すればどうだ、とかいうことが保育者のほうも分かると思うのですが、これに関しては特に急に預けると今まで見たことない子どもさんを預けるわけですので、子どもさんを預けている1時間以内に病気になるということも考えられますので、そういうときの対応ですね。公立病院でもまだ小児科のほうがありませんので、小さい子どもさんの病気を見つけることが非常に困難だと思いますけど、その対応の仕方はどのようにお考えでしょうか。

福祉課保育園長（室原由美君） おはようございます。

今回、宮原保育園で余裕活用型乳児等通園支援事業を行う予定ですので熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を根拠とした宮原保育園の運営規程をもとにお答えします。運営規程第5条により嘱託医を小国公立病院に委嘱しています。また緊急時における対応方法として、安全管理マニュアル、緊急時対応マニュアル、衛生管理マニュアルなどを策定しています。園児が御質問のような状況になったときには、それぞれのマニュアルに沿って対応することになりますが、例えば遊んでいてけがをした場合、まず保護者に連絡し保育士が病院に連れて行き処置をしていただくこともあります。また持病を持った園児については、保育中の緊急搬送について消防署とも連携しています。今回の特定乳児等通園支援事業につきましても、通園事業の運営に関する基準第4条において、特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談を行わなければならないとありますので、事前に利用者の状況をしっかり把握して対応したいと考えています。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

1点お尋ねなのですけれども、保育園は設置条例、管理条例等に基づいて運営していますけれども、お聞きしたいのは今現行制度で保育の部分3歳から就学前の部分で他自治体への例えば保育委託とかできますよね。それを考えた場合、今回のこの条例を定めて例えば条例を定めている自治体では登録していれば町外の方であったとしても受け入れることになるのか、あるいは小国町の方が町外のところをお願いするとか。例えば第二子が生まれてお母さんの里帰り出産をしていて病院に行かなければならないと。そんなときに2歳児や何かが町外の条例制定しているその自治体には登録しておけばお預けすることができるのか。それとそのときの料金というのは保育委託みたいに町に払っていただいて、その委託自治体にするのか、あるいはそっちの先の自治体に登録しておりますのでその自治体で払うのか。非常にいい制度と私は思うのです。子どもの育ちを保障する部分それから親の子育てを支援する部分が相まった制度だと思いますので、使い勝手の部分でそこら辺りはどんなになるのかなと条例を見させていただいて思いましたので質疑させていただきます。

福祉課長（宮崎智幸君） 今回の事業のサービスについては居住地以外の町外でも利用することができることとなっております。しかしながら先ほども申し上げましたように、まず居住地の市町村に認定申請を行う必要があります。その後町内外問わずに事業者のほうは選んでいただいて、利用者のほうがその園のほうに申込みをしていただくというかたちになります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 先行で実施している自治体なんかもあるわけですけど今まで課長も説明したとおり保育とは何か違う。保育とまた別物だけでも、ところが小国町の場合は3歳未満なんかでもたとえ保育園や幼稚園で通常の保育などを受けていない就学前児童であっても、保護者の就業形態や傷病等で家庭における育児が断続的に困難となったり、あるいは冠婚葬祭などで必要となった場合は宮原保育園で一時預り事業を受けさせることができっております。ですから保育園に普通通ってない3人とかなんとか言われましたけど、そういうお子さんであっても困ったときには一時預り事業というのを受けすることができるわけです。そういう中で保育園長にお尋ねしたいのですが、保育士の立場から「こども誰でも通園制度」のニーズが小国町内で具体的に感じられる事例が今までにあつたら御紹介ください。

福祉課保育園長（室原由美君） こども誰でも通園制度に関しては、今の現存の一時預り制度と一緒にしてはいけないのですけれども一時預りの制度を利用する方はたくさんいらっしゃいますけれども、3歳までの間に保育を利用させたいというお子さんは皆さんもう入園されていますので待機児童がいるわけでもありません。それで利用者がいるかどうかということはちょっと考えら

れないのですけれども、国として令和8年度からは「条例を各自治体で制定してください」ということが挙げられていますので、いつでも受入れをできるように条例制定をお願いしているところではあります。

4番（児玉智博君） この制度を国が始めるに当たって余りニーズ調査なんかも国自体もやってないような状況らしいです。その上で保育の現場にいらっしゃる保育園長に肌感覚をお尋ねしましたが、なかなかそれは感じられたこともないのかなということも今の答弁を聞いて思ったところではあります。利用方法について国は、利用する園や時間を固定せず利用する「自由利用方式」が選択できるとしてありますが、町内在住や就労者以外の利用も予想されるのでしょうか。「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使つての予約は可能になるのでしょうか。「こども誰でも通園制度総合支援システム」ということで検索エンジンに入れますと、もうホームページが作られているのですが、その中に熊本県を選択すれば阿蘇郡小国町というの也有ります。そこをクリックしてもまだ現在この町のほうにもシステムがないからでしょうけれども「自治体に問合せください」というメッセージが出るわけですが、4月からこの制度を始めるとしたらこのシステムを使つての予約が可能になるのか教えてください。また、その場合、宮原保育園や小国幼稚園のシステム導入に必要な予算はいかほどになるのでしょうか。小国幼稚園が導入する場合の補助は検討されているか併せて御答弁いただければと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） 本制度が開始になったときの予約とか受付辺りのシステムということでの御質問ですが、国のほうが通園制度総合支援システムというものを無料で全自治体であったり事業者のほうに提供することになっております。ですので費用面についてはかからないということになっております。それからこのシステムを導入するかという部分につきましては、当然利用する方は電子申請で予約がとれるということで便利ではあるかと思いますが、事業者側からするとどれだけの利用の申込みがあるか分からない中で毎日システムを管理していく必要もございまして、実際にはうちで申し上げますと宮原保育園であったり小国幼稚園の事業者の方とそこらを辺りをしっかり話した上で導入については今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

4番（児玉智博君） では最後に四つほど聞いて終わりたいと思います。宮原保育園の一時預り事業は1日当たりの利用定員というのがおおむね5人というふうになっています。それでは、こども誰でも通園制度の利用定員というのは大体どれぐらいを考えているのか教えていただきたいのと、小国幼稚園の定員はどれほどになるか聞いていれば教えていただければと思います。それと議案第39号のほうの第4条面談についても伺います。その面談の時期について利用申込みを受けた後となっておりますが、申込みから面談そして実際に利用するまでは、それぞれどれぐらいの日数があるというふうに考えられるのでしょうか。もう1点、毎回異なる施設を利用すると「この日は宮原保育園に行ったけれども、この日は小国幼稚園に行った」というふうになると3歳末

満という特定の大人との安定した関わりが必要な発達段階にある子どもたちだと思います。いろんな大人と接するよりも、まずは親それと保育園の担任の先生というようなのが大体望ましいのかなと思うのですが、それがいろんな大人と関わる中で強いストレスを与えることなどの懸念があるかと思いますが、利用する園を固定することはできないのでしょうか。もう1点、全国特に大規模な自治体では施行実施の事例があるかと思いますが、それは何件あるのでしょうか。また、そうした中で事故が起きてはいないか把握されていたら教えていただければと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） まず利用定員についてですが、先ほど申し上げましたように想定人数は3名から5名ということで考えております。現在、宮原保育園でいきますと全体の利用定員は150人となっておりますが、0歳から2歳の定員は50名です。そのうち実際の現行制度での利用が36人となっておりますので14人の枠が余裕として空いております。それから小国幼稚園に関しては0歳から2歳の定員が15人に対して現行制度での利用が9人となっておりますので、差し引いた6人が余裕枠ということで今定員が空いているような状況です。

それから面談についてですが先ほどから申し上げましたように、まず役場のほうに認定申請を行っていただいた後に認定が終わりましたら利用事業者のほうに申込みを行っていただくと。そこから面談を行うということになりますが当然申込みを行って早い段階で面談を行うということになりますが、今想定している感じでいきますと、役場への認定申請から保育園の面談、それから利用開始までには最低でも10日から2週間程度必要ではないかというふうに考えております。

それから次に、毎回異なる施設を利用すると子どもにストレスがかかるのではないかという部分ですが、制度上で申し上げますと利用する施設を固定させるということとはできないというふうに考えております。しかしながら議員が言われるような懸念事項も確かにありますので当然、将来的に恐らく入園につながっていくと思われまので、そういった施設を利用することが望ましいのではないかというふうには考えております。しかしながら保護者によってはいろんな園を経験させて、その中で将来的な保育場所を選択するというふうなことも考えられますので、まずは施設をこちら側から固定するということができないのかなというふうに考えております。

もう1点が施行の実績ですけど全国で令和7年の8月時点で166の自治体の実施しております。熊本県内では3自治体の実施しております。

それと事故については現在のところそういった事故についての情報提供等は入っておりません。保育園関係とか重大な事故等が発生すると国のほうからすぐに通達というかたちで届きますので、現在のところこの事業についての事故報告のほうは行われておりません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 面談の時期については、条例で利用申込みを受けた後に面談をするというふ

うになっているから、申込みから面談まで、そして実際の利用までの間のことを聞いたのです。答弁では「役場に来て登録をした後、大体10日から2週間」というふうにおっしゃったけど実際「取りあえず登録しておこうかな」と思って登録したけど実際利用しない場合もあると思うのです。そしたら10日から2週間どころかもっと間が空く可能性あるわけで、宮原保育園に「利用申込みます」、「利用させてください」と言ってから実際面談してから利用するまで、どっちかといえば「せめてこれぐらい空けてください」というのがあれば説明いただけたらと思うのですけど。

福祉課長（宮崎智幸君） 利用申込みからということで事業者への申込みからという部分の質問でした。私、認定申請から先ほどお答えさせていただきましたので訂正させていただきます。事業所のほうに申込みを行った後は、できる限り早く面談を行うということで、申込みを受けてからは大体1週間程度で面談まで終わらせて利用開始につなげたいと考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第38号、小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について並びに議案第39号、小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてに反対の立場から討論を行います。

両議案は2026年度に国が主導して本格実施が始まる「こども誰でも通園制度」を小国町でも実施するための条例制定です。町が認可した施設と保護者が直接契約を行い、保護者の都合で預ける施設や日時を申し込む仕組みとなっています。国はこの制度を保育ではなく遊びと生活の場の提供としていて、家庭とは異なる経験の中で成長できる機会を保障する。在宅で子育てする保護者の孤立感や不安感の解消につながるとその意義を強調しているようです。事業の実施主体は今年度までは市町村ですが、来年度の本格実施からは利用者と事業者との直接契約となります。利用の仕方としては、預ける園、曜日、時間を決めて定期的に利用する方式、1日5時間で月2回、1日2時間で週1回などですけど、それだけでなく国が提供する総合支援システムを使って空き状況を見て、その都度空いている園、時間にスマホから直接申し込む方式が国としては考えているようです。それで子どもや保育の安全が担保できるのか甚だ疑問に思うところでもあります。そもそも小国町でこれを実施する必要性も皆無だと思えます。現状の通常保育のほか一時預り事業により保護者のニーズには、ある程度対応できているのではないのでしょうか。大体国も全ての子どもたちの育ちを応援するというのであれば親の就労要件を見直し、保育士の配置基準も

手厚く見直して子どもたちに質のよい保育を保障すべきであります。こんなよく分からない一時預りと一体何が違うのかもわかには理解しがたいようなことで現場を振り回すのは余りに迷惑なのではないかということをし申し上げ討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

私は、本議案第38号、第39号について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

「子ども・子育て支援法」の制定あるいは一部改正等により、「子どもたちを健やかに健全に育てよう」又「それを取り巻く環境あるいは保護者の負担の軽減も図ろう」といったような意味合いからの制度だろうと思います。当然3歳児以下の子どもたちも今現在も保育園あるいはほかの事業所さんも預かっております。それに加えて通年的といいますか日常にお預けするという部分に加えて、保護者さんの状況に応じて例えば月一定時間まで利用できるだとか、時間単位で柔軟に対応できるという制度は非常に制度として制定することには必然性があるかと理解しております。またそれによって当然保育士あるいはそれを見守る体制は充実を図らなければなりません。ただ事業者にお預かりいただくということで日常的にその部分は熟知しており、経験も豊富な方々に対応できるものと理解しております。

以上のようなことから、小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、又、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場からの討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 続きまして、議案第39号、小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩を行います。次の会議は11時30分から行います。

(午前11時20分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時30分)

議長(熊谷博行君) 日程第7、「議案第40号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第40号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長(松本徳幸君) それでは、説明をさせていただきます。総務課資料(2)が今回の規約改正の新旧対照表となっておりますので御覧ください。

熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち交通災害事務から「菊池市」が脱退する

ものです。これに伴い新旧対照表にある別表第2が変更になるものです。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではありますが今回の規約改正の説明をさせていただきました。御審議方よろしく
お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につ
いて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第41号 財産の無償譲渡について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第41号 財産の無償譲渡について

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することにつ
いて、議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

1 無償譲渡する財産

建 物

施設の名称 小国町総合交流促進センター

所 在 熊本県阿蘇郡小国町大字西里2816番地

構 造 木造平屋建

その他附属設備、備品一式

2 無償譲渡する相手方

熊本県阿蘇郡小国町大字西里2996番地

合同会社わいた会 会長 後藤幸男

3 無償譲渡の目的

小国町総合交流促進センターを地域の中核拠点として地域内外の交流の促進と地域活性化を促進することを目的に無償譲渡する。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する財産は、小国町総合交流促進センターの設置目的に沿って使用するものとし、他の目的に使用してはならない。また、譲渡後の施設修繕や改修、解体に伴う費用、登記手数料、固定資産税、不動産取得税等の税関係費用及び一切の費用は譲渡先の負担とする。

5 無償譲渡をする日

令和8年4月1日

提案理由といたしましては、譲渡先の合同会社わいた会は地域住民で組織された団体であり、施設を無償譲渡することでより一層の地域内外の交流の促進と地域振興が期待される。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） それでは、小国町総合交流促進センターの概要について説明をさせていただきます。産業課資料（1）です。小国町総合交流促進センターは、地域内外の交流の促進並びに特産品の開発及び販売を行うとともに、町民の憩いの場を提供することを目的に平成9年に山村振興等農林漁業特別対策事業の補助を受けて本館を建設しました。翌平成10年に熊本県地域振興総合補助金を受けて温泉棟を建設いたしました。平成11年に「桜尾山荘」として町が直営で運営を開始しております。平成17年から施設の運営を地元わいた温泉組合が指定管理者制度により現在まで運営を行っております。令和3年からはレストラン部分を再委託で小国町社会福祉協議会が運営しております。

施設の概要です。名称、小国町総合交流促進センター、住所、小国町大字西里2816、本館、平成9年建築、構造、木造平屋建、補助事業上の処分制限期間、令和6年3月31日、温泉棟、平成10年建築、構造、木造平屋建、補助事業上の処分制限期間、令和7年3月31日です。令和7年9月調査時点評価額、1千896万9千279円。

施設の運営、先ほどと重複いたしますが平成11年から町直営で運営しております。平成17年、指定管理によりわいた温泉組合が管理運営を行っております。

施設の利用状況です。本年を含む直近5か年の温泉そしてレストランの利用者数を記載しております。令和7年については10月時点までとなっております。

土地の状況です。土地は全部借地になっております。借地面積3千339.04㎡。所有者3名、年間借地料100万1千750円、土地の返還時は、土地を現状に回復しなければならない旨の契約となっております。ここには記載しておりませんが参考として建物解体費用の見積りを徴取したところ現在で3千560万2千600円という見積りをいただいております。

次のページをお願いいたします。建物の維持管理費及び売上等です。

一番左の平成16年が町が直営で運営しておりました最後の年になっております。交流促進施設費ということで3千540万1千円の支出がっております。それに対して売上げは1千693万円となっております。

上段右、維持管理費令和3年から令和7年の直近5年の指定管理後の町の支出の予定となっております。令和3年、4年については修繕費が入っております。令和3年383万9千777円、令和4年1千388万2千997円。令和5年、6年、7年は、大きい修繕等がございませんので同額となっております。138万2千597円となっております。

売上げです。令和3年から令和7年。こちらの売上げは指定管理先のわいた温泉組合からの月次報告書を取りまとめたものです。経費なしの売上げのみです。直近令和6年度1年分で979万1千374円、令和7年の10月時点までで620万6千749円となっております。今回の合同会社わいた会への小国町総合交流促進センターの無償譲渡は、これまでより一層地域に密着した活動の促進のためには地域の方が所有し地域の方が利用しやすい施設となることが今後も施設を残していくための最善策と判断したためです。

以上説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） ここで指摘なのですが合同会社わいた会会長後藤幸男の「男」は違うのではないですか。休憩時間後に訂正をお願いします。

議長（熊谷博行君） ここで議案第41号、財産の無償譲渡につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、熊谷和昭議員が除斥の対象となります。8番、熊谷和昭議員、退席をお願いいたします。

（8番 熊谷和昭君 退席）

議長（熊谷博行君） これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 全員協議会でも聞いたことですが、もう一度確認です。ゆけむり茶屋、ももとの名前は桜尾山荘ということでしたが、これを建てるにあたって設計それから建築費用、外構工事も含め、それから経常的な費用はいいのですけれども、修繕費が今まででトータル幾ら町がここにお金を投じてきているのか。それから今回規模のものを造ろうとしたら幾らぐらいあれば造ることができるのかを教えてください。それから総務課のほうになるかもしれませんが、ゆけむり茶屋は行政財産だというふうに理解しております。町の財産の処分を現行の条例レベル

で規定するものは財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例だけだと思いますが、この条例も無償貸与は想定していても無償譲渡についてはどう解釈してもやっていいというふうにはなっていないと思います。町長始め町執行部は行政機関ですから法律や条例といった法規に基づいて行政を執行しなければならないと思います。中国の皇帝や絶対王政時代のヨーロッパの王様ではありませんから法律を超えて執行することはできないはずです。余談になりますけれども去年の大河ドラマ「光る君へ」を見てみますと、天皇が自分の思いどおりのことをしようとしたら関白などが「お上、それは前例がありません」と止める場面が何度か出てきましたが、日本という国は中世以前から権力者であっても、ある程度慣習や決まりごとに権力が縛られていたのだなというふうに思ったところでもあります。現代社会におきましては恐らく慣習とかそれ以上に明文の法律というのが最大限、権力者をしばっているわけであります。話を戻しまして今回のゆけむり茶屋の無償譲渡の根拠となる法規は一体何になるのか説明してください。

産業課長（穴井 徹君） それでは最初の御質問にありました建築費用を答弁させていただきます。平成9年の本館建築が1億7千926万9千376円となっております。平成10年の温泉棟建築が1億4千306万9千639円です。合計で3億2千233万9千15円。国県の補助金が1億1千919万7千円。起債を借りておりまして起債によります特別交付税措置が6千720万円、差引きまして一般財源が1億3千594万2千15円となっております。

修繕費です。修繕費は主なものでオープンから27年で大きい修繕費の合計が直営の頃が347万5千500円、指定管理になりました後が1千317万3千117円となっております。

再建築する場合の費用については建設してから30年近くなりますのではっきりした根拠は述べられませんが、建設当時の倍ぐらいにはなるものと思われまます。

根拠法令につきましては、議案の条文にありますとおり地方自治法の第96条第1項第6号の規定により譲渡をするということが根拠になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 地方自治法の第96条というのは売払いのことだと思うのです。無償譲渡というふうにはなっていないのではないかなというふうに思うのです。それから外構工事というのはどっちに含まれているのですか。1億7千万円のほうなのか1億4千万円。外構工事入れているのかなというふうな気がしましたけれども後で説明してください。国土交通省の公有地売却等の手続の流れには、「公有地売却等は、(市民等)共有の財産の処分という観点から、一般競争入札によりできるだけ高い価格で売払い、成果を還元していくことが原則であるが「まちづくりの観点での活用」や「政策的目的で公民連携による公共の福祉に資する利用」が必要な土地については、条件をつけた売払いや土地利用計画を審査して買受者を選定する方式を採用することにより、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却等を行う必要がある。」とした上で「売却や長期貸付が適当とされた資産処分にあたっては、目的に応じた売却等方式を選択し、透明性の高い売却

実施手順をふむことが重要である。」と述べています。透明性の高い売却実施手続です。今回のゆけむり茶屋は土地は借地ですから建物のみの譲渡ということでありますけれども、公有財産の売却どころか無償譲渡です。透明性の高さがより一層求められると思うのですが客観的な判断基準も踏まえて、これまでにどのような手続が踏まれ今後踏まれるようになるのか、この経緯を説明していただきたいと思うのです。国土交通省の公有地売却手続の流れというのは、「公有資産利活用方針の策定と公表」ということでまずそれを策定して公表しなさいというふうになっているのです。「処分方式選択基準の策定と内容」ということで売却方式選択基準と。一般競争入札がしたほうがいいのか、それとも政策目的、公民連携、言わば今回のゆけむり茶屋はこれに当たるかと思うのですが、そういう売払いをしたほうがいいのかという基準をまず明文で設けるわけです、誰が見ても分かるように説明できるよう。その上で「一般競争入札」とか「条件付一般競争入札による売却」、「計画＋価格の総合的評価による売却」、「価格固定・計画評価による売却等」といったそれぞれの公有財産で売り払う場合、処分する場合にどのような方式を採用するかというのをあらかじめ決めて行っていくと。そうすることで透明性を確保するというふうに言われているのですけれども、こういった手順が踏まれているのでしょうか。またそもそも今回のこのゆけむり茶屋の個別のことを聞きます。どうも説明を聞いていると、「これ以上町で持っていて金食い虫だ」と。「公費を投入しなければならなくなる」と。しかも、やめようと思ったらそもそも借地契約に原状復帰というふうに書いてあるから解体しなければならないと。解体費も3千500万円からかかると。それに困って町側から「もらってください」というふうに言ったのか、それともわいた会の皆さんが「自分たちだったらこれを活かすことができるから是非譲ってくれ」と。「できればただで譲ってほしいんだ」という話が来たのか。それが何年ぐらい前からそういう話をしてきたのか。併せて説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 今児玉議員がおっしゃられた透明性の部分も含めて少しお答えをしたいと思います。維持管理費の部分で町のほうが令和3年、令和4年に補助金をつけて屋根の修理とかそういうのをし始めている頃から私のほうが少しお話をさせていただいて、もちろん担当もそうですけれども担当も私もお話をさせてさせていただいております。そのような中でどちらからというよりも今の現状から言いますと町のほうでも是非ともわいた会の自由度を上げるためにも。先ほど無償譲渡につきまして提案理由を申し上げましたときに産業課長から、ゆけむり茶屋の公益性とこのをしっかりこれからも担保できる事業をしていただくためには、わいた会の運営のほうにより不可欠であろうといったところの御説明があったというふうに思います。そのような中で町としてもわいた会しかおられないというところ、それから町のほうも維持管理のほうはこれからもかかってくるであろうというところ、それから一番重要なところはその当時から出ておりましたけれども土地を借りているということと泉源を借りているというところが非常に大きいというふうに思います。そのような中で貸している方から言えばその当時から「ほかの人には貸さない」

というようなお話もしておられましたので、その部分におきましても今現状で地元で運営をしておりますわいた会が運営をするしか方法がないのかなというふうに思いました。公益性の部分これから町民の皆様のためにその施設をできるだけ維持して行って、できるだけ長く維持していただく方法と、町のこの維持管理の部分でのできるだけ負担を減らしていく、この両方が少し重なりましたので無償譲渡というところになっております。また町有財産の無償譲渡につきましては児玉議員が言われたところ透明性を担保しないといけないというふうに思いますけれども、地方自治法の規定に基づいて原則としては有償だというふうに思いますけれども公益性が高い場合には議会の議決を経て無償譲渡することができるというふうに私は解釈をしておりますので、しっかりと地域の公益に資する場合に限って今日上程させていただいてお認めいただければなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 要するに透明性を高めるためには国土交通省が出している公有資産利活用方針の策定と公表と。要はないわけでしょう、「公有地を利活用しよう」なんていうそういう気持ちもまだないのかもしれないですけど。でもそういう中で小国町は木野里荘を社会福祉協議会に無償譲渡をして、その後解体費用まで3千万円追い銭をうったわけです。そして今回はゆけむり茶屋をまた無償譲渡すると。契約書には「最後はちゃんと壊してください」と。「解体費も譲り受けた人が負担してくださいね」というふうに、名前を間違っている議案書には書いてありますが、果たして本当にどうなるかなんて先は分からないではないですか。今本当こういう時代なんですよ。私は今ここではこういうふうに言っているけど場合によってはまた3千500万円なのか5千万円なのか分かりませんが、いずれかの段階ではまた町が解体費も結局出さないといけないようなことが絶対にないとは言えないというふうに思うのです。そういう中で町がこうやって行き当たりばったりで町の公有財産を処分するというのは私は本当にいかがなものかなあというふうに思います。それでこの話の経緯も町長がどちらからの話が持ちかけられたのかということ「どちらからかというよりも」と。「令和3年頃にそういう話になった」と。あうんの呼吸だったのかなというふうに思いますけれども本当のところは今の答弁では到底説明にはなっていないかと思うのですが説明できないのだと思います。それで無償譲渡先にただあげますから町が背負っている「最後は解体してくださいね」という借地契約のときの要は責任ですよ、町が原状復帰するという責任が現段階でも町にあるわけですけども「その責任を肩代わりしてください」と。これはもうある意味町側から持ちかけたのではないかなと思います。私はこれは町の責任逃れだと思えてならないわけなのです。しかもそれを既存の条例や規則要綱などのルールに定められているわけでもないのに自分たちの判断だけでやるというのは余りに乱暴ではないかなと思います。であれば私は町が責任を持ってこれ以上活用できないと思うのであれば町が責任を持って解体すべきだと思いますけれども、そういった検討はなされたのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん解体の件も令和3年ぐらいから考え始めております。先ほど、あうんの呼吸という話をしましたけれども1回こっきりのお話ではなくてずっと話をしておりますので、そのような中から生まれてきた事案だというふうに私も思っております。これまで以上にもっとこの事業は進んでもらってもいいというふうに思います。この建物が何年もつかは今のところ何年というふうには現状では伝えられませんが、わいた会の皆様がこの建物をしっかりと修繕していきながら、できるだけ長くこの事業を継続させていただくための今回の上程でございますので御理解いただければというふうに思います。また町のほうで解体をして渡すというふうになるともちろん負担も相当ありますし事業所としても何年間かせっかく今使える建物を今の現時点で解体して、そしてまた更に補助金か何かをいただいて建てるかと仮にしたとしても、とても当時の建築費用ぐらいでは建てることはできませんので今の現状、町ではそういう選択肢はないということをお答えしたいかなというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 私はこれを建設する当時からいろいろ話を聞いていたわけですがけれども、当時は地熱開発、賛成派、反対派。反対派の人は「土地を借りてまで、あんなものを造らないといけぬのか」という話もありました。そして温泉もお湯が少ないから地下室のところにボイラーを据えてと。私は地熱開発反対の人と付き合いがあったからいろんな話を聞いた。親子で反対していた息子が今度はわいた会の会長さんになったと。面白い部落であるなというふうに思っております。私が思うのは行政がいいように町の税金を食い潰していつているのが小国町ではないかなと思います。当時は「造らないほうがいい」と私たちも言いました。「同じような岳の湯温泉地で旅館もあって旅館と行政が競争しないといけぬのか。そういうことは最初からやめたほうがいい」ということを私は発言した記憶がございます。岳の湯の中でも先ほど言ったような声があったと。今は反対していた息子さんが会長さんと。非常に面白い地域だなあというふうに私は思っておりますけど私は無償提供は断固として反対でございます。

町長（渡邊誠次君） 討論か質疑かちょっと分かりませんでしたけれども当時の話は当時の話で当時議員さんだったということでしっかり議論がなされた。その上で議決をなされて建てたというところであります。今日の上程させていただいた部分では無償譲渡ということでございますので、これについて御意見をいただければというふうに思っております。そのような中で先ほど4番議員にもお答えしましたとおり、この部分につきましては毎年の部分で100万円を超える賃貸借契約の部分で費用がかかってまいります。その部分もそうでございますし、やはり今から考えられる修繕費これは温泉棟でございますので更にかかってくるように思われます。そのような中で地元の事業者さんで頑張っていて、今かなりたくさんの人たちがこの温泉施設それから温泉でも令和6年度レベルでございますけれども1万9千人に近い状態、レストランも1万5千人に近い状態ということでございますので、この施設の中でしっかり維持していくことで地域

も潤っていかれるというところもあると思います。今旅館等々でも1泊2食ではなくて1泊朝食つきとか素泊まりとかいうところでないで経営できないといったところもあるというふうに聞いております。そのような中でこの施設があることで観光客の方がこの施設を利用して、また泊まっていたらいいというところも私はあるというふうに思いますので、是非とも皆様方には御理解いただければというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第41号、財産の無償譲渡についてに反対の立場から討論を行います。

本議案は、町の温泉複合施設ゆけむり茶屋を民間に無償譲渡するものであります。このゆけむり茶屋につきましては、建築費用総額3億2千万円以上の費用をかけて町が建設し、1999年に桜尾山荘としてオープンしたというものであります。この間、高額な修繕費もかかっているわけですが20年経った今年9月現在でもおよそ2千万円の残存価格があるということでもあります。これは言うまでもなく一部の人たちの財産ではありません。さらに言えば、それは公有資産全般に言えることであります。質疑でも指摘いたしましたけれども小国町のように行き当たりばったりで資産を削り続けるようなやり方は公共の福祉に反しています。まずは公有資産活用方針を策定、公表し、売却方式、選択基準を作成し、民主的かつ透明性の高い処分手続を担保すべきであります。このような根拠がない中で無償譲渡というかたちで言わば贈与することは、一部の人たちに対する利益供与という見方をされても文句は言えないと思います。さらに言いますと町長にこれまでの経緯を聞いても「令和3年頃」とか「1回ではない」と「何回も話をしてきたのだ」というふうに何となくの説明しかできないわけです。普通透明性というのであれば何年の何月何日に町側は誰と誰、そして相手側は誰と誰で協議をしたと。そういう議事の記録も概要でもいいですけど詳細な一言一句記された議会議事録のようなものではなくても、ある程度のどういう話をしたのかという概要なんかも記録に残してこの場で説明すべきですよ。説明できないではないですか。結局何となくの説明しか。到底信憑性も低いと私は言わざるを得ないと。そういう中で町側の立場からするなら結局あの施設を維持管理するための費用の話しか出てこないわけです。「結局それがネックになっているから」と、「何とかしたい」と。だけでも解体費用も出せない。だから肩代わりしてくれる相手を探していく中で無償譲渡というかたちで無償譲渡契約というのが結ばれたのが実際のところではないかなと思います。私は行政の責任を民間に肩代

わりさせるようなことはあってはならないと。行政というのは困っている民間の人たちを助けるのが行政の仕事なのではないですか。こんな逆立ち行政、私は認めるわけにはいきません。ここはやはり残すよりも解体するしかないという結論に至ったのであれば、町が解体費用を負担して原状復帰して地権者の方にお返しするというのが筋であり透明性の高い行政だということを指摘しまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

熊谷和昭議員につきましては、どうぞ議場のほうにお戻りください。

（8番 熊谷和昭君 着席）

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は1時から行います。

（午後0時10分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第42号 小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集6ページをお願いいたします。

議案第42号 小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、小国町総合交流促進センターの無償譲渡に伴い、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

産業課長（穴井 徹君） それでは、条例集の20ページ右肩42番をお願いいたします。

小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

先の議案第41号の可決に伴い、本条例を廃止するものです。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） ここで議案第42号、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、熊谷和昭議員が除斥の対象となります。8番、熊谷和昭議員、退席をお願いいたします。

（8番 熊谷和昭君 退席）

議長（熊谷博行君） これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

熊谷和昭議員につきましては、どうぞ議場のほうへお戻りいただきたいと思っております。

（8番 熊谷和昭君 着席）

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第43号 公共工事請負契約の締結について（町道新橋 神原線橋梁（新橋）補修工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第43号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道新橋神原線橋梁（新橋）補修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6千160万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217番地

株式会社 肥後建設社

代表取締役 轟木 哲也

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（松本徳幸君） それでは、御説明申し上げます。別紙の総務課資料（3）を御覧ください。電子入札による入札結果でございます。開札日は令和7年11月21日です。裏面の公共工事請負仮契約書を御覧ください。工事番号は補第85号。工事名は町道新橋神原線橋梁（新橋）補修工事です。工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原地内です。工期は令和8年3月31日までとなっております。表面を御覧ください。予定価格が税抜額で5千763万9千円でした。10社を指名し株式会社肥後建設社が入札価格5千600万円、消費税込みの6千160万円で落札し令和7年11月26日付けで仮契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 建設課資料（1）を御覧ください。工事概要について御説明させていただきます。工事概要につきましては施工延長25.9メートルでございます。上部工補修工一式、下部工補修工一式、舗装工一式、塗装塗替工一式、仮設工一式でございます。2ページ目が車道部につきまして補修する箇所を色付けをさせていただきます。3ページ目につきましては歩道部の補修箇所について図示しているところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） これより議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 中原川にかかっている橋だと思いますが、工事の方法としてはどういった方法になるのかというところで交通規制なんかはかけるのでしょうか。交互通行というのはできな

と思うのですけれど、通行止めにするのかしないのかという話だと思いますが、そういうところはどういうふうになっていますか。

建設課長（谷口正浩君） 工事の方法につきまして、どうしても補修工事になりますし、また舗装工事、全面的に舗装の打ちかえを予定しておりますので全面通行止めのほうを予定してございます。

4番（児玉智博君） 期間としてはどれぐらいの期間が必要になりますか。

建設課長（谷口正浩君） 補修方法と工事の状況また舗装の状況にもよりますけれども、全面通行止めの期間につきましては工事の受注会社と打合せをしながら決めていきたいと思っています。

4番（児玉智博君） 橋梁点検を5年に1回ですかねずっと行っていますが、こういった補修工事というのは今後大体どれぐらいのペースで出てくるのか予測はされていますか。

建設課長（谷口正浩君） これまで補修工事もやってきておりますけれども今年度一応、橋梁2橋予定しておりますけれども補修工事が必要な橋梁としまして今年度2橋終わりましたら残り19橋が補修工事が必要な橋梁となっております。そのうち必要な優先度をつけながら本当に至急補修しないとイケない橋梁のほうから順次やっていきたいというふうに思っています。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） 同僚議員が工事のことを聞くとは思っていませんでしたが、これ金額が6千万円です。今物価高騰の折この6千万円、大体1.5倍から2倍ぐらい公共工事上がっていると思うのですが、これぐらいの補修で耐用年数はどのぐらいもつものなのか。建設課長も3月までしかいけませんのでそれぐらいもつと思いますが、舗装工事まで入っていますので相当安い金額ではないかと思うのです。これを新規で建てるなら何億円もかかると思います。中間部分のピアが1本しかありませんので、それをどの程度補修するのかお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） 耐用年数につきましては橋梁ごとで交通量とか加重そういったところによって耐用年数というのは変わってくるかと思えますけれども一概に何年というのは言えませんけれども、安全に安心して利用していただけるように維持管理を徹底しながら少しでも長い期間利用していただけるようにしていきたいというふうに考えております。またピアの部分につきましては、建設課資料の2ページ目で真ん中のところに赤書きで全部色塗りをさせていただいておりますけれども、橋脚の下部工、補修工ということで断面修復工を予定してございます。どうしても水が当たるところでございまして流れてくるのは水だけではありませんので、そういったところで橋脚にどうしてもぶつかってしまつてコンクリートが剥がれてしまうというようなところもございまして、そういったところも修復作業をやっていきたいというふうに考えています。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

いわゆる傷んでいて修復、補強する部分かと思うのですけれども1点だけ今後のためにお尋ね

したい部分として、橋梁ですので幅員が決まっているそれを現況復旧ということなのですからけれども、将来的に考えたときに例えば「ここの橋梁は幅員が小さいから少し広める」とかいうようなことも今後考えられるのでしょうか。と申しますのもここの新橋はもともとの橋梁の幅員が狭く歩行者の安全が確保できないということで歩道を後からつけたかと思えます。そういったような感じで橋梁修復、補強をしていく中で「将来的に分からない」と言えばそれまでかもしれませんけれども、例えば幅員の部分だとかそういうこともありうるのかお尋ねしたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） 御質問ありがとうございます。

橋梁の設置されている場所にもよりますけれども、この新橋みたいなかたちで新たに横に歩道部を造るようなこともすれば車道部のほうが若干広がるかなというふうに思いますが、新橋のような形式でできることも一つ考える方法としてはあるかと思えます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、公共工事請負契約の締結について（町道新橋神原線橋梁（新橋）補修工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第11、「議案第44号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集8ページ上段をお願いいたします。

議案第44号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第44号と書かれた補正予算書（第6号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億4千155万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7千505万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）についての説明をいたします。資料といたしましては、総務課資料（4）が補正予算の資料となっておりますので併せて御覧ください。今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ11億4千155万5千円を追加するものです。

それでは、歳出の補正の中から金額の大きなものについて説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いいたします。まず各費目に計上されております職員手当等につきましては、時間外勤務の増加による時間外勤務手当の増額となっております。また児童福祉総務費、小学校管理費、寄宿舎居住費に計上されております人件費につきましては、会計年度任用職員の人員増加等による増額となっております。まず款2総務費です。全体の補正額は6億892万円です。初めに項1総務管理費、目1一般管理費の職員研修業務委託料40万円は、地方公務員法を始めとするコンプライアンス研修を全職員に対して行うためのものです。次に目3財産管理費、24積立金の5億7千500万円のうちネットワーク事業基金積立金2千500万円は、ふるさと寄附金の増加に伴い積立金を増額するものです。また財政調整基金積立金を始めとする各積立金5億5千万円は、地方財政法第7条の規定により前年度実績収支の2分の1以上を積み立てるとありますので今後の財政需要の増加に備え積み立てるものです。次に目4企画費のふるさと寄附金謝礼1千250万円、通信運搬費420万円、手数料830万円は、ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品代及びその諸費用等です。

次に項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費の戸籍情報システム改修（共同親権対応）委託

料230万円は、民法の一部改正により令和8年4月1日に施行される共同親権についてのシステム改修費用です。また戸籍事務電算機器等使用料137万円は、システムの標準化により現在利用している戸籍システムで利用終了となるもののうちソフトウェア分の解約金となっております。

10ページをお願いいたします。次に款3民生費です。全体の補正額は4千879万8千円で。まず項1社会福祉費、目2障害者福祉費の障害福祉サービス費1千490万円は、実績の増加に伴う増額です。またその下の障害児通所給付費780万円は、利用者の増加による増額です。またその下の障害者医療費負担金返還金148万1千円は、令和6年度の実績確定による返還金です。次に目7後期高齢者医療事業費の療養給付費負担金575万円は、給付実績の増加による増額です。

11ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の子育て応援手当1千560万円は、物価高による家計負担を軽減するため18歳までの子ども1人につき2万円を給付するものです。この事業は国の補正予算の成立を待って施行する予定です。

次に款5農林水産業費です。全体の補正額は650万円です。まず項2林業費、目4治山事業費の単県治山工事400万円は、現地精査に伴う工事費の増額によるものです。

12ページをお願いいたします。次に款6商工費です。全体の補正額は1億9千532万円です。項1商工費、目6物価高騰経済対策費の1億9千442万円は、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援することを目的に全町民を対象に1人3万円の商品券を配布するものです。この事業についても国の補正予算成立を待って施行する予定です。

次に款7土木費です。全体の補正額は6千820万円です。まず項2道路橋りょう費、目1道路維持費の修繕費500万円と町道維持工事外6千万円は、8月豪雨災害が原因で他市町村で工事ができなくなった分の補助金の再配分があったため事業量を増加したものです。

次に項4住宅費、目1住宅管理費の修繕費300万円は、柏田住宅の修繕費用3件分として増額するものです。

13ページをお願いいたします。款9教育費です。全体の補正額は418万8千円です。

項6保健体育費、目3給食センター費の賄材料費250万円は、材料の物価高騰により不足が生じたため増額するものです。

14ページをお願いいたします。次に款10災害復旧費です。全体の補正額は2億864万円です。まず項1農林水産業施設災害復旧費、目1農地災害復旧費の修繕費300万円、測量設計委託料250万円、農地災害復旧工事1千600万円は、令和7年8月豪雨により被災した農地の災害復旧に要する費用です。次に目2農業用施設災害復旧費の修繕費150万円、測量設計委託料100万円、農業用施設災害復旧工事400万円は、令和7年8月豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に関する費用1件分となっております。

次に項2 公共土木施設災害復旧費、目1 土木施設災害復旧費の修繕費2千万円、調査測量設計委託料2千100万円、工事請負費現年災1億3千500万円、公有財産購入費200万円、立木補償費200万円は、令和7年8月豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧に関する費用17件分でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入についての説明になります。

7ページをお願いいたします。まず款12 分担金及び負担金、項1 分担金、目2 農林水産業費分担金の各分担金は、災害復旧費に充当いたします。

次に款14 国庫支出金です。項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金770万円と障害児入所給付費等負担金390万円は、民生費に充当いたします。また目4 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金6千710万6千円は、災害復旧費に充当いたします。

次に項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金137万円は、総務費に充当いたします。その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億4千727万4千円は、民生費に1千560万円、商工費に1億3千167万4千円を充当いたします。次に目5 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金3千135万円は、土木費に充当いたします。

次に項3 国庫委託金、目2 民生費委託金の基礎年金市町村事務委託金9万9千円は、民生費に充当いたします。

8ページをお願いいたします。款15 県支出金です。まず項1 県負担金、目1 民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金385万円と障害児通所給付費等負担金195万円は、民生費に充当いたします。

次に項2 県補助金、目7 災害復旧費県補助金の農地災害復旧事業補助金800万円と農業用施設災害復旧事業補助金260万円は、災害復旧費に充当いたします。

次に款17 寄附金です。項1 寄附金、目2 総務費寄附金のふるさと寄附金5千万円は、総務費に充当いたします。

次に款19 繰越金です。項1 繰越金、目1 繰越金の前年度繰越金7億6千798万6千円は、総務費の基金積立金とその他の一般財源として充当いたします。

最後に款21 町債です。項1 町債、目5 土木債の橋りょう長寿命化事業550万円は、土木費に充当いたします。次に目8 災害復旧債の土木施設災害復旧事業3千690万円と農地農林施設災害復旧事業310万円は、災害復旧費に充当いたします。

以上で、一般会計補正予算の説明をさせていただきました。御審議方よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第44号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） 国会ではまだ採決されていないのですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで出てきております。これまでの新型コロナ対応の地方創生臨時交付金なんかでは「現金給付は駄目だ」というふうになっていたと思うのです。ところが今回、この間も内閣府としては推奨事業にお米券とかいうふうなのが出ていて結構各自治体では「いやそれは」ということで「現金給付をする」というようなところも出ています。現金給付ということでグーグルなんかに入ると江戸川区なんかは低所得世帯に対して3万円だったかの「現金給付をします」、「1月から配ります」ということで出ていました。実際内閣府も「現金給付していい」と言っているわけです。言っていますよね。今回3万円の経済対策商品券ということでやるというふうに言っているのですが、実際の給付額というのが予算ベースですけれども1億8千750万円です。しかし印刷製本費に150万円。そして郵送代だと思えますけど通信運搬費480万円かかると。それを考えるなら「何で現金給付にしなかったのだろう」というふうに思うわけです。特に大変なのが日本郵便の配達員の方々です。これ一応有価物になりますから現金とほぼ同じ扱いです。ですから必ず対面で。今ヤマト運輸も佐川急便も置き配というのが一般的になっていますけど、商品券をなかなか置き配することなんかできません。誰か家の人がいないといけません。行っていたらサインを必ずもらってその証拠を残して配っていくと。留守であれば不在票を入れてそのまま不在票を持って行く人がいればいけれど再配達を希望されたらまた持って行かないといけないということで、小国町も何回か商品券を臨時交付金で出しましたけど、かなり郵便配達員の方苦労されていると思うのです。それであればもう現金給付にして、それは多少郵便代はかかると思えます。でも普通郵便ですから。特別配達ではないから、それよりも安くできると思えます。「現金給付を希望する人は振込先の口座を教えてください」というふうに出せばいいし、これまで低所得世帯の国の交付金を受入れた方たちについては、そのまま今までの口座に振り込むというふうになれば少なくとも150万円と480万円の600万円近くをほかの事業に使えるのではないですか。何で「現金給付しない」というふうにしてしまったのか、内閣府が「していい」と言っているのに。教えてください。

町長（渡邊誠次君） 現金給付につきましては、皆さん方も記憶にあるかと思えますけれども貯蓄に回すというような動きが多かったというふうに思います。今回は物価高騰対策ですので町の中で判断をさせていただいて前回も商品券を配らせていただきました。非常に好評だったというふうに思いますし執行率も90数%いっているというふうに思います。ですので今回も現金給付よりも商品券のほうがいいのではなかろうかといったところで、物価高騰対策ということでございますのでよりそれに近い状況で商品券という選択肢を使わせていただきました。

以上です。

4 番（児玉智博君） では大体どれぐらいが貯蓄に回るだろうかと、例えば仮に3万円現金給付したとしても大体1億8千750万円配るわけでしょう、3万円現金でしたとして。この1億8千

750万円のうちのどれぐらいが貯蓄に回るから現金ではなくて商品券にしたほうが良いというふうに判断されたのですか。

町長（渡邊誠次君） 幾らぐらいというのは算定しておりません。しかしながら前現金給付をされたときにマスコミ報道でもそうですけれども、現金給付がその当時の物価高対策にどういうふうな影響があったかというのを聞いていたときに、私としては「現金給付よりも物価高騰対策においては商品券のほうが良いのではなかろうか」といったところを総務課長含めて課長会でもお話をさせていただきまして商品券という選択肢を使わせていただいたということでございます。児玉議員の意見も分かりますけれども私といたしましては何回も言いますが「物価高騰対策」というところであれば現金給付ではなく「小国町においては商品券のほうが良いのではなかろうか」というところでございます。国から子ども手当だったりいろんな給付事業がありますけれども、それは現金化されておりますので、その部分においては国の示されたとおりにしていけばいいというふうに思いますけれども、町としては物価高騰対策と言われたときには「商品券が良いのではなかろうか」という選択肢を一つ選ばせていただいて皆様方に上程を差し上げて選んでいただくといったところになります。

以上です。

4番（児玉智博君） それでは「物価高騰対策」ということであれば水道料金が上がりました。これも物価高騰です。物価高騰に追い打ちをかけました。水道料金に経済対策商品券は使えますか。使えますかと言ってもお釣りが出ないです。お釣り出して水道料金とかおぐチャンとかですね。さすがに住民税まで使えないでしょうけど、上下水道料金とかそういったものには使えるようになりますか。それと物価高騰で言えばガソリン税も暫定税率が廃止されるので価格は減るでしょうけれど、ガソリンスタンドで灯油代は恐らく使えるでしょう。ただ一番はやっぱり電気代です。今から冬場になっていくと暖房とかで。皆さん電気代に困ると思うのですけど。やっぱり現金で給付してもらえば九電の料金もその給付金で物価高騰対策に充てることのできるのです。ところが商品券だとできないです。それで物価高騰で困っているのが大体誰かというのを考えれば、それはひとりひとりの町民が皆んな困っているのです。それは中には貯蓄に回す人もいるかもしれないけれども、ただ全体として貯蓄に回す人も生活費としては物価が上がった分は増えているはずで。「私、減っています」という人はいないと思うのです。そうであれば町長が言っている経済対策なる商品券というのがいま私には説得力を感じないのですけれども。そういった部分まできちんと考えた上で内閣府が「現金給付していいです」と言っているのに現金給付しないと。しかも余計な通信運搬費とか印刷製本費とか手数料のほうもかかってしまいますから。日本郵便は480万円入ったほうが会社としては喜ぶかもしれないですけど、でも圧倒的に町民の人たち、配達員の方たちは大変な負担になるというふうにおっしゃられています。

町長（渡邊誠次君） 国の重点支援地方創生臨時交付金ということでございます。生活者への支援、

事業者の支援、様々に使えるように国のほうもお示しいただいております。それに「現金給付のほうもよろしい」というところで先ほどから何遍も答弁を差し上げているようなところでありますけれども、食費の部分でいけばほぼ使えるのではないかなというふうに思いますが、やはり毎日の生活を考える中で食費を使わないという方はこの中ではいらっしゃらない。この中ではどうか町民の皆さんの中では大部分、食費に使われる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。その上で食費に使った分を電気代に回していただくとか、現金も商品券も同じようなかたちで用途を変えて使っていただくと様々に使えると思いますので、少しお手数かもしれませんが私は毎日の生活の中で考えるのであれば商品券が物価高騰対策では一番良いのではなかろうかというふうに思いました。確かにお米券だったり灯油券だったりいろいろ様々に地域では選択をなされる場所があると思いますし、場所によっては中小企業の応援だったり様々あると思います。しかしながら今までの対策を考えた中では今回小国町は商品券がよいのではなかろうかという選択肢を町のほうで差し上げて皆様方に上程をしているというところがございます。以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

9ページ、一般管理費の委託料についてお尋ねします。先ほど総務課長の説明で地公法に基づくところのコンプライアンス研修といったような表現で説明がなされました。同僚職員の中で逮捕、起訴されるということで公務員としての在り方それらを改めて研修するかと思いますけれども、今想定している研修内容や講師陣等はどのようにお考えでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり今回の逮捕、起訴案件を受けましてコンプライアンス研修を実施するものです。その前に職員にアンケートを取りまして、どれぐらい認識があるかを踏まえた上で研修内容等を決定していきたいと思っております。基本的には地方公務員法等の法令遵守のことを主にやっていきたいというふうに考えております。考えております講師は法令に詳しい小国町の例規集とかそういうのを委託している業者にまず話を聞いて、これから選定していきたいと考えております。

以上です。

9番（久野達也君） 大いに研修はやっていただきたいと思っております。ただ私としてはつけ加えさせていただくならば例えば「こういったような事件がありました。だからこれをします。」ではなくして継続的に行うことが大事だろうと思っております。当然職員の方々新規採用されたときに誓約書を、今はないのですかね、書いて入ってきた方々も大分おられようかと思っております。法律遵守という職務執行していくのだと。そういったような中でやはり継続的にコンプライアンス研修、地公法、地方自治法それらは遵守して当然ですけれども当然で終わらせてはいけないと思うのです。当然だからこそ研修を積み重ねて「あってはならないことは、あってはならない」「再発防止に

も努める」と。そういう意気込みの研修でないと消化試合の研修にならないよう是非お願いしたい部分がございます。ですから、もう1点お尋ねしたいのは、今回上げたということは今後も継続的にその研修を続けていくということで理解してよろしいでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 御提案ありがとうございます。もちろん公務員にとって重要なことだと認識しておりますので今回に限らず、またコンプライアンス研修のみに限らず、様々な研修をやっていくことが重要だと考えておりますので、また来年度以降引き続き何かしら研修のほう考えていきたいと思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑はございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

9ページのふるさと寄附金謝礼についてお伺いいたします。今回1千250万円ということで報償費上がっておりますが10月1日からポイント還元を禁止するという内容が変わっております。この辺りについての影響によるものであるのか、どうなのか。それから今年度の見込額というのは、どの程度見込んでいるのか。その辺りについてお尋ねしたいと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） ふるさと納税の補正予算について質問にお答えさせていただきます。

まず今年度の見込額というところから説明させていただきます。令和7年度当初ふるさと納税3億円の歳入ということで見込んでおりましたところ3億円を超えるのではないかとというふうに予想されるため、今回補正予算として歳入では5千万円そしてそれに合わせてその半分の経費2千500万円分の歳出を計上させていただいております。

ふるさと納税は度々制度の改正が行われておりました今年大きな改正点としましてポイント制の廃止というのがありました。ポータルサイトを使ってふるさと納税をした場合、ポータルサイトで使えるポイントというのが付与されるという制度がありまして多くの方が利用されていたのですが、こちらのほうが国の指導により10月に廃止されました。ということで9月に多くの寄附が集まりました。小国町においても9月1か月間で1億2千398万3千円寄附が集まりまして、昨年の9月の5.3倍になったわけです。これから先の見込みで言いますとふるさと納税のシーズン12月なわけですが12月に入ってから昨年までの伸びはないということですのでトータルしたところの見込み非常に読みにくいところでもあります。現段階、昨日現在なのですが、ふるさと納税の集計は2億2千500万円となっております。12月あと20日程度ありますがそして来年金額は下がりますが寄附は1月、2月、3月もあります。3億円を超えるのではないかと、3億円は超えてほしいなということもありまして今回補正予算で歳入歳出合わせて載せていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第12、「議案第45号 令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の8ページ下段をお願いいたします。

議案第45号 令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第45号と書かれた補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9千436万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
福祉課長（宮崎智幸君） 小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。

介護保険特別会計予算書の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。今回の補正の主なものとしましては、国の制度改正に伴う介護システム改修費用と介護予防サービス給付費が増えたことにより増額補正を行うものです。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の補正額70万円は、国の制度改正に伴う介護システム改修負担金を増額するものです。

次に款の2保険給付費、項の1保険給付費、目の2介護予防サービス等諸費の補正額310万円は、介護予防サービス給付費が増えたことにより増額するものです。同じく款の2保険給付費、項の1保険給付費、目の4高額介護サービス諸費の補正額100万円は、高額介護サービス費の対象者が増えたことにより増額するものです。財源につきましては、まず歳出の款の2保険給付費、項の1保険給付費、目の1介護サービス等諸費を410万円減額し組替えを行います。次に歳入、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金70万円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。
議長（熊谷博行君） これより議案第45号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号、令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「議案第46号 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第46号 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第46号と書かれた補正予算書(第1号)をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和7年度小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6千465万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） 小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容について御説明いたします。

小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。今回の補正は後期高齢者医療保険料の還付金が増えたことにより増額補正を行うものです。款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金の補正額15万円は、亡くなられた方の保険料還付金特別徴収分を増額補正するものです。財源につきましては、歳入款の5諸収入、項の5償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金15万円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第46号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号、令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は2時10分から行います。

(午後1時57分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午後2時09分)

総務課長(松本徳幸君) 午前中に御審議いただきました議案第41号の中にわた会の会長の氏名が間違えておりました。大変申し訳ございませんでした。昼一番に差し替えのほうを机に置かせていただきましたので差し替えをよろしく願いいたします。申し訳ございません。

議長(熊谷博行君) 日程第14、「同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 澁谷 洋典

生年月日 昭和33年3月31日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原499番地3

提案理由といたしまして、令和7年12月23日をもって現委員の澁谷洋典氏が任期満了となるための再任を求めますのでございます。

少し補足をさせていただきたいと思います。固定資産評価審査委員について御説明を簡単にまずはさせていただきます。地方税法第423条で固定資産評価審査委員会の設置、選任等がうたわれております。第1項では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。第2項では固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定めるとしており当町の条例では委員の定数を3人としております。第6項では委員の任期は三年とするとなっております。

澁谷洋典氏でございますけれども令和元年12月24日から現在に至るまで固定資産評価審査委員会の委員としてお務めいただいております。現在2期目でございます。もう皆様方も御存じだと思いますけれども、これまでの経験、人格的にも適任者として私も判断させていただき御提案の運びとなりました。職歴といたしましても長年、小国町役場に勤務されており税務課長も経験されております。現在はリハセンターみどりの里に在職をしておられます。

以上、よろしく願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9名であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(熊谷博行君) 日程第15、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集11ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 北里 りえ子

生年月日 昭和35年10月8日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2431番地4

提案理由といたしましては、令和7年9月30日をもって人権擁護委員の石田清美氏が任期満了となったため新たに選任するためでございます。

まず人権擁護委員につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

人権擁護委員法第2条にあります委員の使命というところから抜粋をさせていただきます。人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするとされております。任期は三年でございます、小国町の委員定数は4人でございます。

北里りえ子さんでございますけれども南小国町役場の保育士として長年保育園に勤務され、就学前の人権教育や人権啓発の推進における活動などに積極的に取り組まれてまいりました。また平成28年からは小国町の母子保健推進員また小国町主任児童委員の活動をされてきております。このような豊富な活動経験を生かして公私にわたり地域において幅広く社会貢献活動をなされてまいりました。地域住民からの信頼や人望も厚い方でございます、人格識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解ある方として私も判断させていただきまして提案をさせていただくところでございます。一番最初の議案集のほうでございますけれども提案理由で令和7年9月30日をもって石田清美氏が任期満了ということで、実を申しますと今回北里りえ子さんにおかれましては4月からの任期でございます。本来であれば10月からでございますので6月の議会に上程するというところも必要ございましたけれども11月まではこの母子保健推進員や小国町主任児童委員をされるということで、ものすごくきっちりされた方でございます。「これが終わってから次の人権擁護委員の推薦を町のほうでしてください」といったところでありましたので、今その中に北里康二さん、時松洋順さん、松岡幸子さんおられますけれども実は半年3名で人権擁護委員をしていただいているところでございます。しかしながら、私はどうしても北里りえ子さんに次は人権擁護委員を3年間務めていただきたいという思いがございましたので半年遅れましたけれども今回上程をさせていただいたところでございます。今お話をさせていた

だいたとおりの素晴らしい方というふうに思っておりますので是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

議長（熊谷博行君） これより諮問第1号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

ただいま出席議員は9名であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありますか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

（開 票）

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第16、「請願第1号 町職員逮捕に係る対応に関する請願について」を議題とします。

お諮りします。

この請願第1号の取扱いにつきましては議会運営委員会において協議を行い、小国町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

その前に請願書とプラス署名もいただいております。提出者より「署名者の名前を公にしないでください」という要望がありましたので伏せておりますが、議員の方で見たい人は局長のところに原本があります。コピーもとっていませんので配付もしていません。ここに原本がありますので見たい人は後から見ていただきたいと思っております。

事務局から請願書の朗読をお願いします。

議会事務局長（長 広行君） それでは、朗読させていただきます。

請願第1号 町職員逮捕に係る対応に関する請願

紹介議員 児玉智博議員、杉本いよ議員です。

請願趣旨

このたび町の前建設課長と建設業者代表が逮捕されたことは町民には大きな衝撃でした。しかし、町内外の人々にとってより衝撃的だったのは渡邊誠次町長が職員と業者の逮捕に関する記者会見で「もともと奢ったり奢られたりする仲だったと聞いている。私は違法性はないのではないかと思う。」と発言したことです。行政の長が警察や検察の判断に異見を述べることの妥当性には大きな疑問があり、これについて本会（小国の未来を考える会、OMK）の会員が町長にメールを送り、町長発言の趣旨や今後の職員不祥事防止策などを直接町民に説明してほしい旨要望致しました。しかし、その返信は「議員に説明したから町民への釈明会見の予定はない」というものでした。町を率いるリーダーの姿勢がこれで大丈夫なのかと考えるのは本会の会員のみならず多くの町民が共有する率直な思いではないかと考えます。

事件の真相究明は第一義的には司法の場で行われることです。しかし町として再発防止や町の信頼回復を図ることが重要です。そのためにはうやむやで終わらせることなく、町が自ら率先して原因を調査し再発防止策を講じること、そしてそれを町内外の人々へ広く周知することが必要不可欠のはずです。そうした事に町長の姿勢が後ろ向きに見える今、二元代表制の下、町民の代表である議員の皆さまが一丸となり、議会の役割を十分に果たして頂きたいと願いここに請願致します。

請願事項

職員の収賄事件に係り、議会が特別委員会を設置するなどして主体的に調査を行うこと。

2025年11月28日

小国町議会議長 熊谷博行様

熊本県阿蘇郡小国町上田195-2

小国の未来を考える会（OMK）

代表 西田直美氏

顧問 中野直美氏

以上です。

議長（熊谷博行君） 続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

4番（児玉智博君） 請願趣旨に書かれております「二元代表制の下、町民の代表である議員の皆さまが一丸となり、議会の役割を十分に果たして頂きたい」というこの文言を重く受け止めて紹介議員となりました。なお、ちょうど200名の賛同署名を請願者の人たちが集めて一緒に提出をされております。議長が今持ってらっしゃるということですので後ほど各自御確認をいただければと思います。私も一応数えてみましたら間違いなくちょうど200人でした。

議長（熊谷博行君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（松崎俊一君） 6番です。質問したいと思います。

紹介議員の児玉議員は今年で15年目、百戦錬磨でベテランの議員というふうに思っております。また赤旗新聞の配達とかそれに付随する読者ニュース小国民報などにも関わっていると思います。赤旗新聞はすごい新聞で日本の政治スキャンダル辺りもあばいたりするというようなことで、私のほうも15年間購読をしております。そこで今回の質問につきましては、ベテラン議員ではなく新人の杉本議員に答弁いただけたらと思っておりますのでよろしくお願いします。まず町長の発言のどこに違法性があるのか。それからどのような法律や条例等に違反するのか若しくは疑われるのかということを知りたいと思います。

2番（杉本いよ君） 2番、杉本です。

違法性はないということは警察辺りが調べている状態の中でおっしゃったことが非常に町民としては不安を抱えているようなわけですので、こういうかたちで書いてあります。

6番（松崎俊一君） 事件の違法性ではなくて町長の発言のどこに違法性があるのかというのを聞いているところです。お願いします。

2番（杉本いよ君） 一応警察としては発言した内容に対して新聞等で書いてありましたので、それに対しての違法性がないということを町長がおっしゃったということで違法性があるのかなのかというのはまだ事実ではないので、こういうかたちで皆さんが情報としていただきましたのでこのようなかたちにしました。

6番（松崎俊一君） ありがとうございます。

次に特別委員会の設置ということもありましたので特別委員会を設置して何を調べるのか。また何を明らかにしたいのかということを知りたいと思います。

2番（杉本いよ君） これだけでありませんけれども、この件はやっぱり町民の方の信頼回復を図るためには最も重要なことかと思われました。皆さんが本当のことが分からないので動揺されている方々への不信感を取り除くために最も必要なことではなかろうかと思われました。ただ町長を批判するとか当事者を批判するとかいうところではなくて、取り巻く環境も私は注視すべきところがあったのではないかと思います。今回は賛成とか反対とかそんな感じではなくて本当に皆さんが話し合っただけで失われた信頼を取り戻すためには議員全部で話し合っただけでほしいと思われましたのでこういうかたちです。

6番（松崎俊一君） ありがとうございます。

4番（児玉智博君） まず町長の発言自体に違法性があるかないかという部分については請願書なんかにも書いてありませんし特別それが何かの法に触れるとかいう部分ではないのではないかと思います。表現の自由ですから。何を明らかにするかという点について、報道を見る限り刑事事

件としての賄賂罪に問われているかと思うのですが、その点についてはもう起訴されていますので恐らく2か月以内には初公判も開かれるかと思いますが、公判の中で刑事責任については明らかになっていくのではなかろうかなと思うのです。ところが同時に松崎議員が御指摘されました地方公務員法の問題、いわゆる信用失墜行為の部分であります、そのことを11月6日に開かれました議員への説明会のときに議員お尋ねになりまして、そのときの総務課長の答弁は「法的な部分は調べていませんので、この場で答えることはできません」というふうに言われたのです。私はやはりここにこそ刑事裁判では恐らく触れられないであろう部分について第一義的には執行部が自主的に調査していくべきところではあります、やはりそれは執行部の仕事でもありますし二元代表制の一翼を担う議会としてもそういう部分について調査をしていくというのは至極町民の期待にこたえるところではないだろうかと思うところです。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

確かに請願ですので議会としても重く受け止め、趣旨あるいは請願事項等についてもそれぞれの立場でそれぞれの考え等があるかと思えます。請願趣旨は皆さん広く知られている部分なのですけれども今回の請願書の中で請願事項ですので事項についてちょっとお尋ねさせていただきたいと思えます。「設置するなどして」だから特別委員会を必ずしも設置しろとは言っていませんけれども、「主体的に調査を行う」という部分が私ちょっと整理できないのです。何を調査するのだろうか。それも「主体的に」と。ここをもう少しかみ砕いていただけないかなと思うのですけど。請願事項です。

4番（児玉智博君） 「特別委員会を設置するなどして」ということですので、「など」ですから特別委員会の設置も当然含んでいるだろうし、あるいは全員協議会の場だったりとかになると思うのですが起訴された方を呼ぶというのは刑事裁判の前です、それはなかなか難しいかと思うのですが、それ以外の職員の方であったりとかそういった方たちを。あくまで普通の特別委員会だと百条調査委員会でもしない限りは強制力がありませんので、百条委員会の設置というの可能性としてはゼロではないかと思うのですが、普通の特別委員会とか全員協議会であれば御協力をお願いして、ほかの職員の方々なんかには出席いただいて証言であったりとかをお願いすることかなと思いました。主体的というのは。

9番（久野達也君） 今児玉議員から説明を受けたように私もその部分で「主体的に調査を行うこと」という部分がちょっと引っかかっているというか自分の中で整理できないのですけれども。立件されて起訴されてというところですので逆にそこには余りにも踏み込むとおかしいかな。ただ行政が例えば職員のモラルの問題だとかいろんな今後の取組の問題だとか、そういった部分はやはり行政を統括する首長、町長に主体性があって行うべきではないかな。ですからちょっと引っかかっているというのはこの「主体的に調査する」というのが、この「主体的

は議会でしょうから議会が主体的に調査する。そうするとこの趣旨に書いてある二元代表制とおっしゃっている提案権者、執行権者の行政側それから最終決定を行う議会側これをして二元代表制というと思うのですけれども、そうなったときに決定権者である議会側が執行機関に調査をするというのか、これもちょっと自分の中で整理がですね。ですから補正予算のときに私質問させていただいたのが今後の取組の中で職員研修をするのかを確認をとったところなのですけれども、どうしてもこの請願事項というのが先ほど児玉議員から説明いただいた部分で若干自分なりに整理できない部分がありますので、よかったら具体的にどういうことを調査するのかをお聞かせいただけたらと思うのですけれども。

4番（児玉智博君） 何もモラルの部分にまで踏み込んでとかいう話ではないのです。松崎議員の質疑にも既にお答えしているところであるのですが要は刑法です。刑法を犯したから逮捕、起訴されている状況があるのです。ただ同時にそれが刑法以外の地方公務員法に違反している、これも違法行為ですからモラルなんていう問題ではないと思うのです。信用失墜行為をしてはならないというふうに地方公務員法に書かれている部分について違反している恐れがあるわけだから、それを調査していくと。モラルのアンケートとかいろいろは執行部がどんどんやればいいと思うのですが、問題は起訴されている前建設課長のモラルが足りなかった部分が当然あるのだと思います。「それは個人の問題だ」と言われれば個人の問題なのですが、ガバナンスとして役場組織が組織として個人のそういう法に触れるような行為を1年半にわたってやってきていたわけですから、誰一人「おかしいな」、「ちょっと変じゃない」というふうに思う人が本当に1人もいなかったのかと思うわけです。もしかしたらいるかもしれないではないですか。「何かおかしいぞ」と思った人がですね。もしそういう人がいたとしたら何でその人の中に不信感をとどめてしまったんだと。直接の部下であればなかなか進言とか「やめたほうがいいですよ」というのは言えないのかもしれないけど、組織の内部統制とかそういう部分でお互いに相互批判というかたちで、そういうことができるような風通しのいい組織であれば、もしかしたら逮捕される前に組織として自浄作用が効いていけば新聞に出ることもなかったのではないかなというふうに私思うわけです。そういう部分をしっかりと行政がこれを自主的に主体的にやればいいのですけれども、それができるのかできないのかよく分からない中で二元代表制の一翼を担う議会がその役割を果たすということは当然のことではないかなと。

9番（久野達也君） 3回目ですので。今児玉議員からの説明を受けて確かに主体的にやる部分は主体的にやっていただきたいし当然やるべきと私も思います。ただこの請願事項は「収賄事件に係り、議会が」ですので「議会」が主語ですので、議会が主体的に調査を行うことというところがどうも「釈然としない」という言い方は変かもしれませんが「今回の事件に係る」でしょう。この事件のことを議会が主体的に調査を行うことというのは僕はちょっと厳しいのではないかな。厳しいのではないかなというか、請願として何かちょっと釈然としないというか疑問符

が残るのです。当然執行部としてやっていただきたい部分はやっていただきたい。それには議会として声も上げますし一般質問の中にも今回も多くの方々がそのことに触れておりますので声も上げます。ただ議会が調査して結果が出たらどうなるのか。全てがこの請願を受けたときにゴールが見えないような気がしてですね。これは僕だけかもしれませんが。この1行の中で私はそのことを読み解くことができませんでしたのでお尋ねしたところです。

2番（杉本いよ君） 議会が特別委員会を設置するという事は、その事件に対して掘り下げてどうこうではなくて皆さんのための信頼を取り戻すためには議員が今からの再発防止のためとか動揺している町民のための不信感を除くための委員会辺りと思えば、この事件に対して個別にどうこうという感じはないです。私としては委員会で皆さんが共有してしっかりやっているというのを町民から見られれば再発防止とかにつながるのではないかと考えています。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、請願第1号、町職員逮捕に係る対応に関する請願について賛成の立場から討論を行います。

11月21日、全議員の連名で渡邊誠次町長の「違法性はないのではないか」という発言の撤回、真意について広く説明を行うことなど5項目の要望を書面で提出しました。議長、副議長が10人を代表して手渡していただいたというふうに聞いております。しかし、今日の開会前の町長挨拶でもついにこの書面に対する回答や返事はありませんでした。報道によりますと既に起訴されている被告人の2人は、被疑事実について大筋で認め保釈されているということでもあります。ところが渡邊町長は12月2日の酪農家らの忘年会に参加した際の挨拶で、いまだに職員を信用している旨の発言をしたと参加者より伝え聞いております。本人たちが罪を認め悔俊しようとしている最中に工事発注者である町長が、その2人の行為を擁護する姿勢を改めようとしないうちに多くの人たちは困惑をしています。そしてまた町長がこのような姿勢のもとでもともな自主調査が行われるのか甚だ疑問であります。逮捕以来、多くの町民の方より私も「議会がしっかりしないといけない」と叱咤激励をいただいています。その声にこたえるためにも議会が行政のチェック役、監視役としての役割を発揮するためにも本請願を採択すべきだということを申し上げ討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

6番（松崎俊一君） 6番、松崎です。

ただいま賛成の討論がありましたので、反対のほうの討論を行います。

そもそも請願の内容は町長の発言であつたり内心に関わることではないかというふうに思います。特別委員会で調査すべき内容ではないというふうに考えます。ちょっと無理があるのではないかと。それから議会のほうですけれど議会は集まって協議をしたり、これから一般質問を今回12月の議会で5名ですかね関連したものが、十分に役割を果たしている又は役割を果たそうとしているというふうに思っております。それから再発防止の策など町内への周知も一般質問を通じて行うことになるのではというふうに思っております。よって議会が主体的に調査を行う案件ではないというふうに結論づけます。それから全員協議会するとき3番議員だったと思いますが、土地の譲渡の件での御意見でしたが「各議員それぞれしっかり考え、賛成する反対するとの結論を出してほしい」という発言がありました。この件もしっかりとした考えのもと結論を出すべきだというふうに思っております。それから最後に住民からの請願それから200名の署名、これについては当然重く受け止めているところであります。

以上、反対の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、町職員逮捕に係る対応に関する請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（熊谷博行君） 挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第17、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましてはお手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第18、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以降今日まで、研修会等に議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第19、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

小国町職員の追加募集につきましてでございます。小国町職員採用の追加募集につきましては、一般事務の高卒程度枠を2名、障害者の方の枠を1名、保健師の方を1名、保育士の方1名を募集させていただきます。1月25日に一次試験を小国町民センターで実施させていただきたいというふうに思います。

また次に、小国町消防団出初め式の開催についてでございます。小国町消防団の出初め式を1月5日月曜日午前9時から阿蘇広域消防北部分署で実施いたします。朝早うもございませし非常に寒いというふうにも思われますけれども団員として御出席いただく方もおられると思います。御来賓として小国町議会の皆様にも御案内をさせていただきますので是非ともよろしく願いいたします。

それから令和8年二十歳のつどいについて。来年の1月3日土曜日でございます。午前11時から小国町民センター3階にて開催したいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） ほかいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後2時59分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和7年第4回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和7年12月11日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和7年12月11日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年12月11日 午後 3時45分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君 書記 坂本愛子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 松本徳幸君	教委事務局長 後藤栄二君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 谷口正浩君
福祉課長 宮崎智幸君	福祉課保育園長 室原由美君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7.12.11)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議2日目でございます。本日、報道関係者の方々が傍聴席に入場されております。今まで私の判断でカメラ等の持込みを許可していませんでしたが、今回は議員の皆様数名の同意もございましたし許可をいたしました。議員及び職員への配慮のほうはくれぐれもよろしく願いいたします。今日は南小国町の議員さんもお越しいただいております。高村さんもお越しいただいております。よろしく願いいたします。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、登壇順に1、6番、松崎俊一議員、2、8番、熊谷和昭議員、3、3番、高村祝次議員、4、4番、児玉智博議員、5、5番、穴見まち子議員となっております。

それでは、6番、松崎俊一議員、御登壇願います。

6番（松崎俊一君） 6番、松崎でございます。

一番最初ということで少し緊張もありますが、早速、質問に入りたいと思います。

一連の建設課職員の逮捕につきまして質問したいと思います。今年の11月、前建設課長と指名入札に参加する建設会社の会社社長が熊本県警のほうに逮捕されました。詳しくは新聞それからテレビ、ネットニュースで報道されたとおりです。逮捕容疑は役場職員が指名入札業者に飲食の接待を受けたというものです。まず町長は翌日の記者会見で入札に係る便宜などについては「違法性はないのでは」若しくは「違法性はないと信じたい」との旨の発言がありました。町内にはその報道と記者会見の様子が広がって大きな衝撃を与えたというふうに思っております。その反響は議員の皆様も多くの町民の方々から厳しい御意見、厳しい指摘があり「議員は何をしているか」というような意見もあったところです。その後、11月の11日の日に議長のほうから議員を集めて今後の対応などを議会として話し合いを行いました。私が議員の意見を代表するというものではありませんが、そのときのいろいろな意見などもこの質問の中で一部紹介したいと思っております。それから町長が行った記者会見の発言に対しましてテレビの報道で熊本大学の政治学の教授の方でしょうか「今の段階で違法性がないかどうかというそういった発言は、先走りではないか」というような報道があったこともテレビで御存じのとおりだと思います。この質問書を作成したのが11月の20日ぐらいでしたが、まさに11月26日に起訴されました。今後裁判にていろんなことが判明するというふうに思っております。その点につきまして今一度、町民

の方々が納得するような見解を聞かせてもらいたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 町職員の逮捕ということで記者会見のとき、それから後日議員の皆様にお伝えしたとおりでございますけれども、まずは町民の皆様方そして関係者の皆様方に御迷惑と御心配をおかけすることになり誠に申し訳ないというふうに思っております。心から深くおわびを申し上げます。その部分についてでありますけれども先ほど松崎委員から「次の日」と言われたけど私が逮捕されたという事実を聞いたのが東京で聞かせていただきまして、それから手配をいたしましたけれどもなかなか飛行機もとれずに熊本に帰って来れず福岡に帰って来たのですが、夕方に帰ってきてそのまま記者会見に入らせていただきました。多分当日だったと思います。その中で記者会見のほうも当初30分ぐらいの予定ということでお聞きしておりましたけれども、質問がもちろん長引いて1時間半ぐらいお話をさせていただきました。ただ1時間半経ったときにマスコミ関係者の方からの質問はなくなったので終了させていただいたと。途中で打ち切ったというわけではありません。その部分では私の意は皆様方に伝わったのかなというふうに思っております。そのような中でありますけれども松崎議員からの御質問を順を追って少しお話をさせていただきますと、その2日後に議員の皆様にも集まさせていただきました。そしてそこで説明をさせていただきました。そのときも1時間ぐらいだったですかねお話をさせていただきましたけれども、逮捕されてから2日間ということでありましたのであんまり内容は変わっておりませんので同じような内容をお伝えしたところでございます。当初からの私の話でありますけれども行政処分と逮捕ということについては、私は別物であるというふうに思っております。逮捕につきましては刑事的手続であって以後、議員が言われるように裁判所とか検察から刑事責任の追及としてそれが入り口ということでありますけれども、行政処分につきましては今回は町による調査を今後行って懲戒委員会、審査会どちらか分かりませんが懲戒の委員会を開いて懲戒処分をなんらか行わなければならないというふうに思っているところでございます。行政処分につきましては議員がおっしゃられるとおり私もしっかり考える中では、何かしらの行政処分は否定できないというふうにそれは考えておりますけれども、今回の逮捕ということに関しましては刑事的な責任においてはマスコミ報道などで示されている部分に関しては町の入札の制度そしてまたこれまでの経緯を考えると、私はとても信じられないというふうに思っております。ですので逮捕当日の記者会見そしてまたその後の議員の皆様への説明のときにもお伝えをさせていただいておりますけれども、裁判がまだ始まってない状況この現状ですね、また入札の制度、事業所と職員の両者の仲間付き合い、それからこれまでの両者が小国町にしっかりと携わってきたことへの信頼とか信用、それらを考えると刑事的な責任においては私は違法性がないと信じたいと、そのようにずっと一貫して伝えてきたつもりでございます。その中の文章で意をくみ取っていただく方と意をくみ取っていただかない方と両者おられたと思いますし、私の語彙力が足りないというのもありますので伝わらなかったかもしれませんが、私の思いとしてはいまだに両者のこ

とを信頼しておりますのでしっかりと信じていきたいというふうに思っているというところがございます。まずは公共工事に関するこの一連の捜査に関しても当然これまでも警察の方に協力をしっかりしてまいりました。町として総務課、建設課が中心ですけれども捜査に協力するようにという指示も当初から私から出させていただいて協力をさせていただいたので、先日警察のほうからもこちらに二課の方が来られて「捜査の協力ありがとうございます」というかたちでお礼に来られたというのも事実でございますので、その部分に関しては私はしっかりと町のほうでも協力していますし両者を信用する立場は変わらないと、この2点についてはしっかりとお伝えをしたいというふうに思います。

以上です。

6番（松崎俊一君） 行政処分のほうですか。次に今からのやりとりがちょっと重要なことになるとと思いますが、新聞の記事では課長が業者から接待を受けていたこと、しかも回数が29回という報道それから金額が52万円という報道があります。利益の供与がなかったとか割り勘にしたとかが問題ではないと思います。いかに幼馴染みであろうとも入札や工事に携わる課長が入札に参加する業者と飲食を共にする、接待を受ける、この行為は許されるものではない。誰に聞いてもこれはアウトというふうに答えます。国家公務員のほうは国家公務員倫理法、平成11年の法律第129号それからそれに基づく規定が平成12年の政令第101号、その中の規程の第3条の6に禁止行為として利害関係者と飲食をともにすること。これはもうアウトです。国家公務員法に違反するというふうになっております。それから例外といたしまして、職務として出席した会議とかそれから多数の者が出席するパーティーなどは除くと。それから公正な職務に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるときというふうに明記されております。まず、この法律を受けて県や市町村も条例とか規則とか要綱辺りで整備をしているのでしょうか。国家公務員倫理規程に準ずる条例などが小国町ではどのようになっているのかお答えをいただきます。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

国家公務員倫理法に基づく条例等の制定ということですので、小国町のほうには国家公務員倫理規程に基づく条例等の規定につきましては現在ございません。ちなみに熊本県内の職員の倫理に関する条例等を制定している市町村につきましては8市町村であり比較的大きな市町村が制定している状況と見受けられます。

以上です。

6番（松崎俊一君） 国家公務員の倫理法がそのまま適用されるわけではありませんが、同じ公務員として基本的に守らなければいけない若しくはそういうところは総務課長辺りはその条文辺りをしっかり見てもらって理解はすべきことと思います。今後そういった制定なりいろんなことをですね。国家公務員のほうもある意味そういった不祥事とか納入業者とかそれから建設関係の業

者も含めて、いろんな利益供与なり贈賄辺りがあったからこそ法律ができたのではないかというふうに思っております。だからその辺が地方公務員でも必ずないとは言えません。性善説ではなくて、あるかもしれないというところは認識してもらいたいと思います。ちょっとそこを掘り下げたいのですが、今日出席されている方の中で建設課とかそれから農業関係の災害復旧事業とかそういった担当された方がいますか。仮に飲食を共にしたり接待を受けた場合どのような不都合が想定されるのか。また、どのような理由であるいはどのような便宜、利益供用、例えば温情をかけるなどの可能性があるのか。どなたか関係は。宮崎福祉課長が前、経験がありますかね。ちょっと教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。

元経験者ということで御指名ですのでお答えさせていただきます。私も建設課勤務から離れて15年以上が経過しておりますので、仮でのお話ということで非常にお答えしづらい部分もあります。そういった中で接待を受けたりした場合の不都合という部分ですが、ほとんどの職員私ですがまず地方公務員につきましては、その職の信用を傷つける行為はしてはならないとか、その他公務員は法律規律を遵守して職務にあたらなければならないというふうに思っておりますので、私もこれまで長年にわたってそういうことに気をつけて業務遂行してきたつもりであります。便宜それから利益供与、温情辺りの話になってきますと仮の話ですのでなかなか答えづらいです。それからこれは個々の気持ちの部分の問題ですので、それぞれの職員によってその受け止め方というのは変わってくるのかなというふうに思っております。ただ、いかなる場合があってもそういうことが起こらないようにしっかり業務遂行していくべきだというふうに考えております。

以上です。

6番（松崎俊一君） 今回の件に関しまして、いかに幼馴染みであれ先ほど申し上げたとおり直接的な便宜や融通はないと断言しても、その行為は町民から見ても信用ならないことではないかと。それから疑念を抱かれることにほかならない、そういうふうに思っております。このことについて町長はどういうふうに考えるのか。

町長（渡邊誠次君） 町民の皆様の信頼を失墜ということでございますので、その部分に関しましては当初私が謝罪したように非常に申し訳ないというふうに思っております。言い訳みたいに聞こえるかもしれませんが私にとっては今回のこの逮捕というところも非常に重たく受け止めさせていただいております。ただ逮捕というところ、それから行政処分ということに関しては先ほどもお答えさせていただいたように町としてもしっかり調査をしなければいけない部分は行政処分の部分でございますし、裁判所に移っておりますけれども刑事的に責任の追及においては裁判所の司法の場で追及するところでございますので、その部分ではしっかり分けていけないというふうにだけは伝えさせていただきたいと思います。また、その中で町としても当初から私もお伝えしているようにしっかりと厳正な処分を下せるような状況をつくっていかなければ

ばいけないというところもございますので、その部分ではしっかり信頼を回復できるように今後どういう話になるかは分かりませんが、そういったところでは厳正に対処したいというふうに思っております。また、ほかの職員に関しましては一切関与していないといったところもありますので、そういうふう聞いておりますし私もそう信じておりますので、その部分についても今お伝えしたとおりであります。それでもやっぱりコンプライアンスの部分であったりガバナンス、しっかりと組織として考えなければいけないところもありますので、その部分では先日の本会議でお示しさせていただいたように研修をしたり、またアンケートをとったりというところも含めて自分たちの中でできることは努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（松崎俊一君） はい、6番です

総務課長に今までの法律的な部分と地方公務員法に照らして、どのような違反とまでいくのか、どういふふうになっているのか、その辺りはこの件に関してお願いします。

総務課長（松本徳幸君） 今回の飲食のことについてということで答弁させていただきます。まず親しく飲食をともにする場合ですけれども、利害関係のあるものと担当課長が仮に費用を折半して飲んだとしたときに地方公務員法に直接触れるような規程等はございませんけれども、2人で頻繁に飲食をともにすると町民のほうに誤解を招く要因ともなりまして周囲から不適切と見られるなど、その職や公務員全体の信用を著しく低下させた場合においては地方公務員法の第33条に規定されております信用失墜行為となる可能性があるかと思っております。また、この飲食で接待を受けたことが発覚した場合についてですけれども、国家公務員においては先ほど言われましたように国家公務員倫理法にも明確に規定されておりますので法律違反となるかと思っております。しかし町には倫理法に準ずる規定等がございませんので地方公務員法に違反するのか、またその行為が懲戒に該当するのかが焦点となるかと思っております。接待を受けたことが発覚し先ほどと同様に著しくその職や公務員全体の信用を低下させた場合は、やはり地方公務員法において第33条の信用失墜行為に該当するかと思っております。ただし懲戒につきましては、その飲食に伴う非違行為が何だったのかとかを調査した上で慎重に判断することになるかと思っております。

以上です。

6番（松崎俊一君） それでは、ここで改めて町民に対して、それから議会に対して、それと今日報道機関が随分いらっしやっています。県内でも注目の案件かと思っております。熊本県民とりわけ県並びに県下の市町村に対しまして、この電波を通して間違っている理解であるならば真意を説明してもらいたいし、取りあえず謝罪と今後の取組、再発防止を申し述べてもらいたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） まずは逮捕とそれから起訴ということに関しまして、当初から申し上げているとおり町民の皆様そして関係者の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしている。これはもう本当に心からそう思っております。大変申し訳ないというふうに思っております。非常に申し訳

ないところでありますけれども先ほどからやはり大事なところは、ひっくるめて行政処分の部分と逮捕で刑事的責任の追及、この部分だけは一緒に論ずるとおかしな話になると私は思っています。その部分ではやっぱりしっかり分けて話をしていけないといけないというふうに思っております。ただ町長としての立場から言わせていただきますと、まずはこの報道関係にありましたように町民の皆様信頼とか迷惑をかけているということに関しましては重ねて謝罪を申し上げたいというふうにも思っておりますし、司法の場においてははまだ判決が下っているわけでもありませんし今捜査の段階でありますので違法性があるとかないとかいう段階にないというふうに思います。ただこれまで両者、事業所にしてもうちの役場部下職員にしても、しっかりとこれまで勤めてまいりました。信用信頼をしておりますので指名競争入札に参加してもらっておりますし建設課長という立場で仕事をしてもらいました。その部分では私も信頼信用してその立場にいらしてもらったので、その部分においては私はまだ2人とも信頼をしております。また同時に建設業の九つの事業所が今、悪になっております。これは私としてもどうしても払拭させていただきたいというふうに思っております。建設業の方々がいなければ災害の一番最初の土砂どけもすることもできませんし、これから考えられる除雪作業も含めてすることはできません。ほかのところから応援に来るといったところは考える余地はないというふうに思っております。朝早くから特に除雪作業朝4時前から出いただくこと等々含めて毎年のございますので、その部分におきましては1社は逮捕ということでございますけれども、ほかの八つの事業所においてはなんら関わりがないというふうに本人たちも言っておりますし私もそう思っております。ですので松崎議員の質問の意に私が反している可能性もありますけれども、私といたしましては「違法性がない」と本当は言い切りたいのですけれども「違法性がないと信じたい」とずっと当初から言わせていただいているところです。その部分では是非ともまずは両者を信用してこれからも臨んでまいりたいというふうに思いますし、その姿勢は変わらないということは間違いのないと思います。さらに今後の話でございますけれども先ほど申し上げましたように職員に関しましては研修も行います。アンケートもとっておりますのでその部分ではもちろん関わりがないということは分かっておりますけれども、それでも改めてアンケート等々を行って確認をさせていただきながらまた再発防止にも努めていきたいというふうに思います。

以上です。

6番（松崎俊一君） 最後になるかもしれませんが、もちろん入札関係のものと職員の接待それから利益供与などは当然許されませんが、役場の職員について若いときから例えば地域づくりであったり観光振興であったり農林業の振興、様々なところで納入業者とかそれから入札の関係者などとの関わりがあります。それから地域においては、消防団とか地域の頼母子講とかいろんなところで関わって国家公務員と違って末端の地方公務員は直接住民と関わっています。当然関わらなければならない、そういうところを分かってもらいたいということと、町と建設業者との関係

で先ほど町長が言いました。町当局から依頼があったときに道路凍結のときに塩カリを道路に撒いたりとか、それから災害時に土砂崩れがあれば朝でも夜でも命がけで土砂の除去を行うなど、相互の信頼と協力関係がなければこれもできないことになっております。だから職員にもそういうところをしっかりとコンプライアンスの研修でもいいし勉強をしっかりとしてもらって、今後こういうことがないようにしてもらいたい。それから業者との協力関係、これも損なわないように。それからしっかりと協力してもらえような体制も必要と思います。そのことを最後に申し上げまして質問は終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩いたします。次の会議は10時50分から行います。

（午前10時29分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

議長（熊谷博行君）　傍聴席のほうから、大きい声で質問答弁していただくようお願いします。

8番、熊谷和昭議員、御登壇をお願いします。

8番（熊谷和昭君）　8番、熊谷でございます。

通告書どおり質問させていただきたいと思います。前の同僚議員の質問と大分重複するところがありますので、その点は大分省かせていただきたいと思います。業務に対する影響も大きいので、その辺は考慮されて答弁のほうよろしく願いいたします。

まず町の入札制度の仕組みと指名入札に入る9社の名前をお聞きしたいと思います。

総務課長（松本徳幸君）　御質問ありがとうございます。入札制度の仕組みということで答弁させていただきます。入札制度の仕組みということですので町の一般的な公共工事の場合で御説明させていただきます。まず地方公共団体の契約は地方自治法第234条に、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされております。小国町の公共工事は、基本的に指名競争入札の方法により契約を締結いたしております。ここで指名競争入札の仕組みについて御説明いたします。まず各事業者は町に対し2年に1度、指名競争入札に係る資格審査申請書を提出し、町はその内容を審査し申請があった業種について登録を行います。この登録された事業所の中から町は指名を行うこととなります。次に工事を発注する担当者は、工事に関する設計等を行い、その設計額をもとに指名競争入札依頼書を総務課長に提出し、総務課長は小国町建設業者及び委託業者指名審査会を開催します。開催しまして工事の指名業者を審査いたします。その結果を受け入札担当者は、電子入札システムにより各事業者に対する指名通知を作成し通知することとなります。各事業者は指名通知を受け取った際に設計書等に基づき金額を算定し、期限までに電子入札システムで入札を行うこととなります。入札期限後に入札担当者がシステムにおいて開札を行い、一番価格が低い事業者に落札し契約を締結するものでございます。これが一連の入札の流れです。また現在の建設業者の名称とい

うことですので現在、小国町に指名の届出があっている建設業者名をお答えしたいと思います。
まず株式会社肥後建設社、有限会社さとう工業、有限会社時松産業、株式会社ミトマ、有限会社梶原建設、株式会社伊藤組、有限会社おぐに建設、株式会社橋本建設、有限会社ヤマニ建設の9社でございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） それでは、新聞等を見ると9社に絞ったというかたちで便宜を図ったというかたちが何回も載っていますけれども、小国町の指名入札に加盟されている小国町建設業協会加盟の9社というのは前の課長が就任前から9社だったような気がするのですが、ここに便宜を図ったというのが載っていましたが違いますか、お答えください。

総務課長（松本徳幸君） 小国町で登録されている建設業者が9社になったのは平成23年からでございます。それ以降、基本的に土木だとか舗装に関する工事につきましては、この9社の中から選定しているかと思います。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 9社で間違いないということなのですが要領の中で原則10社以上での入札というのが推奨されているみたいですが、これが小国町みたいに小さい行政になると9社になっているということなのですが9社になって問題がありますか。

総務課長（松本徳幸君） 指名が10社以下だと問題があるかということでございます。小国町建設業者選定要綱においては、指名建設業者の数につきましては5千万円以上の工事については原則的に10社以上を基本とするというふうに規定されております。この10社以上は原則にということでもありますので、指名審査会のほうで審査した結果が10社以下に指名することもあり得るというふうに考えております。現に先ほど申し上げましたように確認しましたところ10社必要な工事において25年度以降の5千万円を超える工事につきましては、基本的に9社で指名させていただいている状態であると確認しております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 建設業界が10社以下だから9社だったという意味だと思います。では小国町の建設業に従事されている方のおおよその人数で結構です。どのくらい小国町で建設業に従事されているか数が分かればよろしく申し上げます。

建設課長（谷口正浩君） 建設業協会に加盟している社のみ一応建設課のほうで把握してございますので、令和7年2月時点にはなりますけれども建設業に従事する方につきましては117名の方が建設業に従事されているということでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 町民6千人のうちの117名ですので結構割合的には大きい産業だと思うのですが、仮に入札方法を指名競争入札9社から増やした場合や一般競争入札に変更した場

合、小国町の建設業やそこに従事されている方への影響は大きいと思います。昨今の自然災害の増加や大雪など急を要する事態はますます増えております。建設業の代表者の方と何人かお話ししましたが、近隣の市町村も同じように町内の業者育成のために「小国町と同じような感じでやっておりますよ」ということでした。災害が起きた場合の初期指導とかそういうのは絶えず危険と隣り合わせの対応になってきます。また大雪などが発生した場合、「その日の予定を全てキャンセルして、そちらの除雪のほうに朝から当たっております、はっきり言って町民のためでなかったら受けたくありません」という話をされました。建設業のほうも少子高齢化、賃金上昇の波と従業員の確保の難しさで経営のほうは年々厳しくなっていると。この上、入札制度のほうまで変えられ他から入札が入り出したら町の建設業者の衰退は逃れられないし、急を要するような事態が発生してもなかなか対応し切れなくなる可能性が出てくると。これは町にとって大きなマイナスになるのではないのでしょうか。災害が起きた場合、即時対応してくれるのは町の建設業者です。このことを踏まえ今後、入札方法など変更すべきではないのではないかと私は考えます。直近の入札では町内8社、町外が2社の入札がこの前通っておりますけれども、これが町に捜査が入ったため変更したのだとは思っていますけれども問題が起きたために直ちにこれを変更すると町が非を認めているように見えるのではないのでしょうか。なぜ変更したのか理由をお答えください。

総務課長（松本徳幸君） 今回の議会上程させていただいた工事の件で10社指名した理由ということですが、指名競争入札における業者の指名につきましては先ほど申し上げましたように指名審査会のほうで審査をさせていただいております。この審査につきましては小国町建設業者及び委託業者の指名審査会要領のほうに「審議は公開しない」と規定されているところでございますので、個別の案件ではなくて基本的な事項について述べたいと思います。どの工事でも町の貴重な財源を使用しておりますので、基本的には地元業者の存続と育成を考えまして小国町内において資格を有する業者を優先して考えてございます。これらのことを勘案して今回の工事発注については10社になったという結果でございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 8番熊谷君、今の答弁でいいですか。

8番（熊谷和昭君） 今回の答弁ではちょっと分からなかったのですが、要は町の8社から町外2社を増やした理由ですので、この理由をお答えいただくといいんですけど、よろしく願います。

総務課長（松本徳幸君） 理由といいますのが先ほど申し上げました指名審査会の内容に一部ありますので、10社必要で現在町内の建設業者が9社でございます。そこに1社入れるのか2社入れるのかを審議会の中で検討しましたところ、その当時は11社になったのですが、その後1社指名停止になりましたので結果的に10社というふうに指名させていただきました。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 今の答弁でもよく分からなかったのですが要は町の建設業者というのは今後の町のインフラ整備に大きな影響があると思います。他市町村の動向を把握しながら又小国町の建設業者の意見も聞き取りをしながら慎重にこの辺は決めていただきたいと思います。小国町は人口が何万人もいるような町ではございません。小国町は過疎地特有の問題があり最低でも現状を維持し、少しでもこの状態が維持できるようにやっていかないといけないと思うのです。ですからそこら辺は賢明な判断をしていただいて、お金の話をするとまたあれですけど少しでも町のほうで仕事を町の業者にできるだけ振っていただいて、町の住民の方たちにその恩恵が行くようにやっていただいたほうが違反がなければ私はそれが一番いいのではないかというふうに思っております。逮捕された両容疑者は今から30年ぐらい前まだ私が病気になる前で飲酒していた頃、いろいろな会とか遊びとかでよくあちこちで飲んだことがあります。会計というのは税金と一緒に、当時から収入が高いやつが出せという風潮でした。ですので収入が高い人がある程度出して若い子たちは出さないというのがその当時は通例でしたので、多分そういう流れのままここに来たのだと思います。私も事業主である程度建設業を何回も使ったりして整地したりしたことがあります、社長のほうから「この前おごったから便宜を図ってくれ」とかそういう依頼は1件もありませんし、私がまた依頼したこともありません。そもそもこういう逮捕劇があったのが2人の仲で昔からの付き合いが、一般の人にこれがどこまで通用するかというのは分かりませんが、お二人の仲ではそれが今まで続いていたのだらうなと思っております。ただ2人の仲がそれでも一般の見方によっては建設業の社長と建設課の課長ということになりますので、ここら辺は2人は戒めて反省するべきは反省していただかないと町民に対して誤解と言っているのか分かりませんが逮捕されているわけですから、そういうことは通じないんだということは反省していただいて今後も町のためには重要な2人だと思っておりますので、町の運営のためにも事が終われば加勢していただけないかなとは私は思っております。この一連の騒動でいろいろとうわさが飛び交っております。さっき町長が言われましたとおり建設業界が悪いとかいろいろありますけれども実際のところ町民に対して町長が発言するのがいい機会だと思いますので、町長が率直にどうお考えか先ほども同僚議員との答えと重複するところがあると思いますけれども、もう1回町長自分の考えをお答えください。

町長（渡邊誠次君） 何回も皆様から御質問いただいても同じような答えになると思いますがけれども、その部分については御理解をいただきたいと思っております。まずは町民の皆様には御心配、御迷惑をおかけしているということに関しましては何回でも私も謝罪を申し上げたいというふうに思っております。そのような中で先ほどお二人を知っておられる方は、多分口をそろえて今熊谷議員が言われるようなお話をされると思います。それは知っていれば知っているほどそういうお話になると思っておりますので、だからこそ本当は倫理感を求められないといけないというところではあったの

でしょうけれども、それが足りなかったといったところは正直否めないところがあります。しかしながら今日は入札制度の仕組みを最初にお尋ねになりましたけれども、災害が起きたとき一番困るのはまずは命です。その次に生活です。そしてそれから復旧になります。この命を守る段階において土砂が崩れた、そのときにこの土砂をのけなければいけない。この一番最初の一番危険な作業を建設業者9社、皆さん行っていただいております。これまでも行ってもらってまいりました。この九つの事業所がないと命に直結する危険性は確実にあると私は思っておりますので、町としてもその部分はしっかり踏まえて御発言をさせていただきたいというふうに思います。また先ほど建設業事業所に携わっている従業員の方が117人ぐらいというふうに建設課からお答えいたしましたけれども、その117人に関して悪意といいますか九つの事業所が悪いというようなイメージで今実際見られていると本人たちが言っています。またそれと一緒にその117人には御家族がいます。その方たちはどんな思いをしているのかというのをしっかりと考えないといけないというふうに思います。町も当然ですけれども責任はあります。しかしながら九つの事業所が悪いというこれだけは私は払拭させていただきたいというふうに思っております。一つの事業所は容疑がかかっておりますけれども私はそれでも信用しておりますので、その部分では便宜を図ってはいないといったところは先ほどの熊谷議員の発言でもありましたように、両者の関係性を考えればないのではないかなというふうにずっと信じているというところがございます。命の危険まずはその部分で災害が起きたときに土砂のけを建設業者がする、それも含めてその会社がなくなればなくなるほど危険性は高まっていきます。ただ今災害の危険性の確率は逆に増えていっていると思います。それによっても私は確実にこの小国町内の建設業界を守っていかねばいけないと思っております。警察も消防も建設業者のどろのけをした後しか現場に歩いていけないのです。ですのでしっかりと重要な部分であるというのを認識させていただきまして、今までもお付き合いをさせていただいてまいりましたし今後もお付き合いをしていきたいと思っております。事業所の皆様には改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 町長の建設業者に対する気持ちというのが表れているのかなあとはい思いますけれども、おおむね私も同じような考えです。小国町である以上、小国町の業者を守っていくべきと私は思っておりますので、その辺は入札制度とか大きく関わってまいりますので、その辺は十分考慮されて近隣の町とかがその辺で踏み切るのでしたらそれで構わないと思います。話し合った上で決めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、わいた会の分湯に対する町の意見をお聞きしたいと思います。わいた会の第1発電所を開業したのが2015年でございます。2015年の6月が開業の時期になります。分湯が始まったのは理解促進というかたちでやっておりますので開業より前の2014年に分湯のほうが始まっております。これはさっきも言いましたように近隣事業者への理解促進の一環として協力を

要請してこれが始まっております。当時は町のほうも発電業者というのはわいた会しかございませんでした。もちろん、わいた会しかないから温泉審議会も温泉協議会もなかったために何の協議も確かにされてなかったのです。温泉審議会と温泉協議会が作られたのはどのくらいの年代だったか。そしてそれがどのような役割を今果たしているのか、よろしくお願いします。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは地熱発電所、温泉の審議会、協議会についてお答えいたします。先ほど議員おっしゃったように地熱発電所の開業そしてそれ以前に行われていた地熱の分湯という経緯がありまして、町もそれらの対策というかたちで町での取組、条例をまず設けております。平成27年度に設けた小国町地熱資源適正活用に関する条例というのが一番最初。それから平成27年度から地熱活用審議会を開くことになりました。それが最初の審議でまずわいた会の案件もあります。そのほかに既に撤退した事業者からの案件を審議したというのが最初であります。その後、地熱事業者の集まりということで地熱資源活用協議会という協議会の組織に町も加わったかたちというのは令和に入ってからです。令和2年に設立されております。それで審議会についてですが、委員の方々がいらっしゃいますので事業者からの事業計画をいただきまして審議会でも審議を諮ります。その内容について技術的なことについては有識者の先生方から意見を多くいただくこととなります。委員の方には町内の方などが多くいらっしゃいますので町内からの心配について、そして行政からは地熱発電所ができてからの地域貢献などについても事業者の方に確認をさせていただく場としております。地熱の審議会については、そのような運用の仕方を行っております。

地熱事業者の集まりであります協議会については、協議会費を集めております。協議会が共同で取り組む事業ということで一番重要な温泉のモニタリングについて、そして地熱事業者が共同で行う地下資源、地熱貯留層がどうなっているかを調べますシミュレーションなどの作業。これ業務委託を行うのですが、そういったことを協議会で行うこととしております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 分湯当時はそういった組織が全くなく、それが理解促進の中でということで何の問題もなく始まったわけです。御存じのように岳の湯地区は地域全体が温泉文化と同居しております。近隣の温泉施設の成分と分湯の年2回の成分検査も大きな相違もなく今まで問題視されたことはございませんでした。最近になり有識者の見解も「地域では少なくとも数百年間温泉が流れているため今さら変化は少々流したところでないし、川の水量で希釈されるので問題はないだろう。数メートル行って測ればもう検出されませんよ。」という意見と「環境問題はないものの国の環境基準を上回っているのが駄目だ」という意見。確かに双方存在します。同僚議員から指摘されております分湯も温泉に使う分は分湯として温泉と認めますと。ただ「オーバーフローに関しては、還元井に返してください」と指摘がありました。しかし技術的にオーバーフローなしに分湯をしていくのはいろいろ考えてみましたがとても大変難しいのです。そこで今対策と

して真水をボーリングして熱交換して各家に分湯する設備を今建設しております。配管のほうはほぼできておりますけどポンプとかそういう特殊なものに関しては今から入ってくるようになりますけれども、その辺でわいた会のほうも対策をさせていますのであと少しですけれども持っただきたいと思っております。有識者の方に「健康被害が出るためには、どのくらいの摂取になりますか」と何回か聞いたことがあるのですけれども「大体1日原水を3トン飲めば何らかの健康被害は出てくるでしょう」でした。今言ってきた通り小規模な地熱発電というのは国が推奨し出してまだ10年しか経っていないのです。取り巻く環境も法規もどんどん変わってきております。当時は許されていたことも、わいた会として改善していくべきは改善していきたいと思っております。この問題は全国の温泉施設の現状と資源の有効利用に合わないのではないかと自分では考えております。町として環境基準の見直しとかを温泉と一緒にするのでその辺を働きかけることはできないでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 環境基準の見直しといったところまでは、なかなか町としては独自で動きづらいところはあるかと思えます。確かに環境基準といって厳しい数値かなというふうには私は実感しております。先ほど議員お話しになったように分湯そして放流される水質に問題があるということで、地熱発電所で発生する熱水について全量還元していただくようにという協議は以前からさせていただいております。私ここに就任して令和6年度からは既にその工事が始まっておりまして2年かけて全量還元に向けて、そして熱交換を行う器具の設置を行っていただいておりますのでその経緯はずっと見守らせていただいております。もう12月になっておりまして工事のほうはいよいよ大詰めというふうに聞いておりますので、その工事が完了して全量還元してしまうことになればこういった問題はなくなっていくのかなと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 真水を蒸気の熱を使って温泉ではなくてお湯に変えるのでけれども、私たちの温泉のような小さいところがする規模とは全然違いますので、時間何十トンという真水をお湯に変えていくわけですから技術的にもいろいろ難しいところもあるようですから今手探りで進めておりますので、その辺は町の指摘、同僚議員の指摘を真摯に受け止めまして改善していきたいと思えます。ただ全国に温泉地いろいろありましてホウ素とかヒ素とかメタけい酸とかいろいろありますけど、その土地の地層によって温泉の質というのは全然変わってきます。多少の環境基準オーバーで温泉なら許せるというところもありますけれども、1日3トンぐらい飲まない健康被害が出ないというのにそれにこだわる意味が私はよく分からないのですけれども、その辺の働きかけを町長は首長として他市町村の首長と一緒にその辺を訴えていただきたいと思えます。この問題は温泉のほうでも結構問題になっておりますので、よろしく願いたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 補足があれば担当課長からまた説明をいただくといったところは大事なとこ

ろでありますけれども。県のほうに地熱発電所のことについて働きかけはずっとですね。小国町のように地熱審議会みたいな専門的な知見を持たれている方たちの会といったところは県のほうには実はないと言ったところもありますので、その部分の技術的なところも含めて専門的な話ができる場所をまずつくっていただいて照らし合わせていかないと今の温泉法と地熱の基準は全く違う部分がありますので、その部分は県に対してもずっと働きかけをさせていただいているところでもあります。また一連の動きの中で町としては事業所のほうにお願いをしないといけない立場にありまして規制をする立場というわけではございませんので、その部分では事業所さんにもまた地熱の発電所のほうにもしっかりとお願いをしていくといった方向は今までどおりであるというふうに思っております。その中で様々な御理解と今までの地域貢献の部分でお互いに地域の中ですみ分けをしていただいて分湯とかという取決めをされている部分もあります。原則でいくと配当する一般的な責任は地熱発電所側にありますけれども、いただいた後の排水の基準に関しましては基本的に事業所、宿泊施設また温泉施設にございます。その部分では明確に分かれておりますので、その部分では対象となるところが違うのかなというふうにも当然思っているところがございます。川の自浄効果とかそういったところも含めて前回江藤議員のときにお話をさせていただきましたけれども、川の持つ自浄効果とか非常にそういったところもあります。なかなか昔から規制の部分で国のお示しされる部分が厳しいとかいう見解もございます。専門的な意見も実際分かっているようなところもありますので、その部分では町として基準を持っているのは県及び国でありますのでそれを基準として捉えさせていただいてお願いをするという立場は変わりませんので、その部分では引き続き取り組んでいきたいというふうに思っておりますし県のほうには逆に町のほうから先ほどのお話をし続けていきたいなというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 地熱発電所、わいた会が2千キロ、小国町おこしエネルギーが5千キロで7千キロ、この4月からわいた会が5千キロ足されますので1万2千キロです。このお湯というのは相当な価値があると思うのです。還元施設に技術的に問題がなければ、その辺の熱だけでも再利用ができれば町の今後の産業に役立てることができれば次の新しい産業として定着するのではないかと思いますので、全く漏れさせるなどかになってくると非常に難しくなってきますので、その辺は町長しかいませんのでその辺はお願いしておきたいと思えます。

それでは、今期の除雪対応についてお聞きしたいと思えます。冬になりまして雪が降る時期になってまいりました。今年は気象庁より積雪が多いのではないかという情報が入っております。自分のところの近所わいた温泉郷に関しては小国町の中でも標高が高いところになります。大体700から800メートルのところ温泉街がありますけれども、その中で観光のお客さんはほとんど夏用タイヤです。そりゃそうですよね、町まで来ても雪はないわけですから。上に上がってくると急に雪が降りだして次の朝になったら雪が積もって帰れないということは1シーズン何

回もあります。冬季の間、スクールバスが通っている間とかは除雪に来ていただけるのですけれども、土日とか正月とか連休とかなってくるとなかなか図々しいようですけれども建設課に電話して「ごめん、ちょっと動かして」という依頼を出して頼んでおりましたけれども、この辺を町としてもっと円滑にしていただけないでしょうか。課長お願いします。

建設課長（谷口正浩君） まず非常に寒い中、明け方において融雪剤の散布、除雪作業等を建設業の方々に町道の作業を御協力いただいておりますので雪の日も通常どおり道路が通行できるように丁寧に作業を行っていただいていることに、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。また議員御質問の件につきましても町として融雪剤の除雪作業の体制づくりを今急いでやっているところでございます。これまで同様に平日と休日関係なく作業を実施していただけるようお願いしたいと考えております。また先日12月の8日の日に建設業協会の方々に御参加いただきまして協議を実施したところでございます。今期につきましても特にスクールバス若しくはバス路線あと観光地そういったところを優先的に除雪作業等を行いながら、できる限り町民の方々の生活に御不便、御迷惑等かからないように進めていこうというふうに考えてございます。以上です。

8番（熊谷和昭君） 土日もやっていただけるということですので少し安心しました。やっぱり田舎の山の上のほうなのですけど宿泊客を全部合わせると100人ちょっといると思うのです。その方たちが次の予定がありますのでどうしても無理して出ていきますので、そういうときに少しでも小国町で事故が起きるとかいう事態がないようにその辺はお願いしておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 終わらせていただきますということでございますけれども、ちょっと補足をさせていただきたいというふうに思います。私としては今回の一般質問を皆さん方出される中で九つの事業所の信頼回復を同時に努めなければいけないと、これも町長の務めではないかなというふうに思っておりますので少し補足をさせていただきますけれども。毎年九つの事業所さん先ほど建設課長がお話いたしましたけれども、朝早くから融雪剤をまいたりとか除雪をしていただいたりとか相当していただいております。その分の費用も当然町のほうからお支払いをしております。ただ1点、皆さん方にお伝えしたいのは建設業の皆さんが好んで除雪作業をしているわけではないと。地域貢献を非常に頭の中に置いていただいて除雪作業をしていると。これなぜかと申しますと除雪作業を朝早くからします。簡単にすぐ終わればいいのですが時間が長くなる場合、次の現場、もともと受け持っている下請の現場等々含めて遅れていかなければなりません。そのときにはペナルティーが発生します。それを置いておいても小国町の九つの事業所さんは雪のけのほうを優先してしていただいていると、これが事実でございます。先ほどの災害のときでもそうです。土砂をのけるとき一番危ない場所におられるのは建設業の事業所さんです。その後

でしかももちろん役場の職員もそうですけれども警察も消防もその現場までたどり着くことはできません。いよいよ難しいときは自衛隊の出動が必要です。それはもう間違いないと思いますが、それまでの現場の一番最初に対応されるのは雪のけでも災害でも建設業の皆さんでございます。そういったところも含めさせていただきますと、この事業所さんが少しでも減っていくに従って多分町の総力は衰えていくというふうに思っております。ですのでできるだけこの建設業者さんをしっかり町と町の立場でも守っていくといった姿勢は変わりません。それから保育園でもそうですけれども砂場の入替えもされています。それからカーブミラーも今から先曇ったりすることが多くなりますけれども一定の期間を置いて建設業者さんが磨いていただいたり様々に地域貢献をしていただいております。それが表に出ているのか出ていないのかは別にいたしましても、小国町におられる建設業界の皆さんは小国町にしっかりと貢献をしていただいております。是非とも皆様方、建設業者さんが本当喜んで除雪とか災害とかそういったのをやっているというふうには思わないでいただきたいというふうにも思っておりますし、是非ともその部分については非常に厳しいところで建設業者さんも動いているのだといったところは町民の皆さんに御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 終わると言いましたけれども今の町長のお答えの中で苦労というのがありますけれども、旅館がある辺り800メートル近くなってくると冬本当寒い時はマイナス10度を超えてきます。どういう状態かというその中で建設業者の人たちは一生懸命やってもらっております。寒いのに朝早くから感謝しておりますので、また今後も協力のもと町がその上に立っておりますので、その辺は十分考慮していただきたいと思っております。それでは私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は13時から行います。

（午前11時31分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 3番、高村祝次議員、御登壇願います。

3番（高村祝次君） それでは、一般質問を行います。

11月5日、私は夜、仕事が終わって家に帰ると「職員と土木業者が逮捕されたが、町長は違法性がないというようなことを言われたがどういうことですか」ということで電話がかかってきました。私もそのニュースを見て町長が言った「違法性がない」ということは分からない。私がテレビを見たときは「しろ」とか何とかいう言葉を町長はいつかは使われています。6日になって記者会見が終わると。次の日はまた電話がかかって「あの町長の記者会見の姿を見たら股は広げて、言うことが私たちは分かりませんがどういうことですか」ということを言われました。そ

れを聞いて町長の「違法性がない」ということは町長の考えであって、私たちは違法性があるから逮捕されたというふうに思っております。新聞にも熊日新聞社の取材に、「高価な飲食店に何度も誘われました。県警から見せられた明細書には自分で驚く金額が書かれていました。公務員として利害関係者から接待を受けるべきではなかった。」と話しています。本人は認めている。今回、町民の中のある人は「町長選があるかもしれないから、ある議員にポスターを準備したほうがいいではないか」ということを言われている方もおります、事実。やはり町長としては職員をカバーするような言葉ではなかったかと。逆に「町長も同じく接待を受けていたのではないか」という声も町民の中にあります。そういう町長の言葉で、この中でも町長の違法性がないということに対して「おかしいな」と思われた課長さんもいると思います。これが全く思っていないというなら課長も町民と離れた役場であるというふうに私は思います。ほとんどの町民の方が「建設業者が悪い」とか「逮捕された小野元課長が悪い」とかいう言葉は全然聞かれませんでした。やはり町長が言ったことに対して町民が「おかしい」と。ましてや県庁に娘が行って県庁の職員も「小国は大変なことになるよ」と話された方もおります。実際役場の職員の中に町長の言った「違法性がない」ということを聞いたときに「町長は何を言っているのだろうか」と思った職員も私は大概いるのではなかろうかと思えます。そこら辺は役場の中が統一されているかなど。総務課長は記者会見のときもちゃんと横に座っていて町長にアドバイスもしないでただ横に座っているだけだから、私は総務課長にも「町長が間違っただけでも聞いたときは、あなたは言うべきではないか」ということは電話で言いました。ナンバーツーは総務課長ですから、そのために町民が聞いたときに町長がおかしいことを言っていると思ったら注意するのは当たり前ではないかと私は思うのです。今、小国町を見ると私はこういう状況になって、本当に役場の職員の教育はどうしているのかなというふうに思えます。やはりトップがしっかりした物言いをしないと職員もなめるではないけれども「ああ、それくらいか」という職員も私はいると思います。ですからそこは議会としても「改めてください」ということで文書を議長と副議長が持っていったと思いますけれども、改めないということですから町長は自信があるなと思えます。起訴になりましたけど裁判が2か月後ぐらいから始まると思えますけれども、裁判が始まってどういう状況になるか分かりませんが、本人の反省の色とか業者の反省の色が出てくると大分判決も柔らかくなってくるのではないかと今までの例から見るとそういう感じがします。今回の問題は贈収賄の問題だけではない。一番問題なのはさっきから言うように町長の記者会見のときの態度とか話し方によってマスコミとか警察が聞かなかったとか非常に「自分が言っていることが正しい」というような発言をするからこういう問題が起きてくる。そのとき町長がしっかり「すみませんでした」、「職員が迷惑かけました」と言われているなら何もこの問題は浮上しなかったのではないかとこのように私は思います。町長の言葉で誰も「建設業界が悪い」とかいうようなことは一つも私の耳に入ってきません。ですから町長の一言一言、態度とか言葉遣いは非常に大事ななという

思っています。今私が一番言いたいのは、まず職員が本当にどれだけ仕事をして誰が指図をしてやっているのか。福祉課とかいうのは余りいろんな話は聞きませんが産業課、特に建設課は令和2年災害があって6年になりますけれども、まだ工事が終わっていない。治山事業は私が県の林務課にお願いしたところは入札が終わって今年ほとんど来年の3月までは完成します。特に田原のほうは多いわけですがけれども全部治山事業は要望したところありますけれども。建設課においてはそのとき現場を見て「町でやります」と言っても、この前の議会も言いましたけどまだ全然手付けもしていないです。課長は初めてですので初めて見に来ましたけれども課長補佐は2回も3回も来て全く。それは町長に言ったのか言わないのか全く分かりませんが路面は傷んだりそのままの状態と。そして先の9月議会のときも田原の記念碑のところの図面を出しましたけれども、設計図面を書いたのはお金が要っただろうと思いますけれども町長は誰にも相談をしていないと。実際、県の林務課と話す機会がございましたので「あそこの地滑りのところをどうかやってください」というお話をしました。そしたら「道を入れなでいいなら林務課がやります」と。町長が見せた図面はどうせ私に言ってこないとあそこの土地は私が持っていますから道を入れるもの私に「いいですか」「悪いですか」と聞かないとできない道です。林務課に頼めばそこは田原部落の財産で部落も「道ができないなら仕方がない」ということで「林務課が仕事をやります」ということを担当の人から聞きましたけれども。やはりそこら辺が職員と町長の意思疎通ができていないかなと非常に疑問に思うわけです。私には「町でします」と言った工事を今もってしないと。町長は聞いているかもしれないけど町長が全くやる意思がないと。田原だけではないのかなという感じもしております。そういうことでは私は町は良くなると。町長は職員を守りますと。町のトップである町長は町民を守ることが一番です。町民の財産、生命を守るのがトップの仕事ではないかなというふうに私は思います。ですから誰が言っても一度言ったらやるのが行政ではないかなと私は思いますけれども。後から答弁があればどうぞゆっくり私の話を聞いてからやってください。また建設課は建設課でそれがありませんけれども、昨年鳥獣対策で田原のほうワイヤーメッシュの事業を今年するようにしておりますけれども、「来年度はどうなっているのか」と聞いたら「お金が要ります」と。「何でお金が必要なのか」と。それから私は東京の事務所に電話をかけて「担当をお願いします」ということでしたけれども「何も要綱は変わっていません」、「お金が要るといえることはないですよ」と。そして穴井課長と話したら「100%できればいいのですが、80%とか90%でワイヤーメッシュが終わって、あと10%するにはお金が要ります」と言います。ですから私はそのことも東京事務所の方と話したわけです。「1年で100%する予定が、90%しかできない人は90%でいいでしょう」と。「それはいいですよ」と。やはり職員のやる気、そこ辺りやる気を出すのは町長がちゃんとやる気を職員に出させないといけない。それを穴井課長が1人で「お金が要ります」とか言うから部落の世話人はストップしてしまう。お金が要るならできないと。全部部落がするならいいですがけれども全

部できない、お金を出せる人と出せない人がいるから話がなかなか合わない。そこ辺りはトップが国会議員らと会うのだから意思疎通ができていけるのなら「そこを90%で終わる分を100%にするにはどうしたらいいですか」とか担当者に聞けばいいのです。それが常日頃から観光には頭が回ったりいろんなことを言うけれど、農業には頭が回らないところが町長ではないですか。町長でないなら課長だと思う私は。そういうことで非常に今小国町は意思疎通ができていないというふうに思います。しっかりそういうことをやって町民が迷いのない本当に小国に住んでよかったなという町をつくるのが町長の仕事と。それを期待して皆んな町長に投票しているわけです。私はそれは思っておりません。この前も言いましたが期待はしておりませんが、そういう偏見というか差別するような人は町長にはふさわしくないというふうに私は思っておりますから、町民はそういう差別のない人を選んでいかなければならないというふうに思っております。しかし今の町の行政を考えると町長は「役場の職員は守る」と、町民を守らないのかという疑問があります。しっかりそこ辺りもそういうことは捨てて町民の言うことに耳を傾けて、町が一つでも進歩していくように私はやってもらいたいというふうに思います。先般もまた要望がきました。こういうような写真を撮ってきました。ここは里道です。ここは水路が通っています。これから先は後継者もないので恐らく藪になるでしょうというお話でお伺いしました。これから先は藪になっています。年に1回ぐらい切るらしいが河川は切らない、水路は切らない。この河川のここは里道ですからこの土地は水田の関係の人がするのか町がするのか。傷んだところは今まで何回かしてくれたと。1メートルぐらいコンクリートをして。今の行政の判断ではここら辺の知恵も恐らく出てこないと思うのです。これは誰がするのか。この前上田の話もそうでしたけど上田のほうはすぐやってもらったそうですけど、こういうところもここは河川のほうに土ははみ出してあります。ちょうど見に行ったときに新橋のほうを見ました、ずっと治山工事をやっておりました。あれは10年前に私が町が全然取り合ってくれないから地元の人が私に「どうしたらいいでしょうか」と言うから私が「ちゃんと地権者の承諾を得て、印鑑を取って、みんな印鑑がそろったら県事務所に行って所長とか次長とか林務課長やらに話しましょう」ということで10年前に話してようやく熊本地震があったから今しているわけです。それと治山の事業を私は2件ぐらい頼まれているから建設課の担当に言ったら「今4件ぐらい言っているからできません」と。「できません」ではない、言われたらすぐ行政側としては行って見て、そして県のほうに申請を上げていかないと4件が終わってするとまた時間がかかります。4件がこようと10件こよようが要望が上がったら全部上げていかないと。だからおかしい、教育ができてないと。町の住民の方の要望があったらちゃんと役場が取上げて、それを県に上げる国に上げるというふうにやっていると全然進まない。これも恐らく里道ですから誰がするかです。この田んぼの人がしますかと、しませんよ、これは。ここは崩れかかっている。水路のほうにいつている。こういうところも建設課長はよそから来て場所も分からないと思いますけれども、こういうところはある。ここ

は里道ですから、ここは水路。田んぼの人がしますかと言ったら、恐らくしませんよ田んぼの方は。町でしないと。ここだけでなく小国町にはいっぱいあると思います里道であったり水路だったりする。誰がやるのか。これはやはり担当課である建設課はちゃんと現場に出向いて行って判断する、判断したら町長に申し上げてそれを事業があれば事業にかけてする。そういうことをしないといつまで経ってもここは誰がしますか。災害のときに1メートルぐらい石垣をついでいる。1回町が取り上げたら必ず県に上げて事業があったら事業にかけてそのときにしていかないと、それを知らないふりして里道だからとしていたらいつまでも解決しない。

それで、皆んなに配ってあると思いますが、畜産クラスター事業というのがあります。畜産クラスター事業というのは、ロボットを入れて増築して頭数を増やすということがメインでした。しかしクラスター事業をやってロボットを入れて増頭したところは皆んな経営が赤字、全国的に北海道始め熊本県でも赤字経営。ですから私が農水代議士を使って担当者と話したわけです。今、国がやっていることはおかしいと。既存の酪農家の方は赤字経営で古い機械は20年ぐらい使っていて新しい機械も更新したいけれどもできない。そういう畜産農家やらどうしますかと。クラスター事業でロボット入れたのは最初は皆んなよかれと思ってやった。ところが機械が全部外国の機械。部品が壊れたら部品が来るのに1か月ぐらいかかる。ロボットだけなら搾乳もできない、乳は出ない。「その悪循環を今、国はやっているのですよ」と担当に話した。担当の方は女性でした。たまたま先月10月の24、25、26日に北海道でホルスタイン品評会があって、そのとき私が座っていたら向こうから「高村さん、お世話になりました」、「あなたどこかで話したような声ですね」、「高村さん、私、電話で話しました」、「お宅でしたか」と。「非常に嫌なこと言わせてもらって、ありがとうございます。嫌いなことも言うけれども、為になることも言うから私の話も聞いてください」と言って話したわけです。それは12月の3日の新聞にこうして私の言うことがまともに芯に突っ込んだ話をするから本当に新聞に上げてくれた。恐らく農家の方が農水の役員やらに電話で「おかしいじゃないか」という人はなかなかいないと思う。私、以前からおかしいことは全部代議士に頼んで担当の職員と農水に行って話した経験が何回もありますけれども、産業課長やらは私たちが代議士を使って担当の課長と農水と話し会計検査が来るからどうのこうのではなくて、「100%できず80%で終わったらそれはどうやったらいいか」というのをちゃんと聞けばいいのですよ、自己判断せずに。自己判断するから前に進まない。全部「おかしい」と思うことは担当、国の役員に聞けばいい。県の担当者でもいい。聞けば何でも解決する。町長に伺いを立てても町長が判断できない、分からないなら国に聞けばいいのです。それができないのが今の役場。昔は農家の方、町民の方がいると県とか国にすぐ電話をかけて「どうですか」と聞いていたが、それができない、自己判断。だから町民が自己負担をしないといけないならできないようになってくる。それが今の小国町ではないかなと私は思っております。私の話を聞いて「あの人が言うことは聞かなくていい」というような課長がいるなら小国町は絶対

よくなりません。しっかり私が話していることを聞いて、誰が言っても国の人やらは言うことはいいとわきまえてするからこうして農業新聞に載せてくれるのだから。そこが今の役場は抜けている。柴三郎とか鍋ヶ滝だけではないですよ、町の人が望んでいるのは。年寄は年寄の要望もある。その町民の話をしっかり受け止めて聞いていかないと町長はどんなに職員を守っても町はよくなりませんと私は思っています。しっかり私の言ったことに耳を傾けてやってもらいたい。町長にべったりな議員もいると思いますけれども私はそれでは絶対よくなりません。町長にアドバイスして「おかしいところは、おかしい」というのが議員であって、何でもかんでも執行部から出た問題に手を挙げいく、これは議会の民主主義はおかしくなっていく。国会でもそうですよ、与党と野党が逆になった。非常に緊張感があっているような野党の少数意見のところも吸い上げていかなければいけないようになった。これは民主主義の原理ではないかなと私は思っています。今の小国町を考えるとただ多数決の原理で決めていきますけれども、これでは町は絶対よくなりません。しっかりそこら辺は課長さんは耳を澄ませて、町長のおかしいところは町長にアドバイスして町長から嫌われてもやっていく。町長が言うことを「はい、はい」と聞くだけが課長ではない。ですから課長はちゃんと議員が質問したときには質問の内容を聞いて文書を作って読み上げるのではなく、ちゃんと紙を見なくても頭の中に入れて答弁しなさいよ。事前に質問内容を聞いて答弁するときは読み上げる。非常に情けない。大きな問題ではないのに、書いてから読み上げる。議員のレベルでいったら本当小さいことですよ。それを一つ一つ議員が言ったことへの答弁文を見ながら読み上げると。非常に残念です。そのレベルしかないということですよ。それは町長が見ていて「おかしいぞ」、「もっとしっかり勉強しろ」とか言えばいいのだが、町長は職員の味方ですからなかなか言えないと。だから私が言います。私は議員に出たときから町民から嫌われ役で出てきたような感じがします。森林組合の問題からずっと。だけど最近になってスーパーに買いに行くと「あなたは元気がいいな、しっかり頑張ってくれ」と。「あなたは病気にしていたというが、体調はどうですか」と。「元気になりました、たまに喉がからからになるから水を飲みますけれども、しっかり応援してください」。そんなに最近ではアドバイスを受けます。ですからやはり私が言っていることは憎いから言っているのではない。よそから傍聴に来ている人達も小国の課長はしっかりしているぞと。手本になってもらいたい。そういう気持ちで私は言っているのです。よそから「小国の課長は文書を読み上げていたが、昔は通告がなかったから課長はこんなに本を持って来てから答弁していたが、今の課長は何も持って来なくて誰がどんなことを聞くか分かっているから文書を読んでいる。その文書も簡単なことを読み上げる。」情けないですよ。しっかり私の言うことは頭の片隅に置いて、町のために一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 答弁よろしいですか。

町長（渡邊誠次君） しっかり重く受け止めさせていただきます。多分課長さんたちも答弁をする

ときに間違ったらいけないという思いがあって準備は相当していると思います。今日通告文書は高村議員「職員の指導について」ということで通告をいただいております。ほかに通告分はございません。その中で今ほぼ30分ぐらいお話をされましたので、その中で全部お答えするというのはなかなか難しいので私も少しだけ下を向かせていただきながら答弁をさせていただきたいと思います。

まず一番先に高村議員がおっしゃいました今回の逮捕の件につきましては、もちろん町民の皆様に御心配をおかけしたことを重く受け止めさせてもらっておりますし、先ほどから言っているとおり非常に申し訳ないというふうに思っております。これはもう本当のところでございます。議員御指摘の町長の指導力不足というところの部分ではございますけれども、首長として組織全体の責任を担う立場である以上、真摯にももちろん受け止めさせていただきます。しかしながら職員ひとりひとりの行動を日常的に直接、管理とかいうのはなかなかできません。また組織としての規律や仕組み、これを整えていくことこそが私の責任の一部ではないかなというふうにも思っております。今回の事案を踏まえてでありますけれども今回の事件とは関係ないところでありますけれども、これを機会といたしまして職員の自発的な部分も含めて既存の規律とか研修体制とかを自ら見直すことも必要でもありますし、研修を役場側で行うということも必要でございますし、再発防止に向けた組織的な取組とか改善を努めていきたいなというふうに思っております。私の役割は単に個々の職員を監督という感じではなくて組織全体が健全に成り立つように機能を整えるといいますか、そういったところにあるというふうに思っております。一番は今後も町民の皆さんの信頼回復に向けて町長としての責任を果たしながら組織的な改革にも努めてまいりたいというふうに思います。私の役割といたしましては、大枠としてはありますけれども組織的な仕組みづくりにあるというふうに思っておりますので、そこは御了承いただければなというふうに思います。

それから申し訳ないです。記者会見をしたときの姿勢については本当に申し訳ないと思います。今でもそうだったと思いますが姿勢を正しながら話をしているつもりでありますけれども、姿勢に関してはいつも悪いというふうに町民の皆さんからも御指摘をいただきますので姿勢につきましては非常に申し訳ないです。しっかり正していきたいと思っておりますので御理解をいただければなと思います。

それから町会議員の皆さんがべったりの方とそうでない方といらっしゃる。私はべったりだとは思っておりません。厳しい御指摘もかなりいただきます。特にしょっちゅうお話をさせていただき議員さんも含めて「やっぱり町はこうしたほうがいい」というような発言も公ではありませんけれども私も参考にさせていただいておりますし、今日の高村議員のお話も参考にし、もちろん課長たちも真摯に受け止めているというふうに思っておりますので、その部分では議員お一人お一人の意見は町民皆さんの代表としての意見でありますのでその部分ではしっかりと受け止めさせ

ていただきまして、前回の議長と副議長が持って来られた文書、あれも本当は決議の中において要望というかたちでやるのか請願というかたちであるかどうかはちょっと抜きにいたしましても、前回の議長、副議長が町長室に持って来られた分に関しましては議決を経ての部分ではありませんので非公式という見解で私も受け取っております。ですが非公式ではあるものの議員の皆様方お一人お一人の意見が盛り込まれた5項目でございましたので、その5項目につきまして全員賛成、全員反対とか、この五つのうちの一文目が全員が賛成しているとか個別に何人が賛成しているというそういった文面でもありませんでしたので、その部分につきましては重く受け止めさせていただいて参考にはさせていただきますけれども、今日の答弁で答えさせていただきましたように行政の処分の部分と刑事的責任の追及の部分は分けていただいて、その部分において答弁のとおり「違法性はないと信じたい」であるとかそういった部分をお答えさせていただいております。その部分に関しましては逮捕時の11月5日から議員の皆様方6日御説明をさせていただいたとおり、一貫として私の意見としては変わらないというところでございます。ただ一つ高村議員が言われたように「建設業も小野さんも悪くない」というふうに町民の方から聞かれたということでございますので、その部分に関してはそういった方もおられるのだろうなと思って少しそこは安心をさせていただきましたけれども、それでも私の表現が悪いということでもありますのでその部分では報道の部分11月5日は1時間半、議員の皆様方には多分1時間、そのときにもお話しさせていただいたとおり裁判する前、先ほどの違法性の部分においても行政処分のところと刑事的責任の部分、この部分に関しましては御説明をさせていただいたと思います。「違法性がない」とこの部分だけを切りとられてしまうと私としても言いようがありませんけれども、その部分に関しましては私は随時ずっと同じことを言い続けさせてもらっておりますので、その部分においては今までの答弁のとおり御理解いただければなというふうに思います。

それから要望についてです。要望については皆さん方から要望をたくさんいただきます。課長さんたちも受け取ってお話をさせていただきますけれども、各要望につきましてもガイドラインが町のほうでも決まっております。ただ地域の人たちの声というものはもちろんあります。高村議員言われるようにまずは聞いてというところは私もそうだというふうに思いますけれども、ガイドラインがありますので、「地元がやらない、そこの持ち主さんがやらない」というところでイコール「町のほうがやらなければいけない」と、こういうガイドラインは基本的にはありませんで、そこは判断をさせていただいて決めていくしかないなというふうに思っております。決して地元がやらないから町がやらないといけないというイコールではないということをお伝えさせていただくのと、要望についてもガイドラインがある程度の基準を決めておかないと町が全部やらないといけない事態にも公平公正な部分に関してもやっていかなければいけませんので、その部分では町のガイドラインはきちっとガイドラインとして皆様方にお示しさせていただきながら各事業を進めさせていただきたいと思っております。

あとは私が小野さんと伊藤さんと一緒に飲んだか飲まなかったかというお話もあります。昔当然飲んだこともあります。その代わり自分のお支払いはきちっとしております。その中で私もきちっと襟を正さないといけませんけれども今職員の部分についてアンケートとか研修をしておりますけれども、私町長に関してはその部分はなかなかトップなのでやりにくいかなというふうに思います。ただ適用範囲としては町長に対して政治倫理条例というものがあります。ですので政治倫理条例に照らし合わせていただいて、そういったところの御質問も含めて承るのは全然いいと思いますけれども、それと同時に町会議員の皆様も同じように政治倫理条例がございます。ですので、もしよろしかったら建設課の資料をたくさん用意しますので政治倫理条例の中で私それから町会議員の皆様方で倫理規範に照らし合わせていただいて、そういったお話をするというのも一ついいのではないかなというふうにも思っております。利益誘導してないのか。そういったところも含めて倫理審査会含めて皆さん方でお考えいただければと。これは御提案の部分でありますけれどもそういったのも方法としては一つあるということでございますので、そういった部分に関しましては建設課ほかのところも含めて資料提出等々は行わせていただきたいと思ひますし協力もさせていただきたいというふうに思ひます。

ちょっと長くなりましたけれども高村議員の質問が多岐にわたって長うございましたのでお話をさせていただきます。

それからすいませんもう1個だけ、この酪農牛舎整備の支援再開。これを国のほうに持って行っていただいて今年ちょっと行かれませんでしたけれども確かに私と高村議員一緒に東京に昨年行ったときもそのようなお話を国会議員の先生たちとしていただいておりますし、私も常日頃から国会議員の先生たち、もちろん県ともお話をさせてもらっております。皆さん方考えていただきたいと思ひますけど決して去年、おとし、その前とずっと観光業だけに振って予算を付けているようなところではありません。一番新しいところという畜産酪農業の方たちには今年はありませんでしたけれども昨年、一昨年、その前と3か年にわたって1事業所当たり200万円が上限だったですかねその後ちょっと減額させていただきましたけれども、そういったかたちで臨時交付金の対応もさせていただきます。商工会長もいらっしゃいますけれども現状を踏まえてあのときは商工会のほうにはお金はなかなか回せませんでしたけれども酪農畜産の部分、農家の方たちに対しても私もしっかりと見てきたつもりでございます。やっぱり町の中で職員を守る、これは当たり前です。職員を守るのは当たり前です。同時に事業所も含めて町を守るのも町長の役目でありますので、職員はその事務的な機能の中核になります。だからここが崩れると非常に難しいところもありますので事務的な部分も含めて逮捕とか起訴された部分というのは非常に大きい影響があるので私も謝罪をするところであります。また先ほど差別という言葉が使われましたけれども決して町民の皆さんを私も区別をさせていただきますとかそういう考えは全くありません。是非とも皆様方に予算の配分それから決算の部分を含めて見ていただいて「これは余

りにも偏っているのではないか」というようなお話があるのであれば、また別途お伺いさせていただきたいと思っております。

ものすごく長くなって非常に申し訳ないと思えますけれども高村議員のおっしゃる思い、これは私もよく分かります。町の中での非常に大変であるという思いは分かっておりますので、その部分につきましてはなかなか予算の配分に反映されていないところも正直あります。ですので町民の皆さんに申し訳ないという思うところもありますけれども、是非とも議員の皆様方それぞれで御判断をされる場所、皆さんで採決をされる場所を含めて私に御提案をいただいたり採決のときに認定をしていただいたり、そういったところも含めてお願いをしたいというふうに思います。

以上、長くなりましたけれども答弁とさせていただきます。

3番（高村祝次君） 長々と町長ありがとうございました。私が言いたいのは町長ではなくて課長さんたちも私が言ったことを国に物申すではないが、自分で納得しないところは役人にちゃんと聞いてくださいと言いたいところが本音でございます。ですから、しっかり町民のために頑張ってください。よろしくをお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 課長のほうから答弁のある課長いらっしゃいますか。

産業課長（穴井 徹君） いろいろとお話ありがとうございました。今日は黙って聞いとけばいいということだったのですが、一言だけちょっと言わせていただきたいと思います。

先ほどの一つの例でしようがワイヤーメッシュの事業の話が出ました。ずっと小国町のほうは熊本県の事業で「えづけSTOP！事業」等いろいろ、駆除、防除、両方の面から有害鳥獣対策を行っていくということで国のワイヤーメッシュ事業のほうにはまだ手を挙げておりませんでした。今年、田原地区のほうで研修を積んで管理もやっていただけということで、私たちも推薦してモデルケースとして小国町が初めて参加しました。その上で負担という話ですが、事業に参加する上での負担金ではなくて、この分について「まだやり方が足りない、知恵が足りない」ということでお話でしようが「今年1千メートルワイヤーメッシュを張る」というふうに事業計画を県なり国に申請して800メートル分しか予算が付かなかった。では200メートルどうするかというところで、その分について「事業が終わらなかったときは個人とか参加者で負担をお願いすることがあるかもしれません」ということで了解していただいた上で事業に着手しております。私のほうとしてもそういったことがあったらいけないと思い今年も国には行っておりませんが熊本県庁のほうに行って「予算が足りないとかいうような状況にはしないでください」ということで再三、県の担当者のほうにはつないでおります。その結果今年はまだ設置しておりませんが、測量の間違い等なければ地域の方の負担なしで事業をやるようになっております。私含めた産業課もそういった努力はしているということで一言だけお伝えしたい

と思います。それから今後の事業についてもまだ田原地区もいろいろあるようですので、継続希望のある地域のリーダーの方、取りまとめの方とまた今後も話していくようになっております。そういった中でよりよい事業となるよう行っていきたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 私が言いたいのは町民全部に「この事業ありますよ」ということを通達して、そして手を挙げたところが20町、30町というところもあるかもしれないし1反、2反というところもあるかもしれない。1反、2反という人たちもスムーズにできるようにするためには、産業課で要望をとって計画的にこの事業だけで10年かかるのか15年かかるのか5年で終わるのか。そこ辺りをしっかりやってくださいというのが私の本音です。町民全部に通達して漏れないようにやってください。田原だけがよくなっていくのは結構ですけれども、「あそこは議員が出ているから、あそこはよくなっている」とかいうことを私は言われたくない。そのために農業委員会に「これ諮ってください」と資料を渡したわけです。小国全体で「やりたい人、手を挙げてください」というようにまとめるのが産業課の仕事ではないかと言いたいわけです。そこで「お金が要ります」ということをすると皆んな手を挙げようと思っても下ろすからからそれを言わないで「100%、自分でやればできますよ」でいかないと「負担金が要りますよ」と言う手を挙げようとしても下ろしてしまう。そういうことにならないようにしっかり調査してまとめてやってもらいたい。

以上です。終わります。

議長（熊谷博行君） 産業課長よろしいですか。よろしいですか。事前通告なしで答えられる課長もいますので今後ともよろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。次の会議は2時から行います。

（午後1時47分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後2時00分）

議長（熊谷博行君） 4番、児玉智博議員、御登壇願います。

4番（児玉智博君） 午前中の同僚議員2人の質問に渡邊誠次町長は、「九つの業者が今、悪になっている」と。「悪く見られている」というふうな発言がありました。先ほどの高村議員も「九つの業者を悪く言っている者はいないのではないか」というふうに言われましたが、私もそういう話は聞いたことがありません。休憩時間に何人かの議員さんに「聞いたことありますか」というふうに言いましたら、何人かの議員さんは「いや、聞いたことないなあ」というふうにおっしゃったわけです。町民が6千人いて「1人もそんな人はいません」ということを言えるかということとは分かりません。中にはいるかもしれません。ただそういう人たちがいたとして、それをわざわざこの議会で取上げて何人もの議員の人の答弁にそういうことを言うこと自体が、私は分

断をあおることにつながりかねないと思うのです。それは確かに業者さんたちにしてみれば「変な目で見られているかもしれない」というふうに思われるかもしれませんが。しかしそういうことを言われたとしても、トップの立場であれば「いや皆さん、そんなことはありませんよ。誰もそんなふうにする人はいません。自信を持って頑張ってください。」というふうにするこそが私は本来あるべき姿なのではないかなというふうに思います。九つの業者が悪と見られているなんてそんなことをこういう公式の議会の場の答弁で言うこと自体、私は慎むべきだというふうに申し上げて質問に入ります。

先月11月以来、町内外を騒がせている増収賄事件について聞きます。事件は前の建設課長が町建設業界会長を務める土木会社社長から、おとし6月から去年12月の間、繰り返し接待を受けたとして贈収賄の嫌疑で逮捕、起訴されたというものであります。工事の入札に協会会長の会社を含む町内9社を指名した見返りに接待が行われた疑いが持たれているということでもあります。前建設課長らの逮捕自体衝撃的なことでありますが、町内外の人々を困惑させたのが渡邊町長の「2名の行為に違法性はないのではないか」とする発言であります。私がこの発言を知ったのは逮捕の11月5日夕方のニュースで町長のインタビューを流したテレビ番組を見た同僚議員からの一報でした。「町長がテレビで違法性はないと言っていた。一体何を言っているのだ。」ということでした。その直後、午後7時から記者会見がありまして私も会場で聞いたのですが、そこでもやはり「違法性はないと思う」というのを繰り返されたわけであります。記者とのやりとりもいろいろありましたけど渡邊町長の主張は「昔から逮捕された2人を私も知っている。そして2人は災害のときなどに町に貢献してきた。そんな2人を信頼、信用しているから違法性はない。」というものであります。到底、論理的ではないのですが、人情としては分からなくもないのかなと思います。でも町長の立場にある者がそれを口にするのは公私混同以外の何物でもありません。町長は先ほどから「行政処分と刑事責任の追及とは分けて考えないといけない」というふうにおっしゃるわけですが、それ以上に個人的な信頼と逮捕、起訴されたという事実をそれこそ分けて考えないといけないのではないかなというふうに思うわけです。私たち議会も町長の発言を重大視しまして、11月21日に全部で5項目ありましたが町長の発言の撤回と真意を広く説明することを求める要望書を議員全員の連名で出させていただいたわけであります。今日のこれまでの質問への答弁で町長なりの説明はされたのかなと思いますけれども、「違法性がないのでは」という発言については、まだ以前撤回されていないと思います。起訴後、2人も被疑事実を大筋で認めていることが伝えられています。ところが渡邊町長は12月2日に開かれたある忘年会に参加して「職員を信じています」と挨拶をされたということで聞いております。本人たちは罪を認めて反省していかなければならないと。その反省することが今後裁判の量刑にも関わってくるわけですから、これ大事な問題なんです。それなのに、いまだに町長1人だけがかばう姿勢を続けているということはもうわけが分かりません。これは町政の信頼に関わる問題

であります。この場でどうか撤回をしていただきたいと思います。それで無罪推定は法律の立てつけではそうです。だから職員の懲戒処分は判決が確定してからでないといけないでしょう。だけれど逮捕起訴された事実は動かしがたい事実であります。その上で町長という立場は、逮捕された部下である職員とか指名業者の代表者の方、つまり被疑者2人だけを見ていたらいいわけではありません。残された職員の士気を低下させず支障なく職務を遂行させることを考えないといけません。何より町民のことを考えなければならない。だから公私混同は駄目だと言っているのです。それに仮に刑事上無罪であったとしても地方公務員法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定された信用失墜行為に違反する可能性というのは、午前中も同僚議員から指摘をされているところです。逮捕翌日に開かれた議員への説明会の場では、職員OBでもある同僚議員から先ほども御自身の質問でも言われましたけど「例え割り勘であっても地方公務員法違反ではないか」という指摘がなされました。この点は複数の職員OBからも同様の意見を私聞いております。やはり町長が「違法性はない」という認識を改めなければ、何より町政への信頼回復は図れないし再発防止も大丈夫かと多くの人が不安に感じると思います。発言の撤回を踏まえて今の認識をお示してください。

町長（渡邊誠次君） 途中で「人情としては分かる」といった部分は少し有り難いなというふうに思いました。「撤回をしろ」というお話でありますけれども児玉議員は逮捕当日の11月の5日の19時から行われた記者会見にも一番後ろの席で聞いておられたと思います。ですので今日いらっしゃる議員の皆様は11月6日の11時から行われた議員説明会の前の日に、ほぼ同じお話をさせていただいたと思いますけれども伝えさせていただきました。私の語彙力がない中で一生懸命当日ぶっつけ本番で「すいません、東京から急いで帰って来たものですから」そういった話の流れになりましたけれども「違法性がないと信じたい」というお話が「違法性がない」という部分、それから今の現時点では分かりやすく言えば行政処分と刑事的責任の追及の部分、これがその当時は私の語彙力が足りないせいでそういったところも御説明が足りなかったのかもしれませんが。それでも、できるだけ思いが伝わるように御説明を差し上げて11月の5日の日に先ほどもちょっと言いましたが、30分の予定が1時間半を超えまして記者の皆さんからの質問がなくなってしまったので終わらせていただいたというところで、記者の皆さんにも御納得いただいて帰っていただいたというような私は思いがしておりました。しかしながら、それでも私の中身の意が全部伝わっていたかというとなかなか難しいところでもあると思いますけれども、私よりも児玉議員のほうが文章力ももちろんありますし理解力もあられるというふうに思います。そのような中で私の言葉をそういうふうに考えていただいたというところでの御発言なのかもしれませんが、児玉議員の見解は見解として分かりますけれども今の私の見解といたしましては、裁判の前でもございますので刑事的責任の部分においては特にそうですが「違法性はないと信じたい」とこれまでどおり務めさせていただきたいなというふうに思っているところです。それか

ら「九つの事業所が悪い」というお話は事業所の皆さんがおっしゃっています。ですので私も事業所の皆さんから受けて「私たちの家族どう思っていますか」と、そういうようなお話も聞かせていただいたので是非ともそういった部分では皆さんに御理解いただいて「決して悪いわけではありませんよ」という意味で今日はお伝えをさせていただいているというようなところでございます。決して意見がないというわけではありません。事業所の皆さんそれから関係者の皆さんで私のところに随分お話が来ます。ですので、そういったところで皆さんの前でこうやってお話をさせていただいているというところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 少なくとも私含め高村議員もそう言われましたけど、ほかにも何人かの議員さんも「九つの事業者が悪いという話は聞いたことがない」というふうに言っております。調べは受けたかもしれないけど贈収賄に関わっていないから逮捕はされていないわけです。だから町民のほとんどの人は悪いと思っはけませんので是非、事業者の皆さんは自信を持ってこれまでどおりやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

町は今月中旬には職員の意識調査をするということで関係する研修費用を補正予算にも計上してありました。公務員倫理に関する個々の職員の調査であったり意識向上を図ることは、それはそれでやる意味があると思ひます。ただし余り負担になり過ぎるのは、よくないのかもしれないが、同時に私は個人の良心だけに頼って再発を防止しようとしても限界があると思ひます。今「自分は大丈夫だ」と思っはいても自分の周りの環境が変われば、例えば親の介護が必要になって施設に入所したりとか、あるいは子どもが優秀で医学部なんかにも進学することになったというふうになれば、やはり誘惑に打ち勝つことができないこともあるのが人間というものです。人間の性です。不祥事防止にも組織としてやっていくということが大事だと思ひます。今最も重要なのは何で捕まるまで前課長を止められなかったのかを考へることだと思ひます。1年半にもわたって、もしかしたらもっと前からかもしれません。それだけの長期間、繰り返し1人の職員が業者から接待を受けていて果たして本当に誰1人不審に思っは人がいなかったのかということ。これを調査することだと思ひます。特に同じ部署にいた職員それから仲の良かった職員などなど、何か感じた人がいた可能性はあるのではないのでしょうか。そして、もしいた場合、ではなぜそれを本人にやめるよう直接は言えなかったにしても当時の総務課長なり、ほかの職員に伝えられなかったのか。風通しがよく職員同士の相互批判もできるようなガバナンスの効いた、そういう組織にしていかなければ不祥事はなくせないと思ひます。まずはこの調査をするべきではありませんか。

総務課長（松本徳幸君） 調査のことにつきましてですけれども議員さんたちの説明会の折に議員さんからそのような御指摘もいただいて、その後、課長会議等でどのようにしたらいいかというふうに検討させていただいております。先ほど言われましたように職員のアンケート調査を行い

ますけれども、それについてはコンプライアンス違反についてのアンケートということで取っております。この中でコンプライアンス違反があったときにどうするか、また、どのようにしたらいいと思うとかか、そういうふうなアンケートも交えて取っているところでございます。年末をめどにそのアンケートを取りまとめまして、今後どのような研修をやったら一番効率的なのかということも考慮しまして研修会を開催したいと思っているところでございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 九つの事業所の話は、新聞記事の中で言葉のニュアンスが違うかもしれませんが「九つの事業所による便宜を図ったという理由で両方が逮捕された」というふうに書いておりましたので、その部分に関しまして特に事業所さんは「いやいや自分たちは関係ないから」というお話もあり、その中で「払拭してください」というお話も当然私のほうにありましたので、「私もそう思います」といったかたちで御提案させていただいているだけで、私も当然ですけど児玉議員と同じように思っております。改めて付け加えさせていただきます。

4番（児玉智博君） 職員の逮捕を受け、町は株式会社伊藤組を11月7日から12か月間の指名停止としました。このため現在町内の土木工事の指名業者は8社ということになります。11月21日に行われた橋梁補修工事の指名競争入札には、ほかに小国町内の2社が参加をして計10社で入札が実施されたところであります。それで今後の入札の在り方をどのようにこれから検討していくのか考えをお聞かせください。

総務課長（松本徳幸君） 今後の入札の在り方ということで、まず入札方法、よく言われる指名競争入札から一般競争入札にしたかどうかという観点もあるかと思しますので、まず入札方法を変更したらどうなるかということで、現在町が行っている指名競争入札を一般競争入札に変更した場合に与える可能性ということで御説明させていただきます。指名競争入札におきましては、地域性や地元業者の存続、育成等を考慮して指名させていただいております。これを一般競争入札と仮にしましたら他地域の業者が参加できるため地元業者が他地域業者と競争することになります。また価格競争が強い他の地域の業者が入ることによって価格競争の促進にはなりますけれども、地元業者が工事を落札できなくなる可能性がありまして、地元経済に大きな影響が出る可能性があると思われま。また建設業者だけではなくて、そこで働く従業員も多くいらっしゃいますので町の経済状況にも影響を与えるものではないかと考えます。そのような状況が続いた場合、最大の懸念は現在各地で頻発する自然災害からの迅速かつ円滑な復旧復興を行っていただいている地域の守り手である建設業者が減少することだと考えております。また指名競争入札に比べて一般競争入札の場合は、あらかじめ審査していない業者が入札に参加してくるため、参加した業者にその資格があるのか、技術的要求が満たされているのか、など審査に時間を要することが考えられますので、入札自体に時間を要することが懸念されております。これらのことを勘案して入札方法の変更については、これまでどおり指名競争入札のほうがいいのではないかと考えておりま

す。また指名を行う事業者数10社とありますけれども、こちらのほうが小国町建設業者選定要領で原則10社以上となっておりまして、こちらの要領が制定後にまだ1度も改定が行われておりませんので、この妥当性については検討の必要があると思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今後の入札の在り方をどのように検討していくのかということでしたので、今の答弁を聞いていると指名競争入札を続けると。ただその10社については検討するということなので増やすかもしれないし減らすかもしれないというふうに受け止めたのですが。でも実際行われた11月21日の指名競争入札では、地域外の人が入札に参加しているのではないですか。これはどういうことなのですか。それで恐らく指名業者は9社だけというふうに同僚議員が答弁されたけど、実際その指名願が出ていたから入札に参加しているのではないですか。違いますか。それで指名願というのは町外業者でも出せるのですか、ということをお聞きください。通告していないので答えられないならいいですけど。こっちは通告している分です。小国町の発注する工事は予定価格が事前公表されています。しかし、これですと入札などする業者も予定価格より少し低めで入札しても不自然には見えませんし、談合的なことが行われていても外からは見えづらくなってしまいます。小国町に限っては談合はないと思いますし仮にあったとしても、それはするほうが悪いのですけれども、でも町としては談合が起きにくい入札環境をつくるのが当たり前だと思います。また予定価格公表には落札価格を高めにする効果も生まれてしまいます。結果として納められた税金を町内の建設業者に多めに還流させる仕組みになってしまう面もあると思いますが、なぜ町は予定価格を事前公表しているのですか。また非公表にすることも検討すべきかと思いますが考えをお聞かせください。

総務課長（松本徳幸君） 予定価格の公表をいつからしているのかということ、またその理由ということで答弁させていただきます。予定価格の公表につきましては、平成12年に国会で審議されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案に対して、政府は同法に基づく適正化指針の策定等の運用に当たって、地方公共団体において入札予定価格の事前公表を行える旨を明確にすることとして附帯決議がなされております。その後公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定されて、その後3月までに先ほど申し上げました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が閣議決定されております。実際の予定価格の公表ということで調べましたところ平成26年度の入札関係書類においては予定価格を公表しており、それ以降は予定価格を公表しております。ですがこの指針ができました平成13年ぐらいから予定価格の事前公表をしているものだと思っております。またこの予定価格の事前公表につきましては、法律上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により行われているものでございます。ですので事前公表している理由といたしましては、小国町においては入札手続の透明性また予定価格を知る職員に対する不正防止の観点から事前公表を行っている

ところでございます。今後ですけれども社会情勢等によって国県からまた別の指針等が新たに示された場合は、その都度検討していきたいと考えております。また今回の工事から10社になったのかということですが、この間全員協議会のときにも述べさせていただきましたけれども基本10社以上ということ、まだ規定等変わっておりませんのでそこら辺を勘案して、また地域性とかそこら辺の工事ができる事業者なのかを判断した結果、11社を指名することになったということでございます。また町外の業者でも指名願ができるのかということですが、基本的にどこの業者でも指名願を提出することは可能となっております。

4番（児玉智博君） 実際、事前価格の公表というのは、もし非公表だった場合、職員が漏らしてしまったら一発でアウトになるから職員を守る意味ということになるほどというふうに思いましたけど、ただ同時に談合がもしあった場合、それが分かりにくくなったりとか落札率が高くなってしまおうという弊害というのも同時にあるわけです。ただ直す気はないという答弁でした。指名競争入札についても給食とかいろいろ地産地消という言葉があつて地域経済のために地産地消がいいということで、それは公共工事も同じことが言えると思いますので、それを全て私も否定するつもりはありません。ただ、そういう指名競争入札を続けて、そして事前価格の公表も変えないと。そうした場合、私これも同時にやったらどうかと思うのがあるのです。国や地方公共団体の事業、工事、サービス、調達なんかを民間企業等に発注委託する際に結ぶ契約を公契約というのですが、建設工事とか公共施設の管理とか運営、清掃とか学校給食は直営ですけど納入もそうなると思うのですが、そういったものの多くの事業が公契約として民間委託の対象となっております。熊本県も定める公契約条例とは、自治体が発注する公共工事、業務委託等に従事する従事者の賃金報酬下限額を設定し、自治体受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例でILO第94号条約に基づいています。公契約条例により受注企業の利益が適切に労働者に還元され賃金水準が下支えされることで、適正な労働条件の確保、雇用の維持、安定の実現、地域の賃金水準の相場が守られます。町長や総務課長の言うとおりの、地域に貢献されている建設現場を始めとする労働者の皆さんの頑張りに見合う待遇を目指していくべきだと思いますが、小国町もこの際、公契約条例の制定を検討されたらどうでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 公契約の条例の制定についてということで答弁させていただきます。児玉議員御提案の公契約条例の制定につきましては、自治体の契約における労働環境の確保や透明性向上を目的とするものであつて、その趣旨は十分理解しているところでございます。しかしながら小国町の契約の規模や業務量また事業者の規模等を踏まえますと、条例を制定した場合、運用負担が比較的強く現状の体制では十分に対応できない懸念がございます。現在も地方自治法や町の条例等に基づいて入札契約の透明性や公平性は、一定程度確保できているのではないかと考えております。したがいまして現時点では条例制定の必要性は必ずしも高くないと判断しております。まずは現行制度の適正運用に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4番（児玉智博君） 口で「貢献してもらっているのだ」というだけではなくて、貢献しているのは誰か、働く現場に立つ人がいないとできないわけです。働く人がいないと事業者も成り立たないわけだから。やっぱり賃金水準を上げていかないと若い人が残れません。それで設計労務単価というものがあります。労働者1人当たり1日8時間当たりの単価ということで作業員とかいろんな職種によって変わりますが、例えば普通作業員の設計労務単価、熊本県は2万1千300円です。日給で普通作業員の人2万1千300円もらっていますか。何も2万1千300円にしないと入札に参加させないということは余りに乱暴だけど、今日給、賃金水準を物価高騰の中で上げていかないと、それこそ本当働く人がいなくなってしまう。やはり口で言うだけではなくて頑張りに報いるその姿勢を持っていただきたいということを申し上げて次の質問に入ります。

学校給食について聞きます。現在、熊本県内では17市町村が学校給食の無償化を行っていますが、政府は来年度から小学校で全国一律の学校給食の無償化を始めようとしています。ところが開始4か月後に迫って突然、費用を国と都道府県で折半する話なども飛び出してきて、なかなか方針が定まっていない状況ではあります。それでも政府与党は4月からの小学校の無償化をやると言っているわけです。なぜ今、政府与党が学校給食無償化に踏み出そうとしていると思われますか。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。

今言われましたように昨日も給食無償化ということで県知事もお話をされてきました。なぜというところですが、高市首相が国会の中で言われました。「給食費の負担軽減を通じて子育て支援に取り組むと位置づける」とありますが、その前に3党合意というのが2月だったのでしょうかありました。その中で教育の無償化ということで4本柱があるのですが、その中に高等学校の無償化とか給食の無償化、そこからきているものだと思っております。

4番（児玉智博君） まさにそうだと思うのです。高校無償化は義務教育ではないですけど憲法第26条では義務教育はこれを無償とするとされています。しかし生活保護の教育扶助や就学援助制度はあるものの、この制度に該当する世帯は全体の一部であります。学校給食法では、義務教育における学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を行うとしており教育の実施を呼びかけております。本来であれば授業料や教科書と同様に、国の方針として学校給食を無償化する妥当性は十分にあるわけです。今まではそうならなかったけれども。だから政府与党もある意味苦勞しながらも何とか4月から小学校給食の無償化を頑張っているのではないのでしょうか。そこで小国町の状況を確認したいと思います。4月から小学校での給食無償化が始まった場合、国又は国県の予算措置がどれだけあると思われるのか。また令和6年度決算で給食費の調定額は2千471万2千880円でした。そのうちの小学校がどれだけで中学校がどれだけというのが分かれば答弁してください。

町長（渡邊誠次君） 事務局長がお話をされると思いますが、その前に一言だけ。昨日、木村知事

に夜、お会いしました。その中で木村知事のほうからは、国と県合わせて1人当たり4千700円ぐらいのめどで「国がそうするのであれば覚悟を持って臨む」というようなお話をされておりました。国の方針が示されて確実にそのような状況になったときには当然小国町も同じようなかたちでさせていただきますけれども、現時点でも実は4千700円を超える分に関しては町のほうで補助を行っているような状況でございます。特に賄い材料費だけで限って言えば。ほかのいろいろな部分で当然ですけれどもたくさん費用がかかりますが、その部分に関しても町が見ていると。当然、交付税措置もあります。答弁は詳しいところはお願いしたいですけれども、その中で町の姿勢としても国がこれだけはまって県がはまってやるといったときに町がやらないという手はありませんので、その部分では後出しジャンケンで非常に悪いですけれども昨日のお話を受けて今後展開をこちらのほうでも話を進めていきます。ただ給食の質が4千700円というかたちで一律国からお示しをされる中で、「負担金を出すのはいいけれども補助金を出すのは補助の対象になりませんよ」とか難しいルールがひょっとその中にあるのであれば考えないといけない部分もあります。その部分ではしっかり検討材料にしていかなければいけませんけれども、今の現状としては国と県合わせて4千700円というところだけしかまだ聞いておりませんので、しっかりその辺は検討させていただいて、どうやって町の全体の賄い材料費を補っていくのか考えたいと思います。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 私のほうから今の現状というところでお話をしたいと思います。先ほど言われたように国が4千700円というところで、これは2023年の全国の平均給食費というところで国のほうは算出しているところでございます。仮にこの額が来年度小国町にくる場合の見込みというところで、今年の10月1日現在で小国小学校の来年の児童数は278人になります。月額4千700円で小国町11か月で徴収しておりますので換算しますと1千437万2千600円となっております。あと現状ですけれども今回の12月の議会のほうで250万円ほど、これも物価高騰に伴い賄い材料費のほう計上、議決をいただきました。その額も含めまして今年度の給食費の見込みといいますか1人当たりが小学校で5千200円、今現在、今年度100円上げさせていただきましたが4千100円を徴収しております。月額大体1千100円、年間にしますと1万2千円程度を町のほうが補填している状況でございます。それから中学校のほうにつきましては給食費が4千700円、決算見込みで言いますと6千500円ぐらいは現実に上がっている状況でございます。1人当たり月額1千800円、これを11か月で換算すると約2万円程度を町が事実上補填している状況になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 小国町はかつて子育て教育支援では先進的な自治体でありました。今では当たり前になっている小中学校の教科書無償化は、小国町は全国に先駆けて昭和38年に完全実施しています。教科書無償化の歴史は昭和37年に義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法

律、これは昭和37年4月1日に施行され以後、学年進行方式によって昭和38年に小学校第1学年が実施されたのが初めてなのですけど、その後学年進行方式によって毎年少しずつ対象の学年が上がっていった結果、小中学校の全学年に無償給与が完成したのは昭和44年のことであります。ですから小国町は全国よりも8年早く中学校3年生まで教科書無償になったということでもあります。これはなぜかという当時の河津寅雄町長が「誰にも法の前には平等、小国町民は機会均等でなければならぬ」と。日本国憲法に基づいて、ほかでは小学校1年生だけが無償だったのを一遍に中学校3年生まで町費で無償にしたわけでもあります。今回の給食費無償化は昭和38年の状況によく似ているのではないのでしょうか。同じ義務教育期間の小国町の子供です、小学生も中学生も。やはりここは平等に4月から中学校まで無償化するべきではないですか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員言われるように河津寅雄町長、偉大な町長でございます。皆さん方それから町民の皆さん方は特に高齢者の方々を中心によく御存じであるというふうに思っております。時代背景もそれぞれであります。今似ているというふうにおっしゃいましたけれども似ているか似ていないかというところは私はちょっと分からないところでもありますけれども、今の現状から考えるに当たりましてはすぐ4月からというところの部分で一応話をしたいと思っております。ただ国と県が覚悟を持ってしっかり取り組むというところを町が覚悟がないというのは幾ら何でもありませんので、高市総理それから木村知事の考え方にのっとって町のほうもしっかり対応したいなと思っております。ただ先ほどから言われる補助率とかその辺が変更になる可能性とかもありますので、その部分はしっかり考えていかないと町のほうもいけないというふうに思っております。これはちょっと技術的なところでもありますけれども答弁とさせていただきます。

4番（児玉智博君） 中学校3年生までの給食費無償化の可能性としてはゼロではないなということとで聞きました。

パネルを御覧ください。配付資料あります。小国町には中学校3年生まで無償化するための予算は十分にあると思うのです。昨年度の決算、一般会計の実質収支は9億2千117万円の黒字でありました。また会計に属する19基金の総額は26億8千254万円となりました。このうち財政調整基金は15億8千388万円です。これ棒グラフが基金なんですけど、青いのが一般会計の全ての基金で黄色が財政調整基金ということになります。毎年の基金残額が増えているわけなんですけど実質収支比率の推移を折れ線グラフのほうが表示しているのです。これも右肩上がりなんですけど2020年度末の財政調整基金が6億円から4年間で2.6倍ほどに膨れ上がったわけなんです。令和6年度、町の標準財政規模に対する実質収支比率25.2%でした。一般的に望ましいとされているのが3%から5%ですから、今や5倍以上の実質収支比率が出ているわけです。これは町が必要以上の黒字を出し続けているということを意味します。本来ならできるはずだった町民のための事業がこれまでも行われてこなかったと言えると思うのです。その一つが中学校給食費の無償化であったというふうに思います。ですので要するにそれだけの予算はありますの

では是非覚悟を持って臨んでいただければと思います。

町長（渡邊誠次君） 基金をお示しいただきました。児玉議員「All For The Next」の話は絶対なされませんが、私もできるだけ子どもたちのためにという思いはたくさんあります。そのような中で今年度の残高見込みは財政調整基金18億円、全体的に30億円まで積み上がります。そのような中で事業されてないというふうに思われておりますが、先ほど標準財政規模の話がされましたけど、執行の予算としては大体70億円を超えるようなかたちでずっと事業もやっております。ただ起債の返還をしないといけないのが60億円ぐらいの規模で基金が今現時点で30億円ということがございます。一般的な家庭が考えるのであれば700万円の予算に借金が600万円あって、なおかつ貯金は300万円というようなところがございますので、決して大きい額ではないのではなかろうかなというふうに思います。今から人口の規模がちょっと少なくなって1人当たりの町を支える金額が負担になる可能性とかもなってきます。それからお示しをさせていただいているように本当は公立病院で全部していただきたいところでもありますけれども、公立病院の立て直しという話が始まったときに幾ら小国町が負担をしなければいけないのか。保育園もまだ話がちょっと進んでおりませんが保育園の建て直しを今から考えるのに何年か先にお金を用意しないといけない。こういったのも含めてしっかりと考えていかなければいけませんので、決して基金をやたらめったらにどんどん増やしているというところではありません。しっかり事業も行っておりますので、その部分では御理解いただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 起債償還金については減債基金積立金というふうに、ちゃんと別立ての基金もあるわけですから。60億円と言いましたけどいきなり60億円返さないといけないわけではなくて、毎年毎年、起債するときに計画も立てて無造作に起債はしていないと思いますので、だからといって急に小国町が財政援助団体みたいに陥ることはないということは申し上げて次の質問に移ります。

地熱発電所からの熱水の河川排水について質問します。前回9月議会では、わいた地熱発電所由来の熱水が西里2千968番地の2付近の水路に排水されていることが、ふるさと熱電の元社員らの告発により明らかになったことを御指摘しました。70度のお湯で分析したところ1リットル当たり1.5ミリグラムのヒ素及びヒ素化合物が検出されました。地熱発電所の熱水は全量地下還元が基本でありますし水質汚濁防止法ではヒ素の排水基準は1リットル当たり0.1ミリグラム以下であります。情報政策課長の答弁としては「改善する必要があると思います、そのための協議をわいた会と行って対策については取り組んでいただいている」というものだったかと思えます。今日はその後、明らかになったことについて聞いていきたいと思えます。結論から申し上げますと別の場所からの排水が発見されたというものです。配付してあります資料を御覧ください。前回排水を指摘した場所よりも下流部ということで、ずっとこういうかたちで河川が流れて

いるわけですがけれども前のところはもうちょっと上流のほうということです。これファームロードです。こっちが岳湯。この下のほうが上田に向かうところですけど、岳湯からファームロードに入って一番最初の大きな橋がありますけれども、その付近の河川ということになります。仮にA地点それからB地点とします。この排水のパイプラインは前回指摘した場所のものとは別ルートだと思います。基本、川に沿うようにして山の中を敷設されているのですが、ここのぐっと折れ曲がっているところに還元井と思われるものがあります。これその場所の写真です。これが上から来てここでぐっと曲がって河川のほうに続いているわけですが、この還元井らしきところ金属部分はかなり腐食が見られますので今も使われているかは不明です。普通還元井ならパイプはこの地下に戻って終わりのはずなんだけれども、なぜか河川のほうに伸びていたということです。これA地点の排水現場です。これ写真です。ここは10月13日に税務住民課長と情報政策課長ほか職員の皆さんと見に行きましたけど、パイプの先を水中に浸けているのですが、ここから5メートルくらい下流の岸から足を浸けても川の水が結構熱いのです。よどんでいるところの水温を測ってみました。46度ありました。パイプに近づこうとすると、どんどん温度が上がって行って多分そこまで行くとやけどするから近づけません。ですから46度部分の川の水を調べると1リットル当たり0.66ミリigramのヒ素が検出されました。比較するために排水が混じっていない更に上流の水、温度は22度のものを検査するとヒ素は0.096ミリigramと排水が混じったことでヒ素濃度がはね上がっていることが分かるのです。まず前回取上げたタンクの部分とこのA地点の排水に対する町の見解と対応はどのようにされたか御説明ください。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱発電所からの熱水ということで御指摘いただきまして、現地での対応について説明させていただきます。議員お示しの航空写真、図にさせていただいておりますが、A地点ということで立会いを行わせてもらいました。10月の14日に現地を確認して、その後、事業者との立会いを行って「これどういった状況なのか」という確認を行っております。議員お示しの航空写真がありますが1号還元井というものに行った後、その下の段に黒いパイプがありますが、こちらの排水が河川のほうにつながっているということを確認しましたので、これが還元井として機能しているのか、そしてその後の排水がどうなっているのかということを確認して、この還元井の性能としてはかなり能力が下がっているのではないかとということで、こちらの還元井は使用しない、その手前にあるバルブを閉めていただくという作業を行っていただいております。その下の段にある黒いパイプについては河川につながっているということがありましたので、この配管は外していただいております。そういった対応を行っていただいております。11月の7日に管が取り外された状況というところまで確認を行っております。

以上です

議長（熊谷博行君） 4番、児玉議員にお聞きします。先ほどの証明書の0.66は何に対して0.66なのかちょっと教えていただきたい。

4番（児玉智博君） その水1リットル当たりの。

議長（熊谷博行君） いや、どれだけオーバーしたら問題があるのかの基準の。

4番（児玉智博君） 排水基準は0.1ミリグラムです。

続けます。その後、更に下流でも排水が行われていることが11月の確認以後明らかになります。もう一度資料を御覧いただきまして今度はB地点です。これは廃止したという還元井よりも更にその上のほうから分岐させて橋をくぐって、守護陣温泉と書いてありますけれどもそこに行っているライン。その守護陣温泉から先はずっと明野のほうに行っているそうなのですが、守護陣温泉の敷地内から分岐をさせてB地点の川に落としているのです。11月27日に職員の皆さんとも現場確認に行きました。このときは、ふるさと熱電の方も来ていただきました。写真を付けていますけれども、この川から排水されている先がずっと川が茹だっているような状況でありました。排水の温度を測ると87度もあります。そしてヒ素濃度は1リットル当たり1.8ミリグラムです。分湯タンク、前9月議会に言った排水は1.5グラムだったわけですが、その後10月に話をしたふるさと熱電の社員の方は分湯タンクで私が採取した日が8月の12日だったのですが、「その日は発電機を止めていた」と。「発電機が動いていれば濃縮水という蒸気が凝縮した液体、要は水を混ぜるからふだんはもっと濃度が低い」ということを聞いたのですが、それ以上ですからね1.8ミリグラム。ここは昨日も行ってみましたが同じ状況でした、全く変わっていません。このB地点についての町の見解と対応を御説明ください。

情報政策課長（田邊国昭君） 議員にお示しいただいた地図このB地点というところについては、11月27日に立会いを行わせていただきました。議員おっしゃるとおり事業者の方にも来ていただいて配管がどういう状況で熱水は相当な高温であるということも現地で確認しましたので、これが分湯の管から排水されて温浴施設の名前が出ておりますが、こちらを經由してということになっておりますがどのように活用されているのかということや、分湯が行われている全体が把握しきれていないという話などをさせていただきました。この分湯に関しては午前中の一般質問の答弁でもお答えしましたが全量地下還元を行っていただくということで今工事を行っていただいている途中です。年内に大方工事のめどがつくというふうにはなっておりますのでこの工事の進捗を見守って経緯は見ておりますが、排水については高温であるということと議員がお調べいただいた検査結果の内容については数値としてはかなり問題あるかとは思っておりますが、今後なくなっていくものということで町のほうは承知しております。

4番（児玉智博君） 「今日初めて知った」みたいなことを言っていましたけど、27日にいらしたふるさと熱電の社員さんが「守護陣温泉さんは分湯を今利用していない」と言われていたではないですか。以前は熱交換して管内の暖房に使用していたけれども、そのための熱交換のタンクが据えてあったところから取り外されていて同じ場所にガスの機械が設置されていました。聞いていましたか。だから今使われてないわけではないですか、分湯と全く関係ないところだという

ふうに思います。

情報政策課長（田邊国昭君） 現場の状況と一緒に見させていただいてガスによる給湯の施設があったと思いますけど、そちらのほうはつながれていなかったかと思います。

4番（児玉智博君） だから今からつなぐのかもしれないですけど、はっきりふるさと熱電の社員さんが「今、これ使っていませんでした」と。そもそも熱交換のタンクがないわけだから幾ら川に流そうが暖まらないではないですか。そこは27日から大分たちますけど確認していないのですか。あるいは守護陣温泉さんに聞いても分かる話ではないですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 失礼しました。11月27日以降現場には行っておりませんが状況として事業者からの報告はいただいております、「これを全部止めることができないか」という相談はしております。配管全体を把握する必要があるなと思いますので、この管末ですが明野地区を経由してその先まであるということですので、どのぐらい使われているのかというところまで含めて調査を行っていただいております。

4番（児玉智博君） 私はここは本来何の意味があるか分かりませんが、もしかしたら意味があるから続けているのかもしれないですけど、少なくともこのA地点は意味がなかったからすぐ撤去したわけだと思うのです。私やりとりをずっと見ていると最初に分湯タンクを指摘して、分湯タンクの量が減ったのか対応は何かされたのだと思います。けど見つかっていなかったA地点では排水をし続けていたと。見つかったらここを止めた。もうないかと思ったらまた更に下流で排水が行われている。まるでいちごっこだというふうに思うわけです。そう思わないですか。いずれは対応してなくなるというけれども、27日以降今までずっと流されているわけです。1.8ミリグラムもヒ素が含まれているものが。町長は県にこの排水基準を変えるように要望していくと。国が決めていることを県に要望されても県の人たちも困るだろうと思うのですけど。けど現状は排水基準は0.1ミリ以下です。それ以上のものが流されている。税務住民課長は見に行きましたけど、流されている現状は待っていて大丈夫な状況なのですか。答弁いただきたい。ついでに最後まで言ってしまいますけど、こういういちごっこを許しているというのは役場の担当する担当課の姿勢にも私これ問題があるのではないかというふうに思います。2か所一緒に見に行きましたけど見に行くのに温度計も持っていけないと。ヒ素濃度、私これ自腹で払っていますけど大体なら役場が検査しないといけないことなのではないですか。それもやらないと。この役場の姿勢を改めないと法律を事業者に守らせることなんてできません。姿勢を改めていただきますよう最後にお問い合わせまして質問を終わります。

税務住民課長（中島高宏君） 先ほどのB地点の温泉施設のほうから放流が続いているということですが、これについても事業者から説明を受けておまして年内には解消するというところで話を聞いております。町としましても分湯の状況が十分に把握していなかった状態でありましたので業者から分湯の位置図とかそういう辺りの資料の提出をいただいて、今からその状況を確認して

いかなければならないというふうに思っているところです。今のところ完成を待っている状況で注視している状況でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 27日のときに来られていたふるさと熱電の社員の方がいたのですが要はこの守護陣温泉から先、明野にやるのに峠を越さないといけないということで、そのためには圧力も要るからそれなりの水量が必要だというふうに聞かれたでしょう。言われていました。水量が必要なのに何で途中からお湯を捨てるのかと。お湯を捨てなきゃ捨てている分分湯に回す量も減らせるのではないですか。おかしいと思いませんか。そういうところもきちんと考えて言われたことを言われたまま答弁するのではなくて、自分たちでも法律を守ってもらうために何をしないといけないか。きちんとした姿勢で臨んでいただくよう求めまして終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を3時10分から行います。

（午後3時00分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5番（穴見まち子君） 私は、通告どおり小国ドーム、林間広場の施設活用から質問していきたいと思えます。

その前に、この前11月6日の日に子供たち小学校、中学校と一般の方、高校生もいたのですがロードレース大会がありました。早朝はマイナス5度の天気でもとても寒くて保護者の方も朝は大変だっただろうと思えます。その中で開会式の中で一番感心したことは議長が子供たちに「元気ですか」ということはいつも言われますけど、その後の子供たちとのかけ合いの中で議長に対してちゃんと答えていたし、分からないところは「分かりません」としっかり言っていました。元気のいい子供たちの掛け声と人数も多くおられて100人近くいたのではないかなと思っております。その子供たちは毎日とは言わないのですが夜だったり日曜日だったりJRC陸上の練習とかサッカーだったりホッケーの子供たちがおられて、朝からとても元気のいい返事だったと思っております。最後にはちゃんとけがもなく無事に終えたので私もほっとして「今日はとてもよかったなあ」という感じがして、議長の言葉に子供たちも安心してレースができたのではないかなと思っております。そしてその中のお手伝いに役場の職員をやめられた方が多くおられて、本人がおられないときには奥さんの女性の方が2名おられてお手伝いをしていましたけれど感心してよかったなあと思っていたところです。

それでは始めたいと思えます。小国ドーム、林間広場の施設活用についてですけれども小国ドームはもう古くなります。建てられて何年ぐらいになるか、それから今現在どのような方が一番利用されているか教育委員会の局長さんお願いしたいと思えます。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 小国ドームは何年ぐらいに建てられたかというところで、昭和63年5月に完成しております。当時は4か年の事業で総工費6億4千500万円というところで資料がありましたのでお知らせをいたします。活用につきましては、一番は中学生がバスケット、バドミントン辺りで部活、地域クラブとして活用しているところが多いと把握しております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 小国ドームも長い間使っているので場所によっては老朽化が激しくて普通にいけばそんなに感じないかもしれないけれど、いろんなところに行ってみると。私が50歳前のときに小国町6大字ありますけれども婦人会のバレーボールの大会の試合とかとても活気があって何年か続いていたのをしっかりと覚えています。しかし現在使っている施設とトイレ付近それから横の倉庫を見ると気持ちよく利用してもらうためには町はもう少しどうかしていただけないかという気持ちがいっぱいあります。この小国ドームをリニューアルして何か立派な施設としていただくことはできないか。背景にそれもありますけど去年おとしと柔道の試合に2年間行きました。そのときに小国はもちろんですが熊本県外の人たちが今年は前の日が500人、その日がちょうど350人と多くの方も来られていました。そうすると使う頻度があるのは一番はトイレだと思うのです。こちらから上がって右側のトイレは少しリニューアルしたのですが全体的に暗い。それから左もですね。そういうところもあるので、そこに一番使われるのはそれだったり老人会の運動会とかお年寄りが一番頻繁に使うのはトイレとか、その施設とにかく女性の方は気がついていて、これはどうにかならないだろうかということもありますけど、施設のリニューアルというのは考えておられますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 小国ドームのほうはこれまで1千万円を超えるような大規模的な修繕は行ってきておりません。災害復旧等はございましたけど修繕というところではなく毎年3か年に1回の建築確認をしながら構造が大丈夫かというところでやっております。トイレの改修とか控室とかそういったところのお話が出ましたので、トイレにつきましては今、来年度の予算要求の段階でございますけれども先に林間広場のトイレがほぼ和式の状態ですのでそこをまず洋式化を計画したいと思って予算要求はしております。それから倉庫につきまして管理室の次の部屋、救護室とか会議室辺りにもなるかと思うのですが、エアコンも修繕をしたいということで予算は今上げているところで通るかはまた別の話になりますけれども。それから倉庫辺りの整理についても卓球も小国町は盛んに行われておりましたけれども、古い卓球台それから椅子辺りが古くて使えないものが倉庫の向かって右側のところに大分ある状態でございますので来年はそれを廃棄していきたいと考えているところです。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今ドームの件が出ましたけれども、トイレの改修と言われました。近年の

温暖化の影響でとても暑くて子供たちも練習している。小国だけではなくて遠いところでは鹿児島、宮崎、長崎、佐賀、熊本から多くの方が練習に来られています。トイレもとても必要ですけどシャワー室も併用してできないかなというところと、そこに熱中症で倒れそうになったときの救護室として冷暖房施設の整備をしていただくと、これからは子供たちと来てくれる保護者の方など利用される方も安心してこっちのほうに来られる。子供たちの練習の計画とかを見ると来られる頻度も多いのです。トイレは施設の奥のほうにもっと大きいのがあつし、この前も地震がありましたけど特に林間広場は大きな土地を利用して車ごとの避難所の場合の災害に備えるための施設として。食事とかもすぐにいろんなところから来ますから大丈夫だと思うのですが、将来何かあつた場合に台所を備えることも必要ではないかと思っています。すぐに使えなくてもできそうな気がしますが、そんなことはどうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 総合的な判断というところもありますので私のほうからもお答えさせていただきたいと思つています。10月から始まつた「小さな国十月」この部分では議員の皆様にも大変お世話になつたところがございます。10月13日だつたと思つています。建築課の隈研吾先生それから日比野克彦先生をお迎えして、ここの場所だつたと思つていますけれどもイベントも行わせていただきました。両者、小国ドームのほうに御案内をさせていただきました。葉祥栄さんの建物ということでございますので2人とも結構タイトなスケジュールの中で「本当はもっと長くいたい」といつたところでお話があつておまして、お二人とも感動されていつたところがございます。その建物の中の内装といつますか設備といつますか確かに穴見議員言われるとおつり、設備を整えるほうが使いやすくなるかなというふうに通つているのは本当そのとおつりでございます。その中でやっぱり考えなければいけないのは費用対効果それから維持費。それを小国ドームにするのか、中学校の体育館にするのか、というところの選択肢はどれを重点的に使つていくのかというところはしっかりと考えていかなければいけないなというふうに通つています。1点、エアコンの部分でありますけれども、ここでもそうですけれども通常のエアコンは天井が高いとエアコンの効きが暖房は上に上がつていきます逆になれば冷房は下に。そういったところもありますので今新しいかたちで併用ではありますけれども熱交換による壁エアコンとかというところの方法もあります。ただ葉祥栄さんの建物に合うか合わないかそういったところもありますし、それに扇風機を組み合わせるとかいろいろと通つていかなければいけないなというふうに通つておつります。もちろんずっと話をしているところでさっきの椅子とかの片づけだつたり、そこはやらないといけななというふうに通つておつりますが、その中でどこから手をつけていつていいのかというのをはななな選択肢の幅が広うございますので通つていかなければいけないなというふうに通つておつります。全然通つてないということはないのですけれども、なななな今後の維持管理の部分を考えていくと、どれが効果的なのかというところはしっかりと通つていきたくつ。もう1点、キッチンに關しましてもずっと通つておつります。この町民センターのことでもそうですし大きいと

ころが必要というところでもありますので、災害のことを考えればどこに拠点を作っても災害に遭う可能性はあるといったところもありますのでキッチンカーとまでは言いませんが、トレーラーのかたちで引っ張れるところで、ここを中心に置いていくとかいったところの考え方はなくはありません。ただそういうたくさんの考え方をまだ集約できているわけではありませんので、たくさんの方に関わっていただいて食改の皆さんもそうですし女性の会の方もそうですし別に女性の方たちだけに限りません。そういった方々またキッチンカーとか今、毎月のようにマルシェが行われておりますけど、そういった方たちともお話をさせていただいてイベントと防災とリンクできるようなかたちで、そういった施設を整えていけないかなというところも御提案をさせていただきながら今後の展開を行っていききたいなというふうに思っているところでございます。今「たい」ばかりで申し訳ないですけれども今のところ町のほうとしては、そのような考え。全然考えていないことではなくて、さっき言った壁の冷暖房とかそういうのも材料をそろえているようなところではありますけれども、まだ予算審議がまだでありますので、その部分では今後しっかり考えさせていただきたいと思います。

5番（穴見まち子君） 今はいろんな情報がありますので、とてもいい考えだとは思っております。この町民センターを建てる時に女性の代表として町長室に行って「小さいでもいいけど台所をお願いしたい」と言ったのですが全然思うところに行き着かなくて、「IHぐらいで何ができるか」というところ。お茶を沸かすぐらいです。IHというのは大きなところ。ここもそうですけれど。今、私は食改の代表しておりますが、隣保館も古いです。夏はそうでもないのですが冬になったときに、いろんな料理をして油類とかを使ったときにお湯を沸かします。この前点検はしてもらったそうですけど、ちょっとはつくけど機械が古いので持続してお湯が出ない。そこはもう1回点検をしていただきたいと会員の方も言われていました。そこでいろんなイベントをします。食改では小国高校の料理のときも役員さんと会員さんが前もって1回ちゃんと練習をして、高校の授業に行ったときは一発でできるようにしております。同僚議員の方も一緒に行かれますのでしっかり分かっていると思いますが、その中で子供たちの反応がとてもよくて私たちは一緒に食事をしながら片づけるときも一緒です。最後まできれいに片づける、そういうところができる施設ですけれど隣保館もそのように使い勝手が悪い。ガス台も一つは使えないところがあるので。自分たちで予行練習をするときも皆さんと考えながらしているのですが、もう少し使える状態にはしてほしいかなというところを今町長が言われたので、そこも一緒をお願いしているところです。先ほど言われましたように災害に備えるというのは、いつどこでなるか分からないのでキッチンカーとも言われたのですが、ある程度のところですぐにできるような据え置きのところも絶対必要かなとは思っています。キッチンカーもいろんなところでやるのでとてもいいのですが、例えば食改でもいいのですが、ある程度の人数でしようと思うときにはキッチンカーではとてもできない。「こうしたらいいのではないか」と知恵があったときに、どこか

にちょっとした使えるところがあったほうがいいかなあとしっかり思っているところです。特に私も含めて皆さん70歳過ぎて高齢者ですので、さっと動けるときではないのですが、その一つの施設を借りるときに避難所として町民センターをちょっと使っていますけど、小国ドームに行ったら本当に寒い、夏は暑い。そういうところはしっかり考えていただいて、利用される方それから小国の人はもちろんですけど先ほど言いました柔道だったりほかの練習試合があったときに「小国はちゃんとしているからいいよね」と思われるような施設づくりをですね。特に男性がいろんなことに携わるときが多いのですが、女性の各代表の方の声を聞いて造っていただきたいというのが一番です。私も議員になったときにそういう嫌な思いがあったので、そこだけはしっかりお願いしたいと思うし、トイレを造っても暗いのではなくて時代に合っていてあそこに行ったらトイレもきれいになっていると。林間広場のトイレは社協ですかね悠愛の子供たちがトイレ掃除をしてくれたりしているのです。それだけではなくて使っている人たちの声というのは林間広場の事務所があったところです。今物置状態で使えないし、その周りも雨風にさらされているのでそこら辺も考えてほしい。子供たちは一生懸命しています。その後に帰るとき先ほどシャワーとお願いしたのは、よそから来ている人が夏は特に汗をいっぱいかいています。前もそこにはシャワー室があったのを聞いたこともあるのです。話が後先ですけど林間広場ができたときに私たちが研究グループでお花を飾ったりとかした覚えがしっかりあります。年月が過ぎていきますけど。これから先ずっと使えるような状態というのはいろんな考え方が出てくると思いますので、教育委員会だけでなく、いろんな人の役場の女性の方もおられます、一般の方の代表の方の声また民生委員だったりほかの人の声を聞いてしっかりと造っていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っておりますがどうでしょうか。お願いします。

教育長（村上悦郎君） 小国ドーム、林間広場の整備ということと御感想ありがとうございます。

後で詳しく事務局長のほうから状況というのは説明できると思うのですが、両施設とも修繕、修理がとにかく多ございます。そして値段が高い。何かするでも高額なものばかりで。教育委員会は利用者の方々の安全というところを第一に、最近ではコース上の大木がありまして2回ほど切りました。それと国体のときの防護ネットが割れて鉄工所に頼むとかいうようなことでやっているところがあります。まずは使っている人たち、また毎日の掃除とか、とにかく来た人が「嫌だな」とならないようにですね。「古くても手入れがしてあるというところは、まずキープしましょう」というような話をよくするのですが、最近では林間広場が照明の交換を今半分ほど。またあと半分交換しなければなりません。それと例えばテニスコート利用者を増やそうということでいろいろなイベントもいろんなところがやってくれていますが、テニスコートが三面ほどありました。ここ何年か、きれいにしたら使ってくれるのではないかとということで教育委員会辺りで2、3年ほど整備して、でもほとんど借りてもらえません。ということは需要がないということですね。ですからあそこ辺りを何か違うものにできないかということで、ほかの施設とかいろんなこ

とも委員会辺りで考えているところです。壁打ちのコートとかそういうものはお金がかからなくてとか、あとのメンテナンスもとかいうようなところを今考えているところではありますが、町民の方々のアイデア等も聞いてもっと日常使いが増えるような林間広場、それと樹木辺りで日陰でずっと日が当たらないとか冬場は凍ったままというようなところもありますので環境整備を計画的に進めたいと思います。現在ずっとできているところというのを後藤事務局長のほうから説明をいたします。お願いします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） ある程度は教育長のほうからお話があったかと思います。本年度につきましてもドームに関しては床板がささくれみたいに危なくなっているところの床改修とか、使う方が安心安全に使えるように日常の点検をしながら小さい修繕についてはそういったところを予算要求していきたいと思っております。大きな工事につきましては先ほど言われましたとおりLEDの残りの部分について令和9年度に一応計画はしておりますので、そういったところを計画的にやっていきたいと考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） ドームと林間広場と一緒に言っているのですが、どこがどうか分からなくならないうちにしっかりしたいと思うのですが、やはり災害のときは車中泊にしても林間広場は外に出て歩くところグラウンドの周りに歩いて行くところがあります。そこもとてもいいところだしシルバー人材の方が所々に花を植えたり、1年中手入れをしていただいているいろんなところがあります。それも癒やしの一つのところで子供たちも周りを走っていったりとか危なくない程度にしているので、周りも一緒になって皆さんと考えを一つにさせていただいて、いろんなところに気持ちよく利用してもらうためにもしっかりした手入れをお願いしたいと思うし事故のないようにそういうところをお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは次に、今年の農業所得の状況及び小国町での果物生産についてというところです。今年の米の作付面積はどのようなことが一番考えられているか。実際今年は本当温暖化で米が無事にできるかなあというのは農家の方だったら皆さん心配して、やっとできたのでよかったと思っています。ある程度の収穫まで天気がよくて水さえあれば立派にできていました。それからイノシシ、シカの被害です。刈る時期になってみて雨が多くてその影響もあり倒れたりとか、そのところで10俵以上できたところもあるし天候だったり手入れだったり。今年は特にヒエも多かったのです。私たちは最初に田植をして除草剤をまきますけれど、その一つの袋だけでももう少しで5千円に届くような値段ですので1俵を作るのに3千500円から4千円ぐらいかかっているのです。今年はほとんど消毒はしていません。3万7千500円のコシヒカリは小国町は作っているところが少ないので個人の精米所に預けて出来高が分かっているので、私のところも初めて何十年ぶりにコシヒカリを作ってみました。消毒もしていないけどしっかりとできたので、そこはよかったのですが、小国町でも米の価格は今農協が1袋2万円です。うちも売り先が大体

決まっているのですが、それでも農協が2万円で高いので「分けていただけないでしょうか」と言われる方が数名おられます。米を作るには1年間と言うけど田を植えて草切とかは1年間で6回。刈った後にこういう温暖化で草がまた伸びていますので、うちは2町以上作っていますのでもう1回それをしました。やっと終わったのですが、いろんな仕事があつてなかなかあれですけど、米を作るのも若いときならそんなに苦にはならないけど、年をとっているのでなかなかできないというところがいっぱいありました。今年の状況を穴井課長お願いします。

産業課長（穴井 徹君） 今年のJA調べになりますが、最終的なものが出ていませので中間的なものになります。米についてですが、まず作付面積が全体で小国町247ヘクタールとなっております。米買入れ価格が上がったということも影響しているかと思いますが、WCSのほうの作付が減りまして前年度より10ヘクタールの増となっております。あと出荷状況ですが、JAライスセンターの数量は小国郷全体になりますが60キロの袋で1万3千705俵、546俵の増となっております。価格については再三テレビ等でもありますが先ほど議員のほうも言われておりましたが、小国町で一番多いアキゲシキのほうで特別栽培米で一俵3万1千860円、一般米のほうで3万360円のJAの概算の買入れ価格となっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今年には恵まれていろんな条件もよくて温暖化だったのですが、しっかりした米ができて皆さんはいいかなと思っています。しかし経費の面を考えるとうまくはいなくて大きな機械だったり人件費、本当にいろんなものがかかってくると3万円台の米というけど、いろんなことを引いた時には高いほうが作り甲斐があるということと、やはり消毒もしない安心安全で食べられる米を作ることが一番だと思っています。なかなか時期的に秋の刈取り時期というのは天気次第では不作に見えたり時期で違うのですが、一生懸命している農家にとってはよい米を作るために日頃の努力と毎日の水管理とかイノシシ、シカ対策をしっかり頑張っているところですので、これからもできる限りなかなか思うようにできないことが多いですけど、しっかりやっていきたいと思っていますところでは。

ところで次に書いてあります小国町での果物生産とあるのですが、減反のところに植えているのが柚子とか最初は果物を作っていたのですが、今はブドウのシャインマスカットで私の知っている方はもう5年以上で立派な製品ができていて地元のスーパーとか薬味野菜の里とかで売っています。自分ではできないけれど行政の指導とか振興局の指導がしっかりあっていると聞いております。そこら辺は減反のところにできるまでには5年ほどかけてしっかりできるのですけれども、小国町でも産業課の取組としてももう少し広めてはどうかと思っていますがどうでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 小国町での果樹生産の可能性ということで、果樹を含め新規作物の可能性ということでこれまでも農業委員の方々、またJAの方と一緒に話をする機会も多々ありま

した。検討もしております。昨年と今年にかけて小国町農業委員会の委員の方と一緒に熊本県の農業研究センターの果樹試験場とか、またクリの県内の一番大きい産地となっておりますJAかもとのほうへ研修にも行っております。そういった研修の中で近年温暖化により栽培条件も変わってきていることから、まだ仮説になりますけど、もしかしたらブドウの栽培に適しているのではないとか、また季節を問わず出荷するためにはビニールハウス等も必要になりますのでハウスの設置が必要であるとか、水田の場合どうしても最終的に水が抜けないというのがありますのでクリとかに変更する場合は盤を抜いてしまわなくてはいけないとかいう課題もいただいているところがございます。また今、小国町のJAのほうでまとまって出荷がある果樹等については先ほどお話がありましたユズとクリのほうがまとまった出荷ということで共販のほうで取り扱っている状況です。

以上です。

5番（穴見まち子君） 少量ですけれどもユズも今の時期的には秋から冬にかけては必要な果物で、調味料として使ったり皮をジャムにして売ったりと利用頻度は必ずあると思っています。また小国はリンゴはないのですが南小国町では昔からリンゴを作っているところもあります。リンゴの木です。そういうふうにはいろんな状況とか先進地の研修とかいろんなところに行ってみて、いろんな作物ができればいいかなと思っているところです。うちもアグリでいろんな本を出しているところからいつも来るのですが小国もハウスを使っている野菜が多いです。キュウリもハウレンソウもそうですけど。今本格的に価格が上がっていますのでしっかり作ればしっかり儲けはあるし、家族だけでなく雇用してからいろんなものが作れる状態にあると思っているので、若い世代がお金を稼げるのもそういう方向で産業課の方もいろんなところの研修に行っていていろんな知恵を出していただきたいと思います。

それではこれで終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君） 予定していた5名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日12日金曜日は3名、杉本いよ議員、久野達也議員、江藤理一郎議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和7年第4回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和7年12月12日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和7年12月12日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年12月12日 午後 2時35分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君 書記 坂本愛子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 松本徳幸君	教委事務局長 後藤栄二君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 谷口正浩君
福祉課長 宮崎智幸君	福祉課保育園長 室原由美君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

発議第1号 職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議について

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7.12.12)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議3日目でございます。令和7年12月12日ですが12月12日は漢字の日ということで意味は分かりませんが、それと野球やソフトボールのバッテリーの日です。1番、2番でバッテリーの日とも言われているようでございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日の11日木曜日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、1、2番、杉本いよ議員、2、9番、久野達也議員、3、1番、江藤理一郎議員となっております。

それでは、2番、杉本いよ議員、御登壇願います。

2番（杉本いよ君） おはようございます。

一般質問に入る前に一言、お願いなり御相談なりでございます。今朝、私が出かける前に一本の電話がありました。こんなに忙しいのに朝、一般質問でどきどきしているのにとか思いながら電話に出ると、近頃大手術をしてベッドの中にいる友達でした。内容は「この間、大分の佐賀の関で大火災があったではないですか、今こんな寒い中に小国としては何かできることはないだろうか。今日行ったら町長始め皆さんに話してください。」という電話でした。ですので小国のほうも義援金ですかね救援物資等でもいいようなかたちで支援ができればいいかなと思って、これは御相談でございます。

では、一般質問2日目でございます。昨日と同じような事項になりますが、私は女性で母親でありますので、まずはその観点も入れながらやってまいりたいと思います。まずは今回の事件において町の職員が拘置所での生活を余儀なくされていたことは、私たち町民としては大変悲しく胸が痛んだ思いがしています。今保釈されていますが彼又は家族の方がどのような気持ちでいるか、その心中を察すると言葉もありません。ただ私が言えることは「いつもあの職員の方、働いていたな」とか「電話するとすぐ現場に駆けつけてくれていたな」というイメージが強くて、今回何でこのような気持ちの揺らぎがあったのかと非常に残念な思いがしております。起きてしまったことに対してはただ詳細をとにかく言うようなことは差し控えたいと思いますが、二度とこのようなことが起こらない再発防止に心がけることではないかと思っております。今回の件で生じてしまった町民の方々への不信感を取り除くこともまず大事かなと思っております。

では質問の内容に入らせていただきます。この件について私は入札の公平性という点で、動揺

していた気持ちの中でこれはしないといけないかなとか思いながら浮ついた気持ちで提案をしてまいりました。特定の業者だけを特別扱いした結果ではなかろうかという自分の思いで質問させていただきました。総務課からの内容の御説明をお願いします。

総務課長（松本徳幸君） 入札制度の公平性についてということ、また特別な扱いをしたことが原因ではないかということで、まず入札の仕組みから申し上げたいと思います。昨日も申し上げたとおりでございますけれども現在小国町は指名競争入札を行っております。この指名競争入札はあらかじめ役場に事前に登録された業者を工事ごとに指名する方式でございます。9社以外にということではありますが、もちろん建設業以外の業者にチャンスを与えることはできません。これは、その工事に対する資格がないと工事はできませんので、それ以外の業者をその指名に対して入れることができないのが理由となっております。またこの指名をする際の基本的な考え方としては、昨日児玉議員の質問でもありましたように小国町建設業者選定要領において建設業者の数については次のように規定されております。5千万円以上の工事は原則的に10社以上、1千万円以上5千万円未満の工事は原則8社以上、1千万円未満の工事は原則6社以上となっております。この必要業者数を基本に、業者の経営状況、工事成績、地理的条件、技術適正、安全管理などの状況を考慮しつつ地元の業者の存続と育成を考慮しながら公平に審査し選定を行っているところでございます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今説明をいただきました。先日から私もなかなか分からないことがありましたので総務課の課長にもいろんなことを聞きましたけれども、なかなかこの中の要領というのは非常に難しくて何回も何回も読んでみたところでございますが、単純に私たち町民から言えば内容自体が分からないわけですし、私も町民の方から「不正があったのではないか」とか「何で10社あるのに9社でしたのか」とか「それがまず違法ではないか」とかというようなことを聞きましたので私はそうかと思って調べてみました。でも選定方法とかその内容を見てみますと、今の小国町に業者が8社しかなくて、それで10社というのは、地元を守るという点であれば基準の変更もできるのではなかろうかという考えをしたのですがどうでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 先ほど申し上げました小国町建設業者選定要領の基準を変更してはどうかと御意見ですが、10社以上というのが原則的な運用であるということですのでけれども要領の基準というのが現状に見合う基準となっているのかをまずは検討していかなければならないというふうに思っております。その上で先ほど申し上げました指名の考え方を基本に置きつつ、また今後も公平な指名を行いたいと考えております。

2番（杉本いよ君） それであれば今から減っていく業者もいると思うのです。でしたらまたこの度に10社とか言っていれば、外部からの業者も入れなければならなかったのかとか一般の人はそうしか考えないわけです。だから建設業者選定要領の建設業者数自体も減らしたほうが問題は

ないのかなと思うのですがどうですか。

町長（渡邊誠次君） 入札の方法とか入札審査会の部分につきまして私は関与というところではありませので総務課長から御答弁をいただきたいと思うのですけれども。その前に9社が減らないように町のほうはしっかりしなければいけないなというふうに当然思っているところです。昨日もどちらの議員の方にお答えしたかちょっと分からなくなりましたが、地元の産業を守るために議員さんたちもそうだと思いますけど、しっかりこれまで私も努力したつもりでございます。いろんな施策を考えていく中でももちろん農林業を守るために事業、補助金も今までも措置してまいりました。商工観光業も一緒です。同じように地場産業とか地域産業を守ることは住民生活を守るために直結しております。地元の建設業の事業所さんたちがなくなったときには、まず困ると思っていただいいていいと思いますので、是非ともその部分では御理解をいただきたい。一番最初冒頭に小野さんが拘置されて非常に心が痛んだというお話をいただきました。私も同じように思っておりました。有り難いというふうに思っております。これは余談ですけれども本人は容疑を否認しているというところで私は聞いておりますので、その部分ではこれまでどおり私の気持ちを伝えていきたいなというふうに思っております。また先ほど「指名業者さんが九つだったからちょっといけなかったのではないのか」という御意見があったということが新聞記事等々にも書かれておりますように、九つの事業所からの便宜の見返りに小野さんと事業者さんが飲食を共にしたといったところの概要が書かれておりますので、その部分で九つの事業所というお話が出てきたのだというふうに思います。一般的にはどのようなかたちで伝わっているのかというのはお一人お一人の意見は分かりませので、その部分で昨日も今日もお答えをさせていただいておりますけれども、とにかく私の立場も議員さんたちの立場も地場産業をしっかり守っていくと町を守っていくといったところは、産業においても教育においても交通でもインフラでも多分一緒だと思うのです。この地域で暮らしていくために皆さん方で努力していただいているというところもありますので、入札制度におきましても偏った見方をしているわけではありませせん。10社は「原則」というかたちで行っておりますので、もちろん国の入札制度で認められて「指名競争入札」というものがあって、私の考え方ですけれども「原則10社」ということで、町内の業者は昔10社あったのです。平成26年から令和3年ぐらいまであってそれまでは10社だったのですが、それが一つ減って九つになったというところで、そこからずっと九つで小国町の建設業者を守ってきた一つの仕組みでございますので、できれば御理解をいただければなというふうに思います。それから、これからの部分につきましては、減ったからその分指名業者の数を減らしていくという方法も小国町ではなくてほかの自治体でもそのようなところは実際あります。しかしながら、その方法がいいのか「原則」ということで今の現時点でも法的にその部分が違反しているということではありませので、その部分では違反していたらできないので違反しているわけではないというふうな私は認識でいるところでございます。

総務課長（松本徳幸君） 質問にありました10社の数の変更ということでございますけれども先ほど申し上げましたように、その辺りを検討します。この要領といいますのが国の基準をもとに作られている基準でございます。小国町財務規則のほうでは片や「5社以上を基本とする」というふうに書いておりますので、そこら辺を精査しながら今後どのような指名の数にしたらいいかを十分に検討していきたいと考えております。

2番（杉本いよ君） 御説明いただきました。私もなかなか建設業界のことは分かりませんので、一般の方から聞かれたことで不思議に思いましたので、どうにかなるものかと思ってお聞きしました。今町長のおっしゃった御答弁と総務課長の話は、今度皆さんから聞かれたときにはちゃんと御報告いたします。ありがとうございました。

続いてお伺いします。一つはまたその事件でテレビや昨日も見えていましたけれども新聞報道でしか情報を得られないこれもまた一般の町民の話であります、いろんな臆測とか不安が飛び交っております。それで私としましては、これにどう対応をするのかというのが昨日もしっかり言われておりましたけれども質問の内容ですのもう1回お聞きします。

総務課長（松本徳幸君） まずはこの事件につきまして現在把握している状況につきましては、報道等で報じられているとおりでございますけれども改めて時系列で御説明したいと思っております。まず11月5日の水曜日になりますけれどもネットニュースにより元建設課長が逮捕されたことを確認いたしました。その後、熊本県警より元建設課長を逮捕したという旨の電話連絡がございました。その後、上京されていた町長が帰庁後に緊急の課長会議を開催しております。その後マスコミに対してまずは逮捕の事実をプレスリリースしております。その内容を同時にホームページに公表するとともに議員の皆様へ周知をさせていただいております。それから夜に記者会見を行いました。翌日の11月6日の日に議員の皆様に対する説明会のほうを実施させていただきました。その日中から夜にかけて熊本県警による捜索が行われております。その翌日になりますけれども11月7日の金曜日に元建設課長が拘留されたことを確認いたしました。11月8日から25日までにかけて警察による関係職員の事情聴取が行われております。翌週11月の14日金曜日になりますけれども元建設課長の拘留延長が確定され、26日まで拘留されることが分かりました。その後11月17日に職員に対して職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底、執務姿勢の確立についてという文書を周知いたしております。11月26日水曜日になります。元建設課長が起訴された事実を確認いたしました。確認後、起訴された内容をプレスリリースするとともにホームページで公表し併せて議会議員の皆様へ周知を行っております。その後12月3日の日にコンプライアンスに関する職員アンケートの調査を開始いたしました。以上が現時点までの内容の説明になります。逮捕時と起訴時においては報道機関にプレスリリースすると同時に町ホームページにも周知させていただいております。今後は裁判となりますので、その裁判によりまた事実関係が明らかになった場合は同様に周知のほうをさせていただきたいと考えており

ます。

2番（杉本いよ君） ありがとうございます。事実関係がまだ明らかになっていないということですので明らかになれば、その経緯を町民にお知らせするためには一つ私思ったのですが広報紙の隅にでも掲載するというのが皆さんの全戸に行きわたりますので、そういうかたちもいいかなと思います。おぐちゃんとかで流しても聞いている人と聞いていない人、それからいろんなうわさを立てる人もおりますので広報紙のその一覽にあれば皆さんが見るし、いろんなうわさも立たないのかなと思っていますので今後そういう検討をお願いして一般質問を終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 少しだけ答弁をさせていただきたいと思います。なかなかこのプレスリリースといいますか私の発言もそうなのですが主観が入ります。そのような中で主観が入らないような文章を総務課及び情報政策課が考えてホームページにも事実関係のみだけを載せようと思うと、どうしても解釈のしようが広くとられるのです。ですので事実関係を細かく載せようと思うと主観が入ります。ですので今の現状の部分でも私の責任において私の言葉で皆様方にお伝えをしているので、私は私以外の職員は悪くないと思っています。ただ町長としての立場をしっかりと理解しながらやらなければいけないというのは分かっておりますが、私の今までの立場で先ほど杉本議員が言われるように裁判の前でございますので昨日もずっと皆様方に言い続けてきたように、その前でございますので違法性の部分だったりそういった部分はないのではないかという発言、そういったのも含めてそれも私の主観が入っております。そういう文章を例えば「九つの建設業は悪くないですよ」と本当は書きたいかもしれないのですが、それを書くというのは片や新聞のほうでは「九つの事業所が便宜を図った見返りに飲食を共にしてある」という文章も載っておりますので、なかなか難しいというふうに思っております。私の中では一番は先ほど伝えたようなかたちで、できるだけ早くホームページに掲載したりとか私のほうもできるだけ早い段階ということで、準備をしていない段階でも11月の逮捕された当日に帰って来てすぐ記者会見を行いました。その次の日に町民の皆さんである議員の皆様方に「今の現状」ということで先ほどの経緯も含めてお伝えをさせていただいたのですけれども、悲しいところながら「違法性がない」というところだけがずっとひとり歩きしているという現状もお伝えしたいところですが、さすがに役場の文書ではそれは書けないと思います。私のことでもありますし町長としての政治家としての発言もあります。ですのでその部分におきましては議員の皆様にごうやってお話をしながら少しずつ誤解を解いていくしかないのかなという思いが一つあります。それから11月の5日以来、町のほうにマスコミ関係の方からの電話はかなりたくさんありました。特に11月の5日の日は私も夕方まで帰って来ておりませんでしたので、それまで総務課長大変だったと思うのですが、その対応に追われていたというところは正直あります。ですけれども町民の皆様及び町外の方からこの事件に関しての電話の問合せとかいうのはないというところでもありますので、その

部分に関してはこの場でもお伝えをさせていただきたいと思います。また議員の皆様方から私のほうにいろいろなお話がこれまでたくさんありましたけれども、それも全部私の中で判断させていただいてこのような答弁をさせていただいているというところでございます。私の答弁イコール町の答弁といたしますか、町が出す発表の中に全て盛り込むというのでもできませんし、私の記者会見を表に出すというのも正式であるのかどうか私の主観的な部分が入っておりますので、それが正しいのかどうかも正直分からないところもあります。その部分ではこれまでどおりお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

2番（杉本いよ君） なかなか素人の私たちで考えるようなことはできないということが分かりました。口頭で伝えていくよりほかはないのかなと思っています。もう何回もお聞きしましたので正確な情報として皆さんから聞かれたときには今お伺いした内容については説明をしていきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。次の会議は10時40分から行います。

（午前10時27分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

議長（熊谷博行君） 9番、久野達也議員、御登壇願います。

9番（久野達也君） 9番、久野です。おはようございます。

ちょっとまずお願いですけれども本題に入ります前に、仮通告は行っていなかったのですけれども発言をお許しいただけるでしょうか。はい。ありがとうございます。

それではまず本題に入ります前に、今回の職員の逮捕、起訴を受け昨日から同僚議員からの質問や意見等多くなされました。これまでどんなに職務に専念して頑張ってきたとしても1事案で個人の、あるいは行政全体のこれらに対する町民の皆様方の見方、あるいは信頼、これは失墜するものだとも思います。この事案を真摯に受け止めて個人の問題とすることなく、やはり町長を始め職員の皆様方一丸となって今後の行政の信頼回復、それから町民の皆様方が安心といたしますか、住み、生活を送れるような、そういう行政活動に努めていただきたいと思います。確かに当事者を信じたい。この思いはそれぞれにあるかと思いますが。ただ逮捕、起訴されたということは現実ですし今後、裁判の進行の中でその事実も明らかになると思います。これからの職員の皆様の行動は町民の方々から注視されていると思います。やはり反省に立っているのか、あるいは「元気がないぞ」という御意見の方もおられるかもしれません。そういったことをやはり念頭に置いて職務に当たっていただきたいと思いますし、またこの逮捕、起訴という事実が時間が過ぎれば自然に薄れていくといったような考えではいけないと思います。信頼回復はやはり短期間に

できるものではありません。日々の努力、あるいは日々の業務の態度、これらで信頼の回復とならなければなりません。職員全体がやはり「全体の奉仕者」ということを今一度確認いただき、これまで以上に職員一丸となって職務に取り組んでいただきたいと思います。それぞれの方々が研さんされ、あるいはいろんな意味合いで学習もされ、町民の方々から信頼し得る小国町役場の姿を期待しております。

町長（渡邊誠次君） 久野議員からの叱咤激励であろうというふうに思います。ありがとうございます。もちろんこれまでの答弁で答えましたとおりに私たちの姿勢としては変わるところではありませんけれども、当然ですけどこれから町の職員のそれぞれの姿勢、また町の全体の方向性、姿勢を含めて、しっかりとこの案件重たく受け止めさせていただきまして特に日々の業務で信頼回復に務めさせていただきたいと。また先ほど言いました調査もそうですけれども研修等々で、さらにその研さんを深めていきたいというふうに思っております。まずはもう何回もでありますけれども、この事案に関しましてはお騒がせしているという事実は間違いございませんので非常に申し訳ないというふうに思っておりますし、もちろん信頼回復にしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

9番（久野達也君） 是非、やっぱり職員の皆様方に期待しております。頑張ってくださいとか、もう本当に当たり前に業務を遂行していただきたいと思います。それでは通告に従いまして質問に入らせていただきます。今年も国勢調査の年でもありました。これによって実質的な小国町の人口も明らかになってこようかと思っております。また12月ということで新年度に向けての予算編成作業にも入ろうかと思っております。将来の展望を考えその具体性を表現できるのが予算ではないかと思っております。そこでこの予算編成の作業に当たっての私自身、町の単独事業いわゆる町費単費を使った事業の展開に期待する部分がございますので、そこらについてお考えをお伺いしたいと思います。高齢化の進行あるいは少子化ということで、これは小国町に限らず全国的にもそうですけれども、その対策をどこの自治体も取り組んでいるところです。先ほど申しました国勢調査の速報値といいますか、もう既に10月1日現在で提出しているかと思っておりますので、これは速報値というのは1月になってからですかね、もし出ているのであれば速報値で大体小国町の人口どのくらいになったかを教えていただけたらと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） 国勢調査についてです。今年10月の1日を基準日として国勢調査が行われました。先日まで集計がかかっておりましたが先日11月の末に県に提出したところで、まだ速報値の数値としては町が提出した数字ということで、小国町の人口約5千800人ということで出しておりますが数字はまだ確定しておりません。こちら住民票の数ではなくて実際に小国町内にお住まいの方の数ということで5千800人をわずかに上回ったところの数字ということで県に提出しております。

以上です。

9番（久野達也君） 前回は6千人は超えておりましたので、やっぱり人口減少、歯止めがきいてないという現実があるかと思えます。人口が減ってまいりますと活力、町の雰囲気、もう全てに影響してきます。私の同級生が帰ってきたとき「小国町元気がないのではないかと」。もう会って即、第一声はそれでした。やっぱり人の動き、あるいはそこで働く方々の姿を見てそう感じ取ったのかもしれませんが、その発言を受けた私としては議員としての力不足の部分、あるいは町としての取組の部分もひっくるめてなのですから「そんなふう映っているのかなあ」と若干悲しい思いもしました。それで、このような現状を踏まえたときに思ったのが、住み続けたい町、持続可能な町、この姿というのはどのようなのがその姿なのだろうか、そこはやはりそれぞれの方々がイメージし考えなければならぬと思えます。これまでも同僚議員から高齢者対策、あるいは少子化対策、生活支援、産業の育成支援など多分野にわたって質問がなされてきました。私のほうからも過去にも高齢者対策を踏まえた交通弱者対策の1つの地域公共交通。これの対策、あるいは子育て施策として子ども権利条例の制定の提案、等も行わせていただいております。また世代間交流ということで、誰もが集えるようなたまり場の提供、これも提案させていただきました。幸いその後教育委員会のほうでは、たまり場事業ということで継続的に行っていたというふうですけれども、これらの様々な取組あるいはこれまでの質問や質疑等を重ねた中で今、今後という部分で住み続けたい町、持続可能な町の姿ということで町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。総論的な考え方でございます。先ほど久野議員が言われたように、友達が帰ってこられたときに非常に活気がないのではなかろうかというようなお話をされたというところでございます。確かに久野議員が、もちろん小さい頃から小国町に住まわられていて役場に勤められて、これまで議員でまた御活躍なされてきたと。その経緯を踏まえた上で私よりももっと経験が長いわけですので、ずっと長年町を見てきたというところはあるというふうに思えます。確かに間違いなく人口もかなり減りました。そして私も地元杖立ですけど杖立も旅館が昭和30年代は40軒ぐらい半農半旅館とか民宿みたいなのところもあったということなので、はっきりと旅館というかたちではありませんけれども宿泊の施設として40軒ぐらいあったのが今10数軒といったところまで減っております。町内の宮原の地域においてもほかの地域においても人口が減って商店街の形成もなかなか難しくなっているというような実情もあります。やはり産業の形態だったりとか、時代の流れ、そしてDX、デジタルの部分の発展、インフラ、様々な原因があつてこういった状況になっているというふうに思えます。小国町だけではないというものの小国町の活力を維持していくためにはどうしていかなければいけないかというところは、もう町の本当に大事なところでもあります。ただ一概にこうしたらこの地域がよくなるという方法はなかなか持ち得てないというのが実情で、私が町長に就任させていた

だいた1期目の1年目にも様々な施策のお話をさせてもらいましたが、それにのっとってある程度のことは私も進めてきておりますが、そのような中でもこの人口の維持といいますか、この活力をずっとこの状態で維持していくということは非常に難しいなというふうに率直に感じております。だからこそ前も言いましたように緩和策、だんだんと人口が減っていく部分を食い止めるというよりも少しずつ緩和させるような策はたくさん打たれたようなところがありますが、根本的に原因を変えるようなところまでは来ていないというふうに思います。外国人の方たちもたくさん来られるような世の中になって、昔はそのまま来てこちらで遊んでいただいた上で予約をするみたいな感じだったのですけれども、ほとんどの観光客の方たちがあらかじめ来られるときにはもう地域の情報が自分たちにあって、家でほとんど決めてからこちらに来られるような状況の世の中にもなっています。子どもたちも少なくなってきて部活もなかなかたくさん部活を維持することもできなくなったというところでもありますけれども、だからこそ小国町でできること、これをこれからも追求していかなければいけないというふうに思っております。ただ大きな点で今の小国町で「これ」という施策は見いだしていないというのが現状でございます。積み重ねの施策はありますが、大きい根本的な「All For The Next」という考え方は根本には持っておりますが、そのほかの「これをしたら人口が減ることを食い止めることができる」というような施策はまだいまだに持ち合わせておりませんので、小国町は今70億円ぐらいの事業予算を組んでおりますけれども、その部分では今までどおり様々にその70億円の事業の中でどれぐらい抵抗することができるのか、また発展を見いだせることができるのかというところは、今の現状では考えていきながらやるしかないかなというふうに思っております。議員の皆様からいろいろな御提案をいただきたいと思っております。

以上です。

9番（久野達也君） 今、町長から御答弁いただきましたように、やはりどこの自治体も人口減少に歯止めがきかないというこの現実があります。ただ、そんな中でだからこそ、どこの自治体も活性化、あるいは歯止め策、これらを実施しているものだとも思います。生活支援でもそうです。子育ての支援、産業の育成、いろいろな施策の展開がなされております。今ちょうど予算編成の時期でもあります。昨日、児玉議員のほうから財政調整基金の話もありました。15億円強の額が今回補正予算で3億5千万円ほど積み増すと恐らく19億円台までぐらい伸びていくのではないかなと思います。これらをいかに活用できるのか、ここも一つポイントになってこようかと思っております。予算編成時期でもありますけれども予算編成するときには、やはり歳出予算があって歳入予算がある。もうこれ基本ですけれども歳入予算は確実視するために若干抑え気味。歳出予算は逆に少し多めに組まないで、例えば入札の話も先ほどから出ましたけれども予算額がないと入札に付されません。ただ結果としては予算額よりも低い金額で落札される。それは当然そうです。予算額がないと発注できませんので。そうしますと決算のときにはどうしても予算残等、歳入超

過の部分が生じてまいります。歳入と歳出を差し引くと実質収支は黒字になると。黒字にならないければ自治体の破綻につながりますので当然黒字になると。こういったような積み重ねで次年度へ繰越して2分の1以上積み立てるといことで基金も積立ててこられましたけれども、私個人としては基金も使ってもいい時期に少しずつ向かっているのではないかなと思います。そこで行政の事業の実施形態を見ますと御存じのとおり町は法定受託事務、国が予算措置をして国が予算執行をして、ただ実施は町がしてくださいという事務事業、それから国が「町村はこの事務をこなさい」という義務づけを加えた自治事務、それともう1点、自治事務の中には法律法令に基づかず任意でやれる自治事務があります。この区分をしたときに私はどうしてもこの法律法令に基づかず任意で行える自治事務、ここに少し傾注していただきたいと思っております。これに傾注するということは町の独自性を生かせるし、町の単独事業の実施が可能になってこようかと思えます。当然単独事業ですので単費です。町費です。ただ、この町費を使って町の個性、独自性を表し、生活実態を把握した上での施策の展開、これにつなげることができようかと思えます。町の考えと町民の方々の考えに少し乖離があったり、あるいは生活を見たときに町民の方々が「ここが足りない」という部分がある。それらの意見を私たち議員はお伺いする中で議会の中で発言し、その実行を求めているのも事実です。ある意味、事業について少し説明不足だとか周知の不十分さで誤解を招く部分も生じてきます。ただ、それはあったとしてもやはり町民の方々の活力、生活の充足感は行政施策、先ほど言いました自治事務、これが目に見えるそういうものでなければならぬと思っております。行政施策の代表者であり責任者であります町長として町の独自の事業展開、あるいは昨日たまたま一般質問の高村議員の話をお聞きしながら思ったのですけれども例えばワイヤーメッシュが1千メートルの事業申請があったと。補助に乗るのは800メートル。だから「200メートルは自己負担でなら1千メートルできますよ」といったようなときに、先ほど言った単独事業として例えば1千メートルしなければ効果があらわれないのであれば、例えば200メートルは国の補助基準にのっとって、あるいは国の補助基準の3分の2を町が補うので地元負担はその分少なくて済む。1キロすれば効果があらわれるというような場合、そういったような町独自で施策が組めないのかなあと。昨日たまたまお聞きして思ったのですけれども、そういったようなことができれば何か住民の方々も通り一辺倒の決まりごとの行政施策ではなくして「小国町はよくやっている」と評価も上がるかと思えます。これは例として昨日ちょっと思った部分で話させていただきました。町としてはそれぞれにお考えがあるでしょうし、担当課、担当課長と内部協議もする中で進めていくところだとは思いますが、そういったような住民の声が反映されるような。やっぱりそのとき「補助事業に乗りませんよ」となるとなかなか事業もできない。当然補助事業を前面に出せばですね。だから単独事業、町の独自施策、ここに力点を置くことが僕は大事ではないかなと思っております。そこら辺りについて町長お考えがあればお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 町の単独の政策はもう多分かなりたくさんやっている。当然、単費も相当使っているわけですから、ただ確かに考え方は多分久野議員が言われるところで町は全体的に動いていると思います。なぜかという昨日も給食費の話をしたのですが、町は最初から全部は無理です。ただ国と県がそれだけはまって覚悟を決めるのだったら町も当然覚悟を決めます。先ほどの話と全く一緒に国と県がどれだけか持っていただけということは、それだけの公益的な事業の可能性があるということで、受益者負担も多少はしていただくという基準は残りますけれども、それでも町の費用を充てるという考え方は、今までの全体の事業の流れとほとんど一緒だというふうに思います。私が予算を組むときに中長期の考え方で私は予算審議に臨みます。課長さんたちは全員単年度の要望というか要求をしながら予算を組んでいきます。その差で変わっていくというところでもあります。できるだけ予算を積み上げていただいて納得ができる部分、例えば先ほどガイドラインを決める、もともと町のガイドラインは何でもかんでもちょっと固いといいますか動かさないようなかたちにしてあります。ただそれを先ほど言ったように「国県の補助があるなら」とか「こういう理由があるなら」というところでガイドラインを変えるということは今までも少しずつやってきたようなところがあります。その部分では町として全然取り組んでいけないというわけではありませんし、財調の積み上げも当然将来のためにしていかなければいけないと思って努めて国県の補助だったりとか有利な起債を当然考えてきましたけれども、それがなくなるときには単費で動くようなこともたくさんあります。特に今台湾との交流だったりするところはなかなか補助金もありませんので、あったらいただきたいところでもありますけれども、しっかりその部分で単費を使わせていただく。この部分とかは特に単年度の考えではなくて10年後、子どもたちがどういう感じに台湾の方たちとつき合っていけるのか。なかなか成果は10年後ぐらいなので見込めないかもしれないんですけどそれでも、もともとの中長期的な考え方がなければ予算をつくることもできないというところでもありますので、そういったところは議員の皆様方にも有り難いところでもありますけれども御意見いただきながらやっていくと。それから、それぞれの部分に関して要望を上げていただいて、今までの課題を先送りしないという部分もかなり町ではやってきました。それは今度もそうですが、町道殿町脇戸線あの辺りも少しずつ側溝の辺りが広がってきて通りやすくなってきていると思います。あそこもずっと懸念材料として結構交通量が多いわりには細いし見通しが悪いしっていうところもあります。将来的にはもうめどはついておりますけれども寿カメラさんの横のあそこも広げてというところで、今までの長年の課題みたいなところを。今回、昨年一昨年ぐらいからですけども私も2期目に入って課長さんたちをお願いしているのが「今まで抱えている課題は先送りしないでください」と。それはもちろん補助金はつけたいですが単費を使うことになっても構わないところがあるので、先送りをしないようなかたちでこの2期目で少しずつ展開をさせていただきたいという旨は伝わっているというふうに思いますので、殿町脇戸線のような事業もそうなってきました。ですので少しずつ少

しずつではありますけれども小国中学校の寮に高校生が入れるようにしたりとか、例えば今公の情報ではありませんけれども公立病院の用地を検討するに当たっては、ここがいいだろうなと思うところを地権者の方と先に話させていただいてちょっとめどをつけさせていただいたりとか、そういったところで予算執行する、しないに関わらずめどをつけるようなところ、それから先送りしないようなところで私は実際動いております。単年度事業においては議員の皆様から上がってきた要望をそれぞれの課の中で揉んでいただいて、当然単年度の予算の中に入れる、補正予算の中に入れる。その中で建設部門であれば県の方に入ってきてもらって社交金をつける、つけない。そういった協議。それから財政のほうで起債が使えるのか使えないのか。そういった手順を踏ませていただいて一番最初のスタート地点は単費です。単費スタートではありますけれども、それに様々な補助金だったり起債とかが使えるのであればというところで全体的に「ちょっとここは1年待って、その補助が使えるまで待っておこう」とかそういったのはありますが、できるだけ単年度で上がった事業はその年度で消化できるような方針で課長さんたちは僕と折衝していると思います。ただ、もう御存じのとおり私のほうがそこを止めているとかいうところはひょっとしたらあるかもしれません。ですので私としても今やらなきゃいけないこと、来年でいいのかどうか、といったところはしっかり考えます。来年まで待つと補助がついたり起債が使えたりという可能性が大いにあるところは「ちょっと1年待ってください」と言うかもしれません。というところもありますが、それを考えて中長期の中では頭の中また建設課の職員も含めて課長さんたちも皆んな、材料としては手持ちの材料で持っております。それを予算協議の中で毎年上がってくる、2年目に上がってきたのはさすがに「去年も待ったから」という話をさせていただいて当然組み込んでいきます。そのような中で町の全体的な予算と決算の差引きの部分で少しずつ余剰がありまして、余剰といいますか決算の部分で基金が積んでいるというところでもありますけれども、町の努力としても少し認めていただければというふうに思っております。それぞれ小国町の事業もほかの町ではない事業がたくさんあると思います。特に今、北里柴三郎博士の大河ドラマの誘致を何かうるさいぐらい伝えておりますけれども今約1万2千人ぐらいの署名が集まりました。小国町の人口規模が6千人ぐらいですので、それはなかなか大きいなと思いつながら何十か所か企業を回ったり、この前は猪苗代町さんと提携をしましたがけれども、そういったところのゆかりのある自治体にも回らせていただいて署名活動をお願いしているようなところですかね。博士が2031年に没後100年を迎えると、今から6年後ぐらいですかね。なおかつ3年間ぐらいはもともと決まっているということで、その制作期間を考えるとなかなかちょうどいいのではなかろうかと思いつながらちょっと考えてはおりますけれども。そういったところの北里博士の顕彰事業だったり、鍋ヶ滝バイパスもそうでありますけれども。鍋ヶ滝バイパスも町の懇願であって皆さん方をお願いしておりますが、鍋ヶ滝の場所も個人の所有でありましたので、そのバイパスのカントリーパーク構想の中で、これも20年ぐらいの構想だったと思います。今回は町の所有と

いいですか町の名義に変えることができた。20年来の懸案がこれで終わったわけではないですが、それをしっかりと町のほうで活用できるような体制に持ってきたといったところもあります。それから再生可能エネルギーにつきましては後で最後に少し答えたいとは思っているのですが、再生エネルギーの可能性は相当私はあると思っております。様々な課題が昨日も出ておりましたけれども、その部分も含めてしっかりと今後も取り組んでいきたいと。それからTSMCに関連しての台湾の事業、これは交流が今は主でありますけれども来年度5月から11月までだったかもしれませんが、台湾の民生旅行社といったところと福岡にもありますがドリームインターフェイスという会社があって、お客さんを送る会社と迎え入れる会社があります。そこが連携していただいて約2千人ぐらいのツアーパッケージを組んでいただけることになりました。これもやっぱり土林区との交流の中で生まれてきてずっと産業課が細かく細かく詰めていった結果だろうというふうに思いますけれども、一つの突破口が観光系でありましたのでこういったのをしっかりと取り組ませていただければなというふうに思います。それから先ほど殿町のことも言わせていただきました。あと杖立の川まちづくりといったのが今進んでおります。杖立の河川の治水対策が今現状ですけれども、それを機に全体的に国交省と一緒に回遊性を高めるような杖立のもう再開発に近いぐらい大きな話になっています。先ほど杖立温泉も40軒が10数軒になったというお話もさせていただきましたけれども、これは町の予算は現時点では伴っておりませんが最終的にはつくり上げる中では町の予算にも関わってくるというふうに思いますので、そういった流れになったときには皆さん方にまた上程をさせていただく。今国交省から建設課長みえられておりますけれども、うちは宇野君が建設省のほうに今行っております。この人事交流も改めてこういった川まちづくりであったりとか国への要望とかそういったところも含めて、小国町の職員の中に国交省からの職員が出向している、こういったところはものすごく大きなところだというふうに思いますので、この部分も単年度計画ではとてもできるものではありません。1期目からずっと話をしていたところでございますので、そういった部分で財政の部分、それから事業を考えるとまず事業をどうやらないといけないのか。まず事業です。まず事業を考えてそれに財政をどう充てていくのかというところを考えていかないといけないので、繰り返しになりますけれども私はほぼ中長期の計画で頭の中を常日頃動かしながら人事のことを考えています。それからそれぞれの課長さんたちはやはり大事な単年度のこの流れを汲みながらしっかりと次に回していく。もうこの繰り返しですと7年目を迎えております。この流れで進めていきたいと。久野議員のおっしゃる先ほどの財政の部分で「単年度ベースで考える」、これ非常に大事なベースでございます。考え方は似ているのかなというふうに思います。

以上です。

9番（久野達也君） 今お聞きして少し安心したというかほっとした部分が、まずは単費でスタートすると、単独費で。そしてそれに国県あるいは起債と有利な財源があれば活用するという部分

に触れられておりました。以前私が質問したときに町長の答弁の中で財源ありきのような答弁をいただいたことが一度あったのです。ですから財源ありきになると制度に固守しなければなりませんので、そこではちょっと違うのではないかなと思って今回、独自施策ということで質問させていただきましたのです。ですからある意味、単費スタートでそれに財源を見つけると。大いに努力していただきたいし、それが本来の姿ではないかなとも思います。それで町は当然、予算編成に当たって町長からの予算編成方針等々、あるいはいろんな各課長が一堂に会して優先順位ではないですけども予算の範囲がございまして、その中でどの順番でしていくのか、あるいは町長が先ほど言われたような積み残し事業の整理等。これらは当然重要な部分だと理解しております。最後にちょっと提案も含めて発言させていただきます。町長がよく言われる「All For The Next 全ては次世代のために」ということで町長がよく使われるフレーズです。私も同感です。やっぱり次世代に何を残せるのか。次世代に何をつなげていくのか。ここは現役世代の使命でもあります。ただ同時に伝えるということは、今の施策が町民にとって一定期間安心感のある施策でないといけないと思います。ここは重要だと思います。先だけ見るのではなくて今の現実をどう打破するのか、そして「これを打破すれば将来につながっていくんだ、だからこの政策をやるのだ」と。当然、町長先ほどの答弁でそのお考えは分かったところなのですけれども、ここで1点提案ですけれども、町長これまでも「いろんなミニ集会等に呼んでください。その中でお話しします」ということはよく頻繁に言われておりました。提案したい部分は、町行政が主催する目的を持った行政懇談会。事業を説明することも可能です。また参加いただいた町民の方々からの意見を吸い上げることも可能です。ですから是非ともこの行政懇談会は開催していただきたいと思います。ずっと以前、例えば2年置きだとか3年置きだとかに開催しておりました。ただここ数年来、町が主催する行政懇談会というのが少ないのではないかなと。ということは町民の方々の意見を役場の職員の方々あるいは町長として聞く機会が少なくなってくる。日常生活では当然聞いていますよ。私が言っているのは公式の場としての話です。それらが必要ではないかなと思います。熊日新聞で見られた方もいるかもしれませんが熊本県内のある市では決算審査に付された事務事業評価、職員の方々がつくった事務事業調書、これをホームページで公開しそれに関するコメントをもらう。たしか「12月5日までにコメントください」と書いてありましたけれども、そういったような取組もしている自治体もございまして。それはやはり施策を実施する側の目線だけではなくて、そこで生活する目線を行政は吸い上げたいという部分が多くに含まれているとこの首長さんは書いておりました。是非、町民の方々の声が届くような行政懇談会、まず1回目は参加者は少ないかもしれませんが。ただ参加者が少なかったとしても実施することの意義は私は大きいと思いますので、そしてそのことが先ほど言った独自施策への展開にもつなげることができるかと思いますが、是非御検討いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） ありがとうございます。もう私も2期目の4年目に来年になりますので最後の

お話をする機会もありますし、また皆さん方の御意見を聞くところも大きいので、是非実施の方向で検討させていただきたいと思います。その中でなぜ今期やらなかったのかというところは、もう一番最初でありますけれどもコロナがあったのでやりにくかったというのは正直あります。どこまで人を集めていいのだろうというところの部分、それから2期目になりまして私もかなり町民の皆さん方にいろいろと直接お話を伺う機会ができましたし、組長部長の懇談会の開催であるとか商工会も含めて各団体の皆さんとの意見交換会とか、そういったのをかなり1年間の中で開催ができるようになりました。先日、本当は皆さん方と東京に行って要望活動をしたかったですけれども、この前の要望活動の部分でも各種団体の方々から集めた御意見というのは13団体ぐらいの方たちの意見を集めてお持ちしたというようなところもあります。議長と河津県議には御同行いただきましたけれども。そういったところで一つまた集約ができてきているのではないかなというふうに思っておりました。ただ町民の皆さんに改めて感謝の部分伝えたりとか要望を聞いたりとか言ったところは行政懇談会が一番公式にできると思いますので、その部分ではしっかりと久野議員言われるように取り組んでまいりたいというふうに思います。それからこれまでの姿勢も含めて、やってきたことも含めて、小国町の単年度だけではなくて来年するとしても予算のことだけではなくて、これまで町がしてきたことで「あと鍋ヶ滝のバイパスはどのぐらいかかるでしょうね」とか「これができたときにはどういうふうに効果があらわれると思います」とか、そういったのも含めてお話ができればなあというふうに思っております。それから公立病院の建て替えも今「建て替えたいと思っています」ぐらいの部分ではありますけれども進めなければいけない部分も進めていけないといけないというふうにも思っておりますし、保育園の建て直しもあと10年間ぐらい大丈夫かなあというところもあるのですが、それでも早めにやっておかないといけない部分ではありますのでその部分では、何回か言ったと思いますが、今年度中は必ず議員の皆様にも意見の集約程度で。「程度」と言うと言葉は悪いですけどまだ材料がないのでそれぐらいのお話になるしかない。「どのような保育園がいいですか」とか「場所はどんな感じにしましょうか」とかいうのも考えないといけないと思います。小国小学校の体育館、この辺りも皆さんどうしましょうかというところは、もう財政負担をしてでももう建てかえるというのであれば方法はあります。どうしましょうかと。人間の数も減ってくるから、そういったところは皆さん方と素案の部分では協議をさせていただくことも大事だというふうに思っております。前提は様々ありますけれども将来に向かってしっかりと皆さん方で、皆さん方も1期中の4年目を迎えるわけですから、その部分では様々にそういった懇談会も含めて参加していただいて御意見をおっしゃっていただいたり先ほど言った課題もいっぱいありますのでその部分では御意見を賜って、その次に伝えることができるといいうふうに考えているところでございます。久野議員、後でエネルギーの話だけ最後にさせていただきたいと思いますのでちょっとお戻しをいたします。すみません。

9番（久野達也君） 是非、町政懇談会期待しております。そして議員も当然参加させていただこうとも思います。先ほど言いました、ある自治体ではという部分なのですが、主要事業調書、決算のとき私たちは目にします。そしてそれぞれの課長さんが事業内容等を説明しております。これらの評価というのが、やはり町民の方々にある意味評価していただく部分も大事ではないかな。ですから新聞記事を見たときは「よくやるな」と正直思いました。そして、そのときのその首長さんのコメントが「それを行わないと次年度からの取り組む意味がない」とまでは言いませんけれども「住民目線で行政運営をしたいから」といったようなコメントが書いてありました。もし見ていない方がいたら私スマホで写真を撮りましたのでお見せしても構いません。やはり小国町の姿の中で先ほど町長言われましたような北里柴三郎博士、鍋ヶ滝、それから地熱、やっぱりここはある意味3本柱になってこようかと思えます。今後の部分で大いに活躍も期待したいし「All For The Next」次世代につなぐためにも、そこら辺りのお考えがあれば、最後にお尋ねします。

町長（渡邊誠次君） 久野議員が冒頭一番最初にお尋ねになられた、町の活力をしっかりと保つとといった部分も含めてちょっと最後に答弁をさせていただきたいなというふうに思います。一貫して「All For The Next、全ては次世代のために」という部分はもうずっとその思いで、この小国町を次の世代に、またその次の世代に伝えていけるような仕組みをどうにかしてできないだろうかといったところの思いはずっとあります。そのような中で北里柴三郎博士にしても鍋ヶ滝にしても、ふるさと納税にしてもそうなのですが、特定の財源を税収以外また交付税以外でしっかりと稼いでいく。これは今から先できない自治体はすごくきついです。多分すごくきついです。もう2回言わせていただきましたけれども、そのぐらいに人口の減少のしわ寄せは出てくるというふうに思います。企業さんからの貢献で地熱の恵み基金辺りもそうですけれども、今、企業版のふるさと納税の制度を使っても小国町は規模の割にはかなりの額が集まってきている状態でもありますので、その部分の特定財源をしっかりと今後使える仕組みをつくっていく。この部分は大事だろうというふうに思います。先日、熊本県の主催の地域未来創造会議というところが阿蘇で先週ありました。その中で阿蘇郡市のそれぞれの施策が出ております。高森町さんとかは子育て応援、移住定住促進事業、すごいです。もう生まれてから大学に入る奨学金の制度まで、すごい充実しているのです。でも、これができるのだからって何でか。特定の財源があるからです。町の財源だけでこれを行うと小国町の場合はお金が多分すぐなくなってくると思います。また阿蘇市さん、小国町もちろん私も発表させていただきましたし南小国町さんは仕事コンビニを中心とした関係人口の創出とか人手不足の対策だったりを説明していただきました。小国町でも北里博士の話とか台湾の話とか西里のサテライトオフィスの話だとか、そういったところもさせていただいたのですけれども、全ての皆さん方でやっぱり根幹にあるのは財政的な部分にあると思います。もう思い切ってやろうと思ったら財政の余裕がないとできない状態でありますので、

今の現状小国町の中で稼げる仕組みがあるのであれば稼いでいく仕組みをつくっていく、これは大前提としてやらなければいけないというふうに思っております。その中で1点、再生可能エネルギーについては多分、熊本県内でも有数のポテンシャルを持っております。それはなぜかという九州電力さんが水力発電をやっておりますが、この九州電力さんと話をするというのはなかなか難しいかもしれませんが、地熱発電所を代表させていただいて風力、太陽光というふうにありますけれども、やっぱりベースロードといいますか24時間しっかりと同じぐらいの基準で電力を生み出していく地熱発電があるからこそ、小国町は今後を考えるとどこにあると思います。町の大きな転換といいますか大きな舵の部分もありますので、今は基礎というか先ほどの公立病院の話にも土台にも上ってないような状況でありますけれども小国町のエネルギー戦略、これは今年もそうですが考えながら来年もしっかりちょっと考えをまとめていきたいなというふうに思っております。もちろん議論をする前の段階でもありますけれども、小国町では先ほど言いました様々なエネルギーの電力の需給量の数倍の再生可能エネルギーを現在でも生み出しております。現時点での固定買取り価格制度FITとかFIPとか言われるところでもありますけれども、ちなみに現在の一般家庭で電気代は1キロワット当たり幾らぐらいだと思いますか。1キロワット当たり大体31円ぐらい。大体ですよ大体ですけども、これが発電のコストは、それは火力とか地熱とか太陽光とかいろいろ再生可能エネルギーを含めないでもたくさんありますけれども、8円から40円ぐらいの幅があるのです。この差額が電力売買の対象になるのですけれども、いずれこの固定買取り価格制度は終わります。地熱発電所は40円ぐらいで成り立っているわけですけど、これが低くなった場合非常に厳しくなるのかなあと言ったところもありますし、小国町ではネイチャーエナジー小国という小国町の電気を買って売るところがあります。そのような中、考えていくのであれば先ほどの小国町3千200世帯で考えると、今の再生可能エネルギーといいますか小国町の地熱発電所の部分だけでも、5千キロワットで8千世帯分の電力に相当するところがございますので、2千キロワットと5千キロワットで7千キロワットありますので、それに換算すると1万1千世帯と考えると十分にあり得るのではないかなというふうに思っております。ずっと前からあります地域循環共生圏事業、この部分に関しても可能性はまだ残っているというふうに思っておりますし、先ほど言ったように固定買取り価格制度も終わります。その部分では町の中でこの可能性をしっかりと追求して、研究といいますか土台に乗せるぐらいの段階にはもう来ているのかなというふうに考えているところがございます。また先ほどの7千キロワットで1万1千世帯ということでもありますので、その部分に関しましては余剰な電力を売電するという可能性も残っております。当然、課題もいっぱいありまして維持管理もそうですし電線とかをどうするのかといったところもあります。まずは脱炭素の先行地域を小国町の中で指定を受けると5年間ぐらいの予算がつくのですけれども、大体10数億円の予算の可能性もありますし国の支援を受けることもできます。その方向性だったりというところを今考えるに、地域循環共生

圏事業はもう何となく夢物語みたいなところがあったかもしれませんが、多分もう地域の地熱発電の方たちは可能性を見いだしていると思いますし、町としても可能性はゼロではないというふうに思っております。地域のための地産地消の電気。この31円が28円でも27円でもなると1年間でも相当変わってきますので、その部分では一番ポテンシャルがあって、なおかつこれからの制度が変わっていくこと、そして町の財政の部分だったりというのを考えると小国町の中でしっかり地産地消の電気を使っていきながら、もちろん熱源もありますので熱を使っていきながら、しっかりと脱炭素先行地域を目指しながら可能性という部分でありますけれども考えの中に戦略的には一つ入れていいのではないかなあと。協力をたくさん仰がないといけませんけれども。なかなか難しい選択でございますし先ほど言った公立病院とか保育園だとか様々にありますので財政は幾らあっても足りないかもしれませんけれども、そういったところでは特定の財源もつくりながら、また地域の人たちの暮らしの負担この部分も考えていたり、やはり火力発電所由来や原子力ではなくて再生可能エネルギー由来の電気を小国町では全員が使っているという自負も含めて、そういった地域循環共生圏を目指す小国町のスタイルもあっていいのではないかなというふうに。これが実現すると数十億円の規模にはなると思いますけれども、町の財政も地域の方々の電気の部分も変わってきますので暮らしの負担も若干違ってくるのかなというふうにも思っております。そういったところの積み重ねが必要なのかなといったところで最後の答弁とさせていただきます。

9番（久野達也君） 町長から熱い答弁をいただきました。小国町が熱くなるように燃えるようなそんな町になれることを願っております。そしてそれは、生活する町民の方々が活力がなければ到底到達できないとも思います。目線を住民に向け、あるいは日々の生活で気づきを大事にし今後の飛躍を期待しております。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は13時から行います。

（午前11時41分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 本日傍聴席に県立小国高等学校の地域連携の担当の野村卓馬様がおいでいただいております。今、小国高校で一生懸命なっております未来留学のアドバイザーでもございます。顔のほう覚えておいていただきたいと思います。

1番、江藤理一郎議員、御登壇願います。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

では今回の12月の定例会一般質問、最後の質問者として質問させていただきます。どうぞよろしく願います。私が質問する前に資料の配付をお願いしてもよろしいでしょうか。やって

いますか。ありがとうございます。今回は人口が減少していくことへの対応と対策について、主に出産・子育て支援、公共施設の運用、それから住居対策、コンビニ誘致についてお尋ねします。

その前にちょっと通告外ではありますが、一つ町長に質問したいことがございまして、よろしいでしょうか。この質問内容とは全く別のことなのですけれども、今回の贈収賄の事件について逮捕、起訴されているというところで、同僚議員からもそのことについての質問が相次いだと思います。内容を見てみるとやはり法的な部分であったりとか、あとは職員内での統治であったりとか、それから意見の集約などができること、そういったものが今後課題になってくるのかなというふうに思ったところでした。そこで他市町村、特に阿蘇郡市の市町村では副町長、副村長、副市長などを置いているところも今は増えてきたと思います。その辺りにつきまして今後、町長が特にトップセールスをされて東京に行かれることも多いと思いますし、国会議員の先生方に要望であったりと政治的な動きを活発にされておりますので、そういったところで外に出られているときに中での統治役として副町長を置くようなかたちについてはどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。町の統治というところではありますが、可もなく不可もなくといったところで考えております。小国町は置いておりませんが、あとは南小国町も置いてないです。ほかの自治体は大多数が置いている。県から来られる職員の皆さんとかもちろん国とかも。前はひょっとしたら県から来るよりも国から来る副町長さんとか副市長さんとかのほうが多かったかもしれませんが、今そのような流れの中で確かに県庁から副町長を迎えるということは一つの方法でもあり国から迎えることも必要で。先ほどの今から考えるに当たってのエネルギー戦略みたいなのを考えるのであれば、やはり環境省や経済産業省、総務省辺りから迎えて副町長にまずその一端を担っていただくという任務といたしますか、それを実現させるための、というところは可能性としてあると思います。それから課題といたしまして県との連携というところでは、やはり県の職員を迎え入れるほうがもちろん連携はできますので、そういったところに限ってはやれるところも多いと思います。ただ今の現状から考えるに施策の中でいろいろ困っている部分は国交省の部分が実は多くて、その部分では副町長というわけではありませんけれども職員に国交省から来ていただいているというところで、非常に私としても九州地方整備局含めたところで相談だったりとか職員等を通じて様々な部分で連携をさせていただくことがあります。地域で今、杖立の川まちづくりの中でイベントをするにしても九州地方整備局の久留米の河川事務所だったり久留米のダム統管辺りと連携させていただいておりますので、その部分で人がいればその人を中継させていただいて様々な施策に運用・展開することができるというふうに考えております。議員の皆様方でこれからどのようにお考えになられるかというところはありますが、町の制度としても「副町長を置くことができる」といった部分がありますので、その部分では何かお願いを町からしなければいけないときはお願いさせていただきたいと思っております。今の現状、来年度置くという考えは今のところはありませんけれども、その展開によ

ては途中でも皆様方にもう本当に町単独ではどうしようもないといえますか、そういったところで考えが及ぶのであれば、また議員の皆様方にお示しいただいて御提案をさせていただくというような考えで今のところはいるところです。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） それでは町長の御答弁をいただきましたので通告どおり質問をさせていただきます。

まず先ほどお話ししました人口減少のことについてですけれども、まず小国町民共通の認識といたしまして最大の課題は口をそろえて言われるのが人口減少です。地方自治の中では各自治体に権限が委ねられ、自分たちの地域のことは自分たちで責任を持って決めて運営するとなっております、地理的・財政的な要因などにより自治体間で差が生じてくることもございます。皆さんにお配りさせていただきました資料を見ても分かるとおり、小国町は2005年からのこの20年間で3千人近くが減少しております。人口は当時の3分の2になりました。また減少率はここ数年で12%台にまで上昇しております。その他の自治体を見ていくと南小国町は2013年の時点では減少率11%で小国と変わらなかったのですけれども、2025年、10数年たった後では今6.6%の減少率ということで減少を抑えられている傾向が見られます。また小国町と同様、減少率が高いのが産山村です。2019年まではマイナス5%の減少率だったのですが、2025年では13%というかたちで大きく減少が進んでいる状況です。また近隣で隣の町でいきますと大分県になりますけれども九重町、こちらに関しては減少率が10.5から8%台ということで少し減少を抑えられている傾向も見られるようです。このような周辺自治体の中でも人口減少率が小国町は高いほうであります。今回対象としている2019年という年代は、私自身が議員にならせていただいた年の5月時点での人口であります。減少に歯止めをかけられなかったことに対し私自身そして行政のチェック機能、決定機関である議会としても重く責任を感じる場所です。そこで今回は行政執行部である町長を始めとする町役場が、この現象について現状をどう捉え、どのような対策を講じようとしているのか伺いたいと思います。まず、小さい子どもの人数について。コロナ禍を過ぎまして、ここ数年生まれる子どもの数が小国町だけではないのですけれども全国的に地方自治体では急激に減っていると聞きます。特に小国町においても今年度は出生者数が1桁台になるのではないかとということも耳に入ってきましたので、5歳以下の年度別人口、それから宮原・北里保育園の年代別の人数についてお尋ねし、もう一つ、令和7年度の出生予定数は何人かということもお尋ねしたいと思います。お願いします。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから5歳以下の人口の推移について報告させていただきます。年度別で過去5年間分を報告します。令和2年度末が276名、令和3年度末が270名、それから令和4年度末が233名、令和5年度末が214名、令和6年度末が175名となっております。今年度末、令和7年度末の見込みにつきましては、出生者数今のところ7名ですが、

今後の状況で17名と見込んでおります。それから1歳が23名、2歳が15名、3歳が28名、4歳が38名、5歳が29名、ということで合計の150名ということで推計しているところでございます。

保育園長（室原由美君） 私のほうからは保育園の園児数をお知らせします。現在、令和7年度宮原保育園は5歳児が29名、4歳児が17名、3歳児が20名、2歳児が20名、1歳児が6名、0歳児が11名、計103名となっております。北里保育園は5歳児が9名、4歳児が7名、3歳児が13名、2歳児が3名、1歳児が2名、0歳児が3名となっております。合計は両園合わせて140名となっております。

1番（江藤理一郎君） やはり人口の減少、特に子どもの人数がちょっと前までは今年度の小学校1年生の入学数が50名を超えていたかと思うのですが、もう既に次の次の年からは30名を切るというような数字になってきているかと思えます。また2歳児以降がもう20名を切っているような状況でして、今年度につきましては辛うじて10名以下になることはなさそうではあるのですが17名ですかね。こちらについても非常に厳しい状況ではないかというふうに思えます。先ほど小国高校の話も少しありましたが高校存続ということについても、この数字を見るともう1クラスが確実になくなってくるというような状況かと思えます。このままでは近い将来、子どもがいなくなるということも考えられます。小国町がこれまで行ってきた出産及び子育て支援策については、どのようなものを行ってきたのか御答弁をお願いします。

福祉課長（宮崎智幸君） 子育て支援策ということで、どのようなものを行ってきたかということでの御質問にお答えさせていただきます。議会で毎回、子育て関係の御質問いただいているわけで、そのときにもお答えさせていただいておりますけど、まずは福祉課のほうでは妊娠期から就学までそれぞれ切れ目なく子育て支援ができるようにということで、まずは体制の部分として令和6年4月に子ども家庭センターのほうを立ち上げております。これは母子保健それから児童福祉機能を合わせて支援を行っていくというようなセンター機能になっております。それから妊娠後は母子手帳の発行それから各種妊婦健診、歯科健診それから産婦健診等を行いながら妊婦の相談、受け付け辺りを充実させているところです。それから出産後につきましては、産後ケアそれから新生児の聴覚検査であったり1か月健診などで、母子ともに異常とか病気とかそういったものの早期発見に努めております。あと2か月児の家庭訪問それから3か月、4か月の健診であったりとか、そういう健診の部分にも力を入れております。令和7年度から5歳児健診も新たに始めております。これは県内でもまだたしか5町村ぐらいしか始めておりませんので先行的に始めさせていただいております。あと経済的な部分に関しましては、御存じのとおり児童手当であったり児童扶養手当、それから高校生までの医療費の助成、多子世帯の出産祝い金、それからこのとり支援事業辺りも行っております。決してほかの市町村にも引けを取らないかたちで支援はできているのではないかというふうに思っております。ただそういった中で何度か私のほうも答

弁させていただきますけど、保護者の方は今共働きが非常に多いです。そういった中で一番求められるのは子育てしやすい環境ということで、共働きをして子どもを預けて安心して仕事ができるということではないかということで、保育園での預かりであったり一時保育、それから延長保育であったり、あと子育て支援拠点もそうですし小学校の放課後の預かりのほうも今土曜日まで預かりのほう行っていますし、そういった部分はもっともっと力を入れていくべきではないかというふうに思っております。経済的な部分でお金がもらえれば保護者さんにとっては非常に有り難いことかもしれませんが、それ以上に相談体制であったり今言った仕事しやすい環境をつくるということのほうももっと大事なことでないかというふうに思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 御答弁の中で、経済的なものよりもやはり支援をすとか子育てがしやすい環境をつくるということにつきましては、本当にそのとおりだと思います。医療費助成など当時こういった施策を取り組んだときはとても先進的な取組だったと思いますが、今ではどこの自治体でもやっているものになってしまったため出産子育てに力を入れているというイメージは薄いのですが、私自身小学生2人とそれから中学生1人の子どもの子育てをしてしておりますが、実際3人目の30万円の多子世帯出産祝金であったり、それから18歳まで医療費やそれから薬代までも全額助成していただける手当については、とても有り難い、子育て中の保護者としてはとても助かる制度であるなというふうに私自身も実感しております。ただ、こういった施策がなかなか見えにくい状況かなと思います。ホームページを見ても、この施策があまり最初のほうに出てこないです子育てのところでも。助成金、町の補助の一覧などの中で出てきたりもしますが、もう少し大きくアピールをしてもよいのではないかと思います。これは子育て政策だけではなくやはり「小国町に住むことがこんなにいいんだよ」というのをもうちょっと町としてもアピールすべきかなというふうに思います。そちらについても御答弁いただきたいのですが、大きく子どもの数が減っているということにつきましては、これまでの支援ではやはり足りていないということではないかとも思われます。出生数は年間17人ほどになってきている今、出産しようと思えば大津や日田市まで通院しないと子どもを産めない厳しい状況でもあります。例えば、この多子世帯の出産祝金につきましても今後増額をするなど、それから成人するまで切れ目のない支援を考えるなど、節目節目、保育園入園それから小学校入学、中学、高校などと節目があると思いますので、そういった対策など支援のところにつきましても是非検討をお願いしたいというふうに思います。また私自身、以前の一般質問でもお話をさせていただきましたが、スクールバスなどは中学生も乗れるようになったのでかなり助かっている保護者は多いと思います。子どもの送り迎えで何回でも学校に来なければいけない、それから習い事についても、これは親それから子どもの意向によるものなのでしょうけれども、そういったもので何回も小国中を回って

るような保護者を多々見かけますし、そういったお話も聞いております。働きやすい、そして子育てしながら働けるという環境をつくっていくためには、そういった交通面の支援というのも検討していただきたいと思いますが、その辺りの支援について、それからホームページなどで大きく掲載することについてはいかがお考えでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） ありがとうございます。まず周知・広報の部分につきましては今現在ホームページのほうにもかなりの部分では掲載しておりますけど、それが分かりにくい部分であったりアピールするポイントを絞って再度ちょっと見直しのほうは行いたいというふうに思います。それから多子世帯出産祝金であったり節目の祝い金につきましてはですが、実は私もいろんなほかの自治体関係の子育て支援策というのは興味がありまして、いろいろと情報を取り寄せて実際にその自治体の課長さんに直接お尋ねをしたりとか、そういうことも行っております。確かに言われるようにさっきも申し上げましたけど、お金の部分で経済的な支援の部分充実させるというのも大事かもしれません。もちろん保護者の方もそれはいただけるものは本当に有り難いだろうというふうには考えております。実は町長ともそういった話を実際にちょっとしたこともあります。全然考えてないわけでもありませんし、そういうことでしっかりそこら辺りも、すぐやる、やらないではなくて、検討といいますか勉強する必要があるというふうに考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） すみません、課長に気を使っただけでした。話はもうずっと実はしております。そのような中で昨日と今日でたくさんお話をさせていただいたのですが、どの分野にどれくらい支援をしていくか、これはかなり大きな問題になると思います。1回支援を始めると恒常的に続けなければいけないというところなので、一番大事なところは恒常的な特定な財源、これを見つけるといったところも含めて同時に考えなければいけないというふうに思っております。ここ最近ですけれども企業版のふるさと納税という制度もありますし、基金も地熱の皆さんだったりとか小国に事業所がある部分も含めて寄附をいただいたりというふうにもしております。その部分辺りも含めてどのぐらいの金額が税収ではなくてそういった特定される財源として使用できるのかということも少し考えさせていただきたいと思いつつながら、その担当課、教育委員会もそうですし福祉課もそうです。様々なところでもう産業でもそうですが、どういった特定財源をどういったところに絞って使っていくか、そういった考え方は非常に大事であろうというふうに思います。江藤議員おっしゃられるように人口減少につきましては、町長としても大きな責任を痛感しているところでございます。人口流出等々それから少子高齢化、これなかなか歯止めが効かないところでありますけれども、私の指導力不足といったところも間違いなくあるというふうに思っております。そのような中で、その財源をどの分野で使うかというものともう一つ、例えば今回今年度、来年度使うよりも、その後をお願いをしたりするほうが効果的に使ってもらえるのではなかろうかとか、私もちょうど任期が変わりますので来期出るか出ないかは別として

も、次の町長がその財源を使うことによって「今度の町長はえらい変わったぞ」みたいな話になると注目度も上がってきますので、その部分では人口の減少に歯止めがかかる可能性も続けてやるよりも少しはあるのかなという考え方もあります。その部分では財源は基本的には仮に単年度だったら続くと思いますけれども中長期の中で恒常的に使っていくために次はタイミング、これは見計らわないといけないというふうに思います。先ほど久野議員にもお示ししましたけれども阿蘇郡市の地域未来創造会議の中でももう一番は高森町さん。これを見ていただくと分かりますが、切れ目が本当はないです。ですがこれを財源としてしっかりつくっていかうと思えば非常に額的にも大きなところがあり、逆に高森町さんはこれをやれるということはそれだけの財源、基金を積み上げているということでもございますので、そういった部分ではしっかり見習わせていただいてもおります。ただ同じようにできるかどうかは別の問題でございますので、様々に考え、そして尊敬する施策がたくさんあります。議員の皆様と研修に行ったりしながら私もこういったところでは何が一番効率的なのか、しっかり考えさせていただきたいと思います。

1 番（江藤理一郎君） 今御答弁いただきましたので、様々な対策を御検討いただきたいと思いません。

次の質問としまして、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化をしようとする中で、子どもたちや保護者が関わる公共施設の有効活用について、特に今回は子育て支援拠点のカンガルーのぽっけや小国小中学校の体育館について伺いたいと思います。まずはカンガルーのぽっけについてですが、カンガルーのぽっけは小国町地域子育て支援拠点として、恐らく20年以上前から設置されているのかと思われませんが、子育て家庭に対する育児不安等についての相談、子育てに関する情報、学習会やイベントなどを行い、地域全体での育児支援を図り子どもの健やかな育ちのお手伝いをする施設となっております。対象者につきましては未就園児及びその保護者や家族となっており、現在、旧北里小学校の施設の一部を使用しているかと思えます。先ほど5歳以下の年度別人口について説明があり子どもの人数が急激に減っている中で、町内各施設の効率的な運用の検討が喫緊の課題になっていると思われまます。その中でカンガルーのぽっけについて伺いたいです。まず、カンガルーのぽっけについて、年間を通して大体平均で何組、何名が利用しているのでしょうか。また旧北里小学校の施設に設置された理由というのは何でしょうか。

保育園長（室原由美君） お答えします。

カンガルーのぽっけ子育て支援拠点の利用者の推移としましては、2024年度後半は1日7組を超える利用者数となっていました。今年度は出生数が減ったことと併せて子どもの入園に伴い利用者数が減っており、今のところ1日の利用者数は1日平均3組前後となっております。まず、カンガルーのぽっけは宮原保育園で2003年度に開設されたのですが、2009年度に旧北里小学校低学年棟に移転開設いたしました。その当時は新たな施設を探すというよりも現存の施設で余りお金をかけずにとということで、そこに設置されたのではないかと思います。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） はい、分かりました。2009年から北里小学校の施設に置いているということで15年以上がもう経過しているかと思えます。時代も15年で大きく変わってきておりますし、子どもの数もその当時から比べると3分の1ぐらいになっているのかと思われまので、答弁ありました現在では1日3組ぐらいということは保護者の方と一緒にこられたとしても6人以上ですかね。そのぐらいの利用であるということです。では、そもそもこの北里小学校に置いた経緯というのは施設がなかったからだと。ただ現在においてはどうなのかということになるかと思えます。そもそも人口の多い、そして子育て世帯が多く住む小国の中心街の宮原地域、特に5年ほど前に新設した宮原保育園の年長棟や町民センターなどは保護者にとって利便性が高く、より多くの子育て支援を受けたい親子が集まるのではないかと思います、これまで検討されたことはございますか。あと懸念点等あればお伺いしたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） 旧北里小学校に今、支援拠点があるわけですが、もう数年前から私も子育て支援拠点は宮原のほうにあったほうが便利がいいのではないかというふうに考えて検討も行っておりました。なぜかという部分につきましては、もちろん利用者も宮原のほうが利用しやすい。それから役場に近いほうがいろいろと相談事があったときに次につながりやすいかなというようなこともありまして、先ほど議員が言われた宮原保育園でできないか、それからこの町民センターでできないかということについても検討を行っております。しかしながら子育て支援拠点については不特定というか誰でも来られる施設ということで親子が気軽に来られる施設ということ考えると、もちろん余り不特定多数の方と接するようなどころではないほうがよかったり、駐車場の確保であったり子どもの安全性、そういった部分を考えると例えば宮原保育園であると今の園児との区分けの部分に少し課題が残ったり、駐車場の問題。仮に区分けをしたとしても、そこに行くまでの通路の整備であったりそういったことも必要になります。宮原保育園は今後建て替えのほうも検討していかなければならないという中で、そういう移設を今のタイミングでやるべきかということ考えたときに「今ではない」というふうに判断をしております。あと宮原保育園それから町民センター、そのほかにも空いた施設とかそういったものもお金をかけずにできないかということで探したこともあります。最終的には、やはりもう建て替えの話がこれだけ現実的に出てきた以上は、今の旧北里小学校跡をうまく活用しながらその建て替えの時期に合わせて今の宮原保育園であったり小学校近辺だと今の保育園に併設したかたちで移転できていいのかなというふうに考えております。

1 番（江藤理一郎君） 町民センターについては検討されたと思いますが、そちらについて今のところ足踏みしている理由というのをまたお聞かせいただければと思います。宮原保育園の改修というのも大きい理由かとは思いますが、宮原保育園については何回も議会の中でも話があって、たしか耐用年数というかあと10年ほどはまだ建て替えなくてもよいというようなお話が

あったかと私もちらっと記憶しております。その10年の間にもう子どもがどのくらいになるのかというの大きなポイントかと思えますし、それからこの後私も小中学校の体育館についてもお尋ねしたいと思いますが、小中学校体育館の兼ね合いも関わってくるのかなあと。保育園それから小学校中学校の在り方、その配置の仕方なども関わってくるのかなと思えますので、一括した審議というかできれば執行部とそれから議員との間でまたこの意見交換などができると。それと現場の先生方含めて意見交換などができると良いのではないかと思います。では町民センターの件はどうでしょう。何か設置できないような要件があったのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 具体的に町民センターで考えられる場所といいますと1階のロビー、多目的ホールになるかと思いますが、当然この町民センターも利用頻度は非常に高いような状況で、あのスペースを全て利用するというのは非常にほかの使用に影響を及ぼすという部分が一つあります。狭いスペースですという方法もあるかもしれませんが、せっかく支援拠点ということで子どもたちがそこに来ている程度自由に遊べるような空間、そういったものも必要かなというふうに考えますとなかなかそのスペースがとれない。それから安全面を考えますと多少改修であったり、それから当然不特定多数の方もたくさん出入りする中で、その区分けの部分に少し課題が残るということで、ちょっと断念をしたというようなところであります。それから宮原保育園につきましては今建築後39年経過ということで、当然子どもの人数も減っていく中で建て替え時期にはそういった部分も加味しながら建て替えのほうを行っていくわけですが、そのときには実は今北里保育園と2園で一応保育を行っておりますけど、北里保育園も将来的にどうするかということも併せて考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 町民センターにつきましては1階の部分は利用頻度が高いと。確かにそうかと思えます。では2階の部分を使っていくというのも、今が平均して1日6名ほどでしょうか。今後、出生者数がまた減ってくるというところで、今の0歳児の子どもたち、今年度の子どもたちを見ると今来ている子どもたちもまだ減る可能性が十分にあり、そこまでのスペースが必要になってくるのかも兼ね合いがありますし、例えば1か所、2階の部屋を子育て支援拠点として置いておいて、あれはたしかつなげられるようになっていきますよね、パーティーを取れば。もし利用が多いとき、それからいろんなイベントをやりたい場合は、そのようなスペースで広げるというようなところも考えられるかと思えます。またこちらの町民センターだけに固執せずに宮原でも例えば縁屋さんとかいろんなカフェであったり、子どもたちそれから保護者の方が話しやすい場をつくれるような空間というのはあると思えますので、もし何かほかの利用がある場合はそういったところを利用するとか地域一体となって広く見て、子どもそれから親御さんが来やすい拠点というのをつくっていくのも検討していただければいかがかと思えます。また宮原保育園につきましても確かに通路などの話で考えないといけないと思えますので、奥にある年長

棟を利用するというのはなかなか難しいところあるかと思います。年長棟のほうは年長とか大きい子供のところで使っていきながら手前の今ある園舎のところのどちらかを使うとか、そのような検討はなされてもよいのかなと思いました。あと北里保育園につきましては、子どもが少なくなるにしたがって保育園の在り方というのは検討されなければいけないかと思っております。ただ現状子どもを通わせている保護者の方々、そういった方々からもしっかりと意見を汲み取っていただいて検討していただきたいなと思います。

町長（渡邊誠次君） 北里保育園はそういう話の流れ上、宮原保育園を新築したときに北里保育園をどうするのかというお話が一旦上ってはおりますけれども決定事項ではありませんし、そういったところも踏まえて皆さん方にお示したいと思います。それから皆さんと一緒に岡山県の奈義町に行ったときに、あそこが前室ではないですけど子育ての拠点があって子どもたちが遊ぶ中で宮原保育園の前に前室みたいなものがあって、その前室にカンガルーのぽっけとか、逆に待ち合わせ場所といいますか保護者の待機場所も含めたようなところがあるといいなというのを奈義町に行ったときにその場所で皆さんとちょっとお話をさせていただきました。そのように全国の自治体で様々にこういった保育園の運営も含めてもう今例がたくさん出ております。今ちょっと話に聞いたところによると、おむつのサブスク、それを企業が応援するといったような動きもあるみたいなので、それができるのであれば町としても導入させていただきながら議員の皆様方にお示しをさせていただいて宮原保育園をどうやってやっていくのか。カンガルーのぽっけはそう考えてくると、その後にはこちらのほうに来たほうがいいかなというふうには思っております。それから教育委員会とも実は前から話しているところで運動場の広さとかも兼ね合いがあるので一様には言えないんですけど、いろいろな決まり事があるのでできるかできないかは別にして、保育園の一番年長さんは小学校のほうでちょっと見られないかとか、そういったところの部分が出てくると園児が減っておりますので場所的にスペースができるので、そういった動きもできるのかなというふうには思っております。様々考える中で今の時代に合わせたようなかたちで話を進めさせていただき、根本的に変えるときは新築といったところで考えさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 意外と時間がたってしまいましたので次に行きます。次に小中学生の児童生徒数がこちらでも減少する中で以前、私の一般質問で小中学校の校舎を一つにまとめ教員が相互で子どもたちの教育に当たることができる義務教育学校移行を御提案させていただきました。その理由としては小中学校の各校舎や体育館が老朽化でそれぞれ改修が必要な中で、それぞれに改修費を投じるのではなく一つに集約し、子ども議会でも何回も上がっていますが例えば校舎のエレベーター設置であったり体育館のエアコン設置など、世の中の流れに合わせたかたちにしていくことが求められているのではないのでしょうか。そこでここでは小中学校の体育館について伺い

ます。温暖化、熱中症対策で体育館内に空調を整備する自治体が増えてきております。国からも公立小中学校の体育館にエアコンを導入するための補助金制度が整備されてきました。児童生徒数が減少する中で体育館の集約化、例えばもう今の小学校体育館のほうが古いので中学校のほうに全部集約させるとか、そういった整備などについてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（村上悦郎君） ありがとうございます。エアコンにつきましては事務局長のほうからということで、まず小学校の体育館ということですが、小国小学校の体育館、社会体育の活用と学校体育としての活用と二つ併せて考えなければならないのかなと思いますが、現段階では小学校の体育館を建て替えというのは考えていません。学校体育、先ほどから出ていますが児童生徒の減少を見越して使えなくなるということはないと思うのですが、小国中学校の体育館とドーム辺り。先ほどから人数が出ていますが、今度は学級数というところでちょっと見させてもらいたいと思います。小学校就学予定者数。来年度1年生が42人、令和9年度が29人、そのあと令和10年度38人、それから28、15、23、7というような数字なのですが、これは35人を下回ると1学級なのです中学校も小学校も。そういうことで今の数字でいきますと令和10年度が38人であろうじて2学級ですが、その後35人を大きく下回るということで小学校も1クラス、中学校もそのまま上がります。1クラスずつというふうになりますので先ほどから何遍も出ていますように、このような状況を踏まえて町の学校教育の在り方、施設設備維持修繕の検討を行わなければならないと思っています。先ほどありました、うちは小中一貫教育というのをやっていますが今見直しを行っています。新しい時代のということで。そして先ほど江藤議員からありました義務教育学校で小中併設型というのを今考えています。検討も教育委員さん辺りと来年度の予算に研修、視察等で「取り入れるには」というところで検討を始めたいと思っています。先ほどからありました校舎辺りにも数年後には先ほど町長から懇談会とかいうような言葉で出ましたが、教育施設のトータルな検討を考えて無駄のないところでの人数。結局、学級数が中学校と小学校と合わせても11、2ぐらいしかないのに今の校舎の教室の数がたくさんあります。その有効活用辺りも予算を合わせてトータルで考えていくという時期に来ていると思います。そして小学校の人数、中学校の人数もあるのですが、その先にある高校というのも本来は。この前の9月議会にありましたように来年度の高校入学、未来留学というところで1人でも増えるようにとありましたが、私立高校無償化というのが来て大きな課題となっているのです。人数も減っていきますのでよっぽど魅力のある学校そして小国の子どもたちはやっぱり小国高校に行くとか、よそからもというような魅力ある伝統ある学校をつくっていかないといけない。高校のところも今しかないというふうにならざるを得ないところを感じているところでもあります。

私からは以上です。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 私のほうから学校の体育館の空調整備というところでお答えしたいと思います。話の中にありましたように子どもの人数が、すごく減るような状況でありま

す。小学校の体育館も以前、大規模改修でちょっと計画を立てたときに工事費が2億3千万円という数字もありました。その中で内部で協議したときに、もう子どもも減ってくるというところで中学校に集約化したらどうかという話もございました。そういったところも含めて今後は維持補修をしながら、そういうときが来たときにはまた集約化のことも検討しなければならないと思っております。空調につきましては、議員もおっしゃったとおり昨年度の補正予算から措置しております。令和15年度まで計画するようなかたちになっております。今年の令和7年5月1日現在で国の体育館の空調設備の設置率、これ体育館の整備率ですけれども全国平均で小学校が22%、中学校が23.7%となっています。熊本県内につきましては、ちょっと低くて小学校は10%、中学は17.6%となっております。体育館施設は最終的な避難所指定にはなっていませんけれども、そういったところになることも想定されますので、インシャルコストやランニングコスト辺りを考えながら今後整備を検討していきたいと思っております。まだ大規模な整備はちょっと来年度予算辺りは計上しておりませんが、スポットクーラーとか大型扇風機辺りを整備して、まずは子どもたちのそういった熱中症対策辺りの環境を整備したいと考えております。

1番（江藤理一郎君） 年々暑い日が増えております。熱中症対策としても空調の早い設置のほうをお願いしたいと思います。

次に住居についてのお話です。こちら人口減少対策の関連なのですけれども7年前の一般質問で町有地の活用として、若い人が小国に住んでもらうために町有地を宅地として分譲する提案をさせていただきましたが、現在まだそのようには至っておりません。もともと宮原地域で家を建てたいと考えている方は常にある一定数存在しておりますし、お店も建てたいという方もいらっしゃいます。現に宮原、切原地域とそれから北里の尻江田の境にある土地を町民の方が宅地にして分譲したところ、4件の購入申込みがあって既に3軒の住宅が建設されていると思っております。阿蘇郡市の近隣自治体と比較しても小国は減少が多いので、定住につながる住宅建設、土地の分譲は若者を残す、そして戻ってくるきっかけになると思われまます。町有地の分譲それから住宅、アパート建設に対する補助金、一戸当たり例えば100万円、アパートであれば1部屋など人口減少対策そういったものを検討していかないと人がいなくなってからでは遅いと思っておりますが、そのようなことはどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど御答弁させていただきましたとおりタイミングの問題だというふうに思っています。その施策の中で、どの範囲でどのぐらいの金額を使うか、ここが大事なところかなと思っております。ただ1点、江藤議員に資料提出していただきましたけれどもこの人口推移の中で、皆さん思われていることは実は熊本市内に近いところは子どもたちも含めて住まれているのは熊本市外だけど、学校は熊本市内に行っているとか。そういったところのそれぞれの自治体の課題があると思っております。ということもありますので要は家を整備したりとか様々な施策を展開したりする中で、繰り返しの答弁になりますけれども「どこにどのぐらい使うか」、これはそのときの政

策判断だというふうに思います。どうしても今の時期にそういったのをしたほうがいいというのであればまたお示しいただいて話を進める、またはちょっと次に見送る。そういったところの考え方はしなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） ありがとうございます。

では次、空き家につきましても人口減少に伴い今後増加の傾向にあります。移住希望者はこちらの資料にありますように受付数が年度ごとにありますし、それから実際に移住した数それと例えば住居が整っていれば移住したであろう世帯人数も今回掲載させていただきました。住居さえ見合えば、この辺りの方々は小国に住んでいたというような傾向が見られます。移住希望者は資料にもありますように把握している限り毎年50名はコンスタントにあり、家さえ条件があれば環境のよい小国町に移住したいという町外の方は結構いらっしゃいます。町内におきましても空き家やアパートを探している町民の声をよく聞きますし、現に他市町村から役場に勤務することになった職員が住まいを探すのに、これ小国町の役場職員なのですが探すのに苦労した話や、町内の事業所からは町外から職員を採用した際に住まいがなくて結局町外に住んでもらっているなどの声も聞きます。また資料を見ますと隣町の南小国は当町に比べると先ほど言ったように減少が低下しております。しかし南小国でも住居が不足しておりまして町の二、三十代の若い方、特に最近若い夫婦が家を探して小国の空き家を探している光景は多々見受けられます。また九重や玖珠、南小国、阿蘇など近隣市町村の仕事場に勤務するのに、お互いの職場の中間にある小国に住まいを探しに来る若い夫婦も傾向としてあるなど、スーパーやコンビニも充実している小国町は住環境をしっかりと整備すれば確実に住民が増えてくる要素が大いにある地域でもあります。これらのニーズを考えると住環境整備に力を入れることが、ほかの子育て支援のところで補助を出すとかいろんな策もあると思いますが、住環境を整えることが1番人口減少対策にもつながると思っておりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もうその策が一番というところであれば限定的に検討させていただいて、いづれ予算をどの時期につけるか決めていかなければいけないというふうに思います。でも総合的に判断はしないといけないと思いますので、その部分では検討ということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 皆様にお配りさせていただきました資料、高知県梶原町。こちらについてはサブリースという制度を使いまして、町が空き家を大家さんからお借りして改修した後にリフォームしそしてその後10年間は町で運営していくそういった制度もございます。そのあとは大家さんに返すというようなかたちなのですが、1番に財源の確保それから改修費をどうするかというところなのですが、もう一つある熊本県空き家活用推進モデル事業。こういったもの

がございまして国2分の1、県が4分の1、町の負担が4分の1ということで4分の1ぐらいであれば例えば600万円の改修工事を行った場合150万円で町の負担は済みます。150万円は町の持っているサブリースで大家さんからお借りしているところを移住希望者とか、そこに住んだ方の家賃で賄えば、10年間ではもちろん月2万円としてもペイできるようなかたちになりますので、この辺りも是非活用していただいて御検討いただけるとよいと思いますが、その辺りを一応御答弁あればお願いします。

町長（渡邊誠次君） もう検討するか、しないかというところがございますので、課長答えにくいかもしれませんが、検討させていただきます。ありがとうございます。

1番（江藤理一郎君） これで私の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 予定していた3名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。次の会議を2時10分から行います。

（午後2時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後2時09分）

議長（熊谷博行君） 本日、児玉智博議員より職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議の提出がありました。賛成者は高村祝次議員です。そこでこれから議会運営委員会を開いていただきたいと思えます。

1番（江藤理一郎君） それでは、議会運営委員の議員の皆様、303号室へお集まりいただきたいと思えます。お願いします。

（午後2時10分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（熊谷博行君） 先ほど議会運営委員会を開いていただきました。それでは、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をお願いします。

1番（江藤理一郎君） 先ほど議会運営委員会を開きました。その結果を報告します。提出者、児玉智博議員より発議第1号の要望決議の提出がありましたので、追加日程第1として追加したいと思えます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ただいま議会運営委員長より報告がありました。この要望決議を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることについて採決をいたします。

この採決は挙手により行います。要望決議を日程に追加し、日程の順序を変更する議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、要望決議を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 追加日程第1、「発議第1号 職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第1号の提案理由の説明を求めます。

4番（児玉智博君） 発議第1号 令和7年12月12日

小国町議会議長 熊谷博行様

提出者 小国町議会議員 児玉智博

賛成者 小国町議会議員 高村祝次

職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議について

上記の議案を別紙の通り会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

決議案を読み上げます。

職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議

職員の逮捕、起訴を受け、町民の中には町政に対する不安と不信を持っている方もいる。また逮捕日の記者会見時の渡邊誠次町長の「違法性はないのではないかと思う」との発言により、ある大学教授から「今の段階では違法性がないとは言い切れない可能性もあり、やや先走った発言」との指摘もあった。言うまでもなく法律の判断を行うのは裁判所であり、刑事上の違法性の有無は裁判を通じなければ明らかにならないし、公務員が職務上の利害関係者と飲食をともにする事自体が地方公務員法の信用失墜行為に該当する恐れもあるものである。それなのに当該職員の監督者である町長が「違法性がない」との認識に立ち続けければ、町の信頼回復の妨げになるどころかあらぬ誤解すら生じかねないと危惧するものである。

町が一丸となり町政の信頼回復に臨むためにもこの意見を踏まえ、慎重かつ適正に対応する事を強く求め、下記事項について、ここに決議する。

記として

1. 「違法性はない」との発言を撤回し、発言の真意について広く説明を行うこと
2. 総務課長が職員統括者として町長をしっかりと補佐すること
3. 全職員への公務員としての倫理観の再確認・徹底を行うこと
4. 職員の士気を高めるため、町として迅速な対応を行うこと
5. 入札方法について外部有識者等の助言も受けながら検討すること

令和7年12月12日

小国町議会

小国町長 渡邊誠次様

少し補足説明をいたします。これは11月21日に我々10名の議員の連名により町長にお渡ししました要望書を今回正式に決議しようということでもあります。多少文言を「ですます調」から「である調」に変えるなど整えている部分もございます。

この1番の「違法性はない」との発言の撤回についてですが、昨日夕方のテレビ熊本それからNHKのニュースでも昨日の一般質問の様子などが報道されました。「違法性はないと信じたい」という見出しでネットニュースにも転載をされておりますが、そのヤフーコメントを見ると「違法性があるからこそ起訴されたのであって、町長が違法性はないと述べている時点でこの人は問題がある」とかそういった否定的な受け止めがやはり並んでおります。町長としては何とか火消しというかそういうつもりで信じたいというふうにおっしゃったのであらうと思いますが、ところがそれが電気火災に水をかけているような状況ではないかと思えます。今日の本会議でのやりとりでも「言葉がひとり歩きしている」ということをおっしゃいました。確かにその言葉がひとり歩きしている部分ではあるのですが、言葉をひとり歩きさせない、消火するためには一旦「違法性はないと思う」とか「ないと信じている」といった発言を撤回するしかないと思えます。その上で「違法性がある」とか「ない」とかいうこと自体言及することをやめるしかないのではないかと思えます。そうすることでこの事態を収束することで職員の皆さんが自らの職務に取り組みやすい環境を整えることも町長の役割であると思えますので、そういった思いでこれを出している部分であります。それから2、3、4というのは今回の一般質問でも町が取り組み始めているということは明らかかなと思うところです。5番の入札方法についてであります。9社での指名競争入札が行われてきたのは10社というのが原則だからということで説明がありました。しかし原則10社なのに実態としては9社での入札しかこの間行われていないということは、それは警察としては「原則10社だからというふうに言っても、でも実態はそうならないでしょう」と。「原則であるはずの10社の入札が行われていないのではないか」ということで疑いの目を持たれるきっかけになったというところで、この入札の在り方自体にそういう意味では問題がなかった、疑い誤解を招いたという点では問題があったのだというふうに捉えるべきだというふうに思います。ですので実際今回、南小国町からの業者を加えて10社での入札が行われました。そういうふうにしていくのか、あるいは原則10社という部分を変えるのかというような部分で、実際方針としてはまだ定まっていないのかなというふうに、はっきりどうするというのが今回の議会では示されていないと思えますので、そういう部分も含めていろんな知恵を借りて検討をして信頼回復に努めていただきたいという思いで決議案を提出させていただきました。

説明を終わります。

議長（熊谷博行君） ただいま提出者であります児玉智博議員からの説明をいただきました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6 番（松崎俊一君） はい、6 番です。

この分につきまして皆んなの共通の意見なのか、それから個人の意見を列挙しただけのものなのかをお尋ねしたいと思います。

4 番（児玉智博君） この基になっておりますのは11月の21日に提出をした連名のものであります。多少そのときの文章よりも言葉の表現としてはマイルドにしました。マイルドにしたのは私の判断であります、ただ基本的にここに書いてあることというのは1回皆さんが連名した分であります。その文書を作るに当たっては全員が集まって話し合いをしたものでありますので、これは個人の思いというよりは一旦共通認識になったものであるというふうに理解しております。

6 番（松崎俊一君） 11月21日に「要望を出す」ということについては皆さんが賛成して出したというかたちだと思います。ただ「決議をします」ということについてのサインはまだどなたも、「決議したい」という人もいたかもしれませんが全員の総意ではないというふうに思いますがいかがでしょうか。

4 番（児玉智博君） 決議をするというのは総意ではないということであれば、その点についてはそういう方もいるのかもしれないというふうに今御指摘を受けて感じたところではありますが、ただここに書かれている内容としては決議なのかただの非公式のものにとどめるかというのは、皆さんの思いが文になっているという点では違いはないのではないだろうかと判断しております。

6 番（松崎俊一君） 3回目になりますかね。

あのときの要望書に提出者が修正を加えて提出されたということで、要望ならば出したところですが決議とするならばもう一度皆さんにしっかり見てもらって文章の中身を精査して、これはある意味意見が出たものを列挙したものであるから「私は全て賛成です」とかではなくて、「私はこう言いました」、「私はこう言いました」というやつが書いてありますよね。そういうところでもう1回文書を皆んなに見て精査すべきというふうに思いますがいかがでしょうか。

4 番（児玉智博君） そういう場を設けていただければ私としましてはこれを1回委員会に付託する方法があるのか、そういう機会を設けていただくことについて私はそういう場を設けてもいいかと思えます。

議長（熊谷博行君） 取り下げますか。このままいきますか。このまま採決をしてもよろしいですか。

皆さんこのまま議事進行してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） はい、ではいきます。

ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

1 番（江藤理一郎君） 1 番江藤です。

そもそものところで言いますと非公式で出したときに私の発言としては3番目の「全職員への公務員としての倫理観の再確認・徹底を行うこと」という文言を私のほうで発言させていただきましたので、これを例えば反対討論にすると自分の言ったことに何か偽りがあるような気もするので、いささか微妙な気持ちですのですけれども今回のこの決議案につきましては反対という立場から発言をさせていただこうと思います。

今回の件を厳粛に受け止め大いに反省しコンプライアンス研修に職員一同努めてもらいたいというのはそうなのですが、このことについて「今後いろいろと追及していきたい」とか町長の発言の真意について私の知る限りでは余り言っている人がおりません。町民の方々、特に私の周りの3、40代の方々を含めると、このことについて発言する方はもういないです。それよりもこのことを踏まえてしっかりと反省した上で町を前に進めることが大事かなと私は思います。いろんなところで足踏みをしていると、やらなければいけない今の政策、先ほど私も一般質問をさせていただきましたが人口減少に関するところは早く進めていただきたいところがございます。ですので児玉議員からの提案については、もちろん全て反対というわけではないですしお願いしたほうがいい部分はとともあると思うのですが、タイミングという意味でこの場ではないのではないかなという意味です。私が思うのはこのタイミングでまた決議を出して回答をいただいてもあまりその効力というかですね。今後一番効力が出てくるのは判決があった時かと思います。司法の場で判決が出た上で有罪か無罪か、その上で我々議員が町の対応がおろそかな場合には議会として公式に要望を出すなど提言を出すなどしてはどうかというふうに思います。その上で、もしそうなった場合にどういったことを要望として出したほうがいいかということについては、判決が有罪、無罪であっても事件発生に至った執行部全体のガバナンス不全について町長は最高責任者として総括的な責任を明確に表明するとか、それから判決に基づく厳正な処分をしていただくとか、再発防止の徹底に向けた誓約をするとか、再発防止こういったことがないように最終的な検証を行う、そして職員含め役場組織風土の改革、そういったところの提言をしてはどうかと思ひ、この案に関しましては反対という立場で発言させていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 賛成討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号、職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議について、原案のとおり可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(熊谷博行君) 挙手少数でございます。

よって、発議第1号は否決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 高 村 祝 次 君

6番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月9日から12月15日までの7日間とする。

1.	議案第37号	小国町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第38号	小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第29号	小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第40号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第41号	財産の無償譲渡について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第42号	小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第43号	公共工事請負契約の締結について（町道新橋神原線橋梁（新橋）補修工事） 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第44号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第6号）について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第45号	令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について 令和7年12月9日 原案可決
1.	議案第46号	令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について 令和7年12月9日 原案可決
1.	同意第3号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和7年12月9日 同 意
1.	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和7年12月9日 適 任
1.	請願第1号	町職員逮捕に係る対応に関する請願について 令和7年12月9日 不 採 択
1.	発議第1号	職員逮捕に係る町の対応に関する要望決議 令和7年12月12日 否 決

《議案外》

令和7年12月9日

1. 議員派遣報告について
2. 議員派遣の件について

令和7年12月12日

1. 閉会中の継続調査の件
議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和7年12月9日

1. 職員採用の追加募集について
2. 消防団出初め式について
3. 二十歳のつどいについて

《一般質問》

(1日目)

1.	職員の逮捕について	P 1 ~ 7
1.	町職員の不祥事について	P 7 ~ 1 1
1.	わいた会分湯施設に対する町の見解について	P 1 1 ~ 1 4
1.	今期の除雪作業への対応について	P 1 4 ~ 1 6
1.	職員の指導について	P 1 6 ~ 2 6
1.	入札を巡る贈収賄事件について	P 2 6 ~ 3 3
1.	学校給食について	P 3 3 ~ 3 6
1.	地熱熱水の河川排水について	P 3 6 ~ 4 0
1.	小国ドーム、林間広場の施設活用について	P 4 0 ~ 4 5
1	今年の農業所得の状況及び小国町での果物生産について	P 4 5 ~ 4 7

(2日目)

1.	入札制度の公平性について	P 1 ~ 6
1.	独自施策の推進について	P 6 ~ 1 8
1.	人口が減少していくことへの対応と対策について	P 1 8 ~ 3 1

小国町議会会議録
令和7年第4回定例会

令和7年12月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119